

日野市議会会議録

昭和58年第4回定例会

第31号～第33号

12月7日開会

12月16日閉会

日野市議会

日野市立図書館

☎81-7354



14 32 465

昭和 58 年 第 4 回 定例会 日程

- | | | |
|--------|-------|---------------------------------------|
| 12月7日 | (水曜日) | 会期の決定、行政報告、諸般の報告、請願
審査報告、議案上程、請願上程 |
| 12月12日 | (月曜日) | 議案上程 |
| 12月16日 | (金曜日) | 審査報告 |

○ 12 月 7 日 水曜日(第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	5
諸般の報告	49
(請願審査報告)	(文教委員会)	
請願第 58-31 号	二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願	49
(議案上程)		
議案第 91 号	昭和 58 年度日野市一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分の 報告承認について	50
議案第 92 号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定に ついて	51
議案第 93 号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 94 号	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	62
議案第 95 号	昭和 58 年度日野市一般会計補正予算について(第 5 号)	63
議案第 96 号	昭和 58 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について (第 2 号)	74
議案第 98 号	昭和 58 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について (第 1 号)	74

議案第 97号	昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について (第3号)	77
議案第 99号	昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について (第2号)	77
議案第100号	日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結について	79
議案第101号	日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結について	79
議案第102号	市道路線の一部廃止について	89
議案第103号	市道路線の廃止について	89
議案第104号	市道路線の認定について	89
議案第105号	農業共済無事戻金の交付について	89
(報告事項)		
報告第6号	交通事故(日野市東平山一丁目20番地先路上の市の義務に属する事故)の専決処分報告について	92
(請願上程)		
請願第58-32号	ダイクマ南平店出店促進に関する請願	93
請願第58-33号	医療保険制度改革案反対に関する請願	93
請願第58-34号	健康保険改正に関する請願	93
請願第58-35号	日野市立八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願	94
請願第58-36号	ダイクマ南平出店阻止に関する陳情	94
請願第58-37号	遺跡調査に関する請願	94
請願第58-38号	一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願	94
請願第58-39号	日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願	94
(議案上程)		
議案第106号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	94
議案第107号	(仮)日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結について	96
散 会	97

○12月12日 月曜日(第2日)	
出席議員 99
欠席議員 99
出席説明員 100
議事日程 100
開 議 103
(議案上程)	
議案第108号	日野市一般職の職員の昭和58年度12月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
散 会 106
○12月16日 金曜日(第3日)	
出席議員 107
欠席議員 107
出席説明員 108
議事日程 108
開 議 113
(議案審査報告) (総務委員会)	
議案第92号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号	日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結について
議案第107号	(仮)日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結について
議案第101号	日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結について
議案第106号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

	(総務・文教・厚生・建設委員会)	
議案第 9 5 号	昭和 5 8 年度日野市一般会計補正予算について(第 5 号) …… 131	
	(厚生委員会)	
議案第 9 3 号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について… 139	
議案第 9 6 号	昭和 5 8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について (第 2 号) …… 140	
議案第 9 8 号	昭和 5 8 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について (第 1 号) …… 140	
	(建設委員会)	
議案第 9 4 号	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する 条例の制定について …… 141	
議案第 9 7 号	昭和 5 8 年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について (第 3 号) …… 142	
議案第 9 9 号	昭和 5 8 年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について (第 2 号) …… 142	
議案第 1 0 5 号	農業共済無事戻金の交付について …… 142	
議案第 1 0 2 号	市道路線の一部廃止について …… 143	
議案第 1 0 3 号	市道路線の廃止について …… 143	
議案第 1 0 4 号	市道路線の認定について …… 143	
(取 り 下 げ)	(総務委員会)	
請願第 5 8 - 2 7 号	昭和 5 7 年 4 月 2 1 日、(株) 新日本エンタープライズより、日野 市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設(誘致) は勿 論、自然破壊の伴う土地利用の総てをなすべきでない。また、 取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情… 145	
	(建設委員会)	
請願第 5 8 - 1 7 号	1 級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改 修について請願 …… 145	

(請願審査報告)	(厚生委員会)	
請願第 5 7 - 5 8 号	優生保護法「改正」に反対する陳情 …… 146	
請願第 5 7 - 6 3 号	優生保護法一部「改正」反対に関する陳情 …… 146	
請願第 5 7 - 6 7 号	優生保護法「改正」に反対する請願 …… 146	
請願第 5 8 - 6 号	優生保護法「改正」に反対する請願 …… 146	
請願第 5 8 - 2 0 号	優生保護法「改正」に反対する請願 …… 146	
請願第 5 8 - 2 1 号	優生保護法改「正」について請願 …… 146	
	(建設委員会)	
請願第 5 8 - 3 8 号	一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願 …… 149	
請願第 5 8 - 3 9 号	日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願 …… 149	
	(総務委員会)	
請願第 5 8 - 1 5 号	退職金引下げに関する陳情 …… 152	
請願第 5 8 - 1 8 号	公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を 求める意見書提出を願う請願 …… 152	
請願第 5 8 - 2 4 号	循環バスに関する請願 …… 152	
請願第 5 8 - 2 9 号	循環バス市案に反対する請願 …… 152	
	(文教委員会)	
請願第 5 7 - 6 号	日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター 設立に関する請願 …… 152	
請願第 5 7 - 7 号	遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 152	
請願第 5 7 - 5 6 号	図書館の夜間開館に関する陳情 …… 153	
請願第 5 7 - 6 4 号	中学校通学区区域変更に関する陳情 …… 153	
請願第 5 8 - 1 2 号	日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正 願い請願 …… 153	
請願第 5 8 - 2 6 号	日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情 …… 153	
請願第 5 8 - 3 5 号	日野市八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願 …… 153	
請願第 5 8 - 3 7 号	遺跡調査に関する請願 …… 153	

(厚生委員会)

請願第58-19号	合成洗剤使用の規制を求める請願	153
請願第58-22号	健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う 請願	153
請願第58-30号	社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての 請願	153
請願第58-33号	医療保険制度改革反対に関する請願	153
請願第58-34号	健康保険改正に関する請願	153

(建設委員会)

請願第57-27号	水害等対策に関する請願	154
請願第57-37号	高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願	154
請願第57-38号	住宅環境保全に関する請願	154
請願第57-51号	高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対 請願	154
請願第57-55号	高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願	154
請願第57-59号	土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅 地域を除外に関する請願	154
請願第57-60号	1・3・1バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守 って下さいに関する請願	154
請願第57-62号	程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願	154
請願第58-5号	高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願	154
請願第58-25号	ダイクマ出店阻止に関する請願	154
請願第58-28号	市道一部廃止について陳情	154
請願第58-32号	ダイクマ南平店出店促進に関する請願	154
請願第58-36号	ダイクマ南平店出店阻止に関する陳情	154

(継続審査議決)

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	155
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件	156

高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件	156
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件	156
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	157

(請願上程)

請願第58-40号	雨水排水に関する請願	157
閉会		157

12月7日 水曜日 (第1日)

昭和 58 年
第 4 回定例会

日野市議会会議録 (第 31 号)

12月7日 水曜日 (第1日)

出席議員 (29名)

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	篠野行雄君	11番	一ノ瀬隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋博君	15番	飯山茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄保君
26番	秦正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員 (1名)

4番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	前田雅夫君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照雄君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君		
財政課長	大崎茂男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和58年12月7日(水)

午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	行政報告
日程第4	諸般の報告

(請願審査報告)

日程第5 請願第58-31号

(議案上程)

日程第6 議案第91号

日程第7 議案第92号

日程第8 議案第93号

日程第9 議案第94号

日程第10 議案第95号

日程第11 議案第96号

日程第12 議案第98号

日程第13 議案第97号

日程第14 議案第99号

日程第15 議案第100号

日程第16 議案第101号

日程第17 議案第102号

日程第18 議案第103号

日程第19 議案第104号

日程第20 議案第105号

(文教委員会)

二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願

昭和58年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について

日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昭和58年度日野市一般会計補正予算について(第5号)

昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第2号)

昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第1号)

昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第3号)

昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第2号)

日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結について

日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結について

市道路線の一部廃止について

市道路線の廃止について

市道路線の認定について

農業共済無事戻金の交付について

(報告事項)

日程第21 報告第6号 交通事故(日野市東平山一丁目20番地先路上の市の義務に属する事故)の専決処分報告について

(請願上程)

日程第22 請願第58-32号 ダイクマ南平店出店促進に関する請願
日程第23 請願第58-33号 医療保険制度改革案反対に関する請願
日程第24 請願第58-34号 健康保険改正に関する請願
日程第25 請願第58-35号 日野市立八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に
願
日程第26 請願第58-36号 ダイクマ南平出店阻止に関する陳情
日程第27 請願第58-37号 遺跡調査に関する請願
日程第28 請願第58-38号 一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願
日程第29 請願第58-39号 日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願
追加日程第1 議案第106号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第2 議案第107号 (仮)日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結
について

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで

午後1時4分開会

○議長(石坂勝雄君) これより昭和58年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

次に日程第1、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第70条の規定により、議
長において

29番 滝瀬敏朗君

1番 橋本文子君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長(奥住芳雄君) 議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る12月の5日議会運営委員会を開催し、昭和58年第4回定例会の会期、日程等につい
て協議をいたしました。その結果、会期は、本日12月7日より12月の16日までの10日
間と決定をいたしました。なお、日程等につきましてはお手元に配付された書類のとおりで
ございます。よろしく願いをいたします。

○議長(石坂勝雄君) ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石坂勝雄君) 御異議ないものと認めます。よって会期は本日から12月16
日まで、期日10日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君) 本日より本年度第4回定例市議会をお願いする次第ござい
ます。何分ともよろしく御指導をお願い申し上げます。

冒頭に当たりまして行政報告を行う次第でございます。私から3件につきまして行政報告を

行わせていただきます。

一つ、市幼児教育センターの開所について。

かねて御報告しておりますとおり、日野市幼児教育センターの業務を小規模に開始する目的をもって、市立第一幼稚園の一部空き教室を仮事務所として開所、発足をいたさせました。11月1日に開所式を行い、議員各位のほか、東京都よりは都立教育研究所所長、同指導部長、幼児担当指導主事のほか案内書を差し上げた関係者の御出席をいただきました。また、別に10月1日付で重松鷹泰氏を所長に、また、日本幼児教育センター所長、岩城康夫氏、明星大学教授、岸 俊彦氏及び岡田正章氏の3名をスタッフとなる非常勤研究員として委嘱発令をいたしました。報酬は無給とし、委託料によって運営をされるものであります。なお、同研究所には、目下研究助手1名、事務補助手1名を臨時採用し、研究事務に従事し、事業を進めております。

次に第2、南多摩斎場組合加入についての報告であります。

多摩ニュータウン関係4市で南多摩斎場一部事務組合を組織し、管理者、町田市長であります。火葬場及び斎場の運営を行っております。

本市の火葬場の事情等にかんがみ、この事務組合に加入することについて打診をしてみましたところ、了解が得られそうな状況にありますので、先日は関係各市の理事者にごあいさつをし、目下、事務当局との折衝を進めております。いずれ議会の御承認を得た上で、公式な手続を進めたいと考えております。

3. 流域下水道の進捗状況についてであります。

本市の最も関心事である公共下水道事業を推進するためには、何より都が担当される流域下水道処理場の事業進捗が前提となります。そのため、都御当局へ事業の取り組みを強めていただく要請をしておりますが、浅川処理場の関係地域ではすでに理解が得られ、用地買収の前段の事務を進めております。処理場予定地にあります3企業の移転先がほぼ確定し、当局はこの用地を本年度中に買収する予定と聞いております。なお、他の民地についても測量を終えて各筆の割り込み作業を行い、また、各権利者の確認を得て買収交渉に入り、見込みとして63年度稼働を目途に、建設工事が行われる見込みが立ちつつあります。この推移に合わせて市施行公共下水道事業の年次計画を実現できる見通しが明らかになりつつありますことを中間として御報告申し上げる次第であります。

私より、以上3点を御報告申し上げ、助役が都立高校誘致のことについて、他は資料、印刷物をもって提出しておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君） お許しをいただきまして、助役から4番目の事項としまして都立高校誘致の近況について御報告を申し上げたいと思います。

都立高校の誘致につきましては、昭和55年以来、市民各界の要望の上に、市議会の強力な要請決議をいただき、南平八丁目の市公社所有地が最も有力な実現の期待できる状況となっております。これが近況でございます。

これに対応するため、市開発公社としましては、現在、予定地に防災工事としての造成計画を進めるとともに取りつけ部分の用地確保、進入路拡幅等の実務を図っております。なお、昨今は地元説明会を開き、事前の御理解と協力をお願いしているところでございます。

議会におきましても、一層の御鞭撻と御指導をお願いしまして、近況の御報告といたす次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。市川資信君。

○19番（市川資信君） 1点、行政報告にかかわる、関連してお尋ねしたいと思うんですが、去る11月の22日の各新聞によりますと、森田市長の世間一般で言われております盟友でございました北条 忠、多摩環境開発株式会社代表取締役、この方が、御存じのように長い間日野の自然を守る会の理事長であり、また、ナショナルトラストの会長をしておる。ましてや、この地域の日野市の都計審の委員もしておる。また、そのほかにいろいろと肩書きを持つ有名な方でございますが、この方が、新聞によりますと昭島の平田建設会社の前の代表取締役であります平田幸男さんから3億円の詐欺をしておった。で、さらに、11月の27日の新聞によりますと、警察の取り調べによると大手の建設会社の子会社から、さらに6億数千万の詐欺も働いておった、という記事が載っておりました。

私も非常に驚いたわけでございますけれども、それに関連して、この北条 忠さんは、本議会にも58年の9月の26日に、いわゆるたぐいまれな報告のあった都立高校用地、日本エンター

プライズの日野市が買った用地に高校並びに開発を一切してはならないという陳情がなされておる。さらに10月の6日には日野市長に関する監査措置請求も出されておったわけでありませう。そういう、市議会にも、あるいは行政当局にも、大変深いかかわりのあったこの北条 忠氏のこの新聞記事に驚かざるを得ないのは、私一人ではなかろうかと思ひます。

そこで、市長にお尋ねしたいんですけども、ちまたでは、市長との盟友と言われるぐらいでございますから、いろいろと取り交わし、取り決め等があったのではなかろうかと私どもも推察するわけでございますけれども、この豊田南口再開発事業にかかわる北条 忠氏と市長との何らかの取り交わしの文書、あるいは取り決めの覚書等が現実にあったのかどうか、はっきりと1点目をお答えいただきたい、かように思ひます。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 11月末に新聞報道されました北条 忠氏にかかわる不祥事件と言うべきことに対しましては、いま市川議員から質問の中で用いられたような、盟友という関係は別段ございませんが、市民運動の一つの緑を守る市民運動のリーダーとして、日野の行政とのかかわりもございました面、大変遺憾に存じております。

また、御質問にあります豊田南口にかかわります開発のことについて、何か約束事があるか、こういう質問でございますが、約束事というものは全くございません。豊田南の区画整理にかかわりまして、地元から20名ばかりの準備会委員というのを推薦していただきましたが、その中の1名として、いわゆる南口の区画整理事業につきまして、数回か会合を持ち地元の意見を聞き、また、皆さんに地元とのパイプ役のお役目をお願いをしたことはございます。また、ちょっと資料持ちませんが、日野市都市計画審議会委員という役目が、いま任期2年の委嘱であります。2期目に相当しているのではないかと、というふうに思っております。もう一つの公職と言うべき委嘱人事としては、緑化推進委員というのををお願いをし、これも2期目ではないかと思っております。

このようなかかわりにおきまして、大変遺憾であり、残念な出来事であると思っておりますが、御本人からそれぞれの公務についての委嘱を辞職したい、という書き物をいただきました。それぞれ解嘱の処分を行っております。そのほか自然を守る会の理事長というわれわれの地域社会としての緑を守る行政にも一役買った経過もあるわけでありまして、そういう意味では、大変遺憾であったと言わざるを得ません。その他につきまして、市の行政、あるいは、たとえ

ば私との関係で、自然を守る市民運動の代表者としてのおつき合ひはございましたが、その他のあの方の事業に対するつき合ひというものは全くございません。市の行政についても時に私的意見を申し出られたとありますけど、それらは市の行政の中で特別に寓したこともなく無理なことはお断りをしてまいっております。その内容と申しますのは、特に南口開発、南口再開発につきまして私的な見解を持っておられたようではありますが、このことについては、全く特別な意見を聞いたこともなく、また、何ら採用したこともないということでございますから、特に、いまの質問について申し上げることもございません。以上のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） ただいまの市長の答弁を聞いておりますと、豊田南口の開発、区画整理であるか再開発であるかは別として、約束事は何もないという答弁でございます。

ならば再質問させていただきますけれども、私が冒頭に申し上げましたように、58-27号のいわゆる都立高校用地に関する陳情の件、さらには58年10月6日の市長に関する措置監査請求書が、11月の2日の日にどちらも取り下げられております。取り下げられておるといふ過程の中で、市長との円満なる話し合ひがついた、という記事が新聞に載っておったわけですけれども、円満なる話し合ひがついたということは、私どもが議員の立場で推察するならば、当然以前に何らかの約束があったものを、その約束を履行しない市長に、不満を持って、陳情なり監査措置請求をとった。それが2人で話し合ってみたら、また話し合ひがついたんで取り下げたんだ。当然そう推測、あるいは想像せざるを得ないわけでありませう。では、この2つの件を取り下げた2人の話し合ひでは、どういったことを話し合ひ取り下げられたのかどうか、明快な答弁を求めます。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えいたします。

南平八丁目校舎誘致にかかわります監査請求というのは、私どももまことに唐突であり、真意を多少疑うような見解を持っておりました。しかしながら、監査請求という行為は、市民の権限、権利と申しましうか、どなたでもなし得ることありますから、特にそのことに対する本人に対しての弁明とか働きかけとかということを行ったことは全くありません。取り下げられたということは、自発的にすべて自分の御判断で行われたことだと思います。ただ、取り下げられることを監査委員事務局に申し出られる際に、自分がいままで主唱してきている0.1平米

運動について、このことにつきましては行政の立場としても可能な支援をしたい、というふうに表明いたしておりますが、そのことを引き続き行ってほしいということでもありますので、それは別段やらないと言ったこともないし、態度が変わったことではない、という程度のことしか特別に取引的話は全くございませんでした。したがって、本人のお考えでは恐らく監査請求をするということは、確かに日野市の市民運動に対する支障のある運動であります、みずからそのことをよく察知されて、全く自主的な取り下げ措置をされたものだ、このように思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） この取り下げた件についても何ら約束がない、また、当初の南口の開発についても何ら約束がない。これをもう一回簡単明瞭で結構ですからおっしゃっていただきたい、ということが1点。

実は、私どもに対するいわゆるナショナルトラストについての、各議員恐らく全議員にいろいろお願いが来てたと思います。私どもにも協力してくれ、ということをお宅にも参りました。私は、その返事も参加もいたしませんでした。なぜかと申しますと北条 忠さんは、確かにいろいろとお役を務めてまいりましたけれども、私どもに日ごろ入るちまたのうわさというものは、そんなまやさしいうわさじゃないんです。もっと手厳しいうわさが鈴木独歩と並ぶ人物である、ということをはっきりと私どもに訴える人が1人、2人じゃないんです。私もこういう犠牲を受けました、私もこういう犠牲を過去において受けました、という人が何人もいられるわけです。だから、私はそういう人物と行動はともにできない、というんで、この一切のあの人との協力関係は絶ってきたわけでありまして、不幸にして、あなたはちまたでは先ほど冒頭申し上げましたように、盟友の森田市長との関連で、当然、何らかの約束事があったんだろうと思うからこそ、ただいま私は質問しているわけでございますけれども、ひとつ、たとえば南口の開発に当たっても、自然保護団体が指定地域にしようとする、この自分の用地だけは外して東京都に申請してくれ、というようなこともあったというようなことが新聞にも堂々と載っているわけです。

そういうような人との長いつき合いであって、自然に私どもは森田市長も疑わざるを得ないという立場に立つわけなんです、いまの言った2点、豊田南口の再開発について何にも約束がなかったんだ、といまおっしゃられたんですが、間違いはないかどうか念を押すことと、それ

から、この取り下げについても陳情及び監査請求についても、何ら約束がなかったんだ、こういうふうにいま森田市長言ったんですが、間違いはないかどうか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどもお答えの中で申し上げておりますとおり、北条さんという方と私的な交渉事は全くありません。したがって、自然を守る会の代表者、あるいは0.1平米運動と言われるナショナルトラスト運動の主唱者であった。その運動のいろいろな外部に対する働きかけをされた方である、ということはお聞きしておりますけど、私がおもひ御本人に多少の忠告をしたとするならば、足元こそ大切であって、何かマスコミを使ったり、あるいは他の行政の権限を特別のつながりがあるごとく言ったって、これは全く運動の成功には無縁と言っているくらいだと思います。むしろ南口の開発についての意思があるならば、関係の地域の方々と信頼関係を結んで、そうして公的な意味での発展を期待されるということは結構ですが、私的な考え方が一部分でも出るとすれば、ますます人の信用は失っていくことになるでしょう、という程度の勧告はしたかと思っております。また、すべて私の話をしました経過の中には、そのようなことが主体でありました。

したがって、いま2点について特に何らかの約束事なり取引なりがあったのではないかと、という御質問に対しては、先ほどもお答えをいたしましたとおり、何一つ全くございませんということで御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 私もさらに質問したいんですがございますけれども、いま、市長が一切約束がない、私的な交渉は一切ない、というようなことでございますので、さらに質問することもございますが、質問を留保させていただいて、私は、きょうはこれで終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君） 名古屋史郎君。

○21番（名古屋史郎君） 行政報告書の教育委員会の遺跡調査会の使途不明金の捜査送検についての報告について伺いたいと思います。

この、何ページですか、65ページですか、に告訴している、それから、書類送検をした旨の通報を受けた、という御報告ですが、この行政報告書の原稿は、いつ出されたものか伺いたいんです、まず。というのは、11月11日付の毎日新聞、朝日新聞、読売新聞などで、わが

市議会に関係のある、大変お骨折りを議員の皆さんにおかけした百条委員会で、偽証、証拠偽造、トップの大変大きな活字で新聞記事が出ているわけです。で、この行政報告は、この新聞記事の一部が載っていて、俗に言うセンセーショナルな書き方、かなりセンセーショナルなわけです。これは。このことが報告されないで、要するに要点だけ出ている。この辺で日づけのずれがあるのか、それとも新聞記事は新聞記事だ、ということなのかどうかですね。

ただ、この新聞記事も、あわせてお答えいただきたいんですが、新聞記事は新聞記事であって、関知するところではないということなのか。ここに書いてあるとおりの経過があったのかどうか、ということですね。要するに捜査説明というんですか、経過説明を警察から受けた教育次長が、10日ですか、百条委員のメンバーの皆さんに説明をしたのは、こういうことだというふうに書いてあるんですが、新聞に書いてあるとおりがいいかですね。こういうことは言っていないというのなら言っていない、とおりに言っているなら、とおりに言っていることをお聞きしたいために、最初の、どうしてこの報告書の原稿を出した時点と、この新聞記事が10日に行われたその説明ということとですね、説明の内容が証拠偽造と偽証、こういったことが大きく書かれているわけですから、このことが抜けているわけですね、報告の中に。ですから不確かなことだから載せなかったのかどうか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） お答えをいたします。

まず、第1点目の、行政報告に載せましたいわゆる遺跡調査会の使途不明金の結果につきましての、原稿の提出日でございますけれども、これにつきましては、行政報告の方は、総務部の庶務課の方で扱っておりますけれども、10月分の行政報告につきましては、11月15日までに庶務課の方へ出すというふうになっておりますので、11月15日の日に提出をしたわけでございます。

それから、第2点目の、いわゆるその百条委員会とこの行政報告に載っております記事の関連についての件でございますけれども、この記事につきましては、あくまでもこの表題にうたっておりますとおり、今回のいわゆる遺跡調査会の使途不明金につきまして、3月の11日と、それから7月の21日の2回にわたりまして、2,122万3,224円という使途不明金につきましての捜査を、日野警察の方に依頼したわけでございますけれども、これにつきましては、一応11月1日の日に日野警察署の方に捜査の結果が出ましたので、これを地検八王子支

部に書類送検をしたということで、日野警察署におきますところの捜査の結果につきましての御報告を、この書面をもちまして報告したということでございます。

したがいまして、ただいま御質問がございました、いわゆる百条委員会におきますところの偽証の問題、あるいはまた領収証の偽造の問題、これにつきましては、先ほど議員さんの御質問にございましたとおり、11月10日の日の午前10時に旧百条委員の方々を議長さんがお集めいたしまして、その席でたまたまある議員さんの方から、私の説明が終わった後の段階におきまして、ある副団長が百条委員会におきましての偽証につきまして、ある議員からの御質問にお答えしたということでございまして、この件につきましては、そういう意味で、百条委員会とは別の捜査報告の結果についての報告ということで、その百条委員会におきますところの偽証の問題等については、この報告の中には省略をした、こういうふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 名古屋史郎君。

○21番（名古屋史郎君） そうすると、報告書の方はいわゆる説明のあった送検ですとか、そういう結果というか、きちっとしたことだけで、新聞報道はお集まりいただいた委員さんの中からの質問に対して答えた。この記事どおりのわけですね。ですから、報告書の方は何ていうんですか、送検した旨の通報を受けたということだけを行政的に報告をして、そして、新聞記事の方はほぼ間違いのない。質問に対して答えた内容が新聞記事になっている、というふうに理解してよろしいんですか。

議長、続いて、それでは、新聞記事はよく新聞の報道は新聞の報道だと、事実とは違いますがとかということがよく世間ではあるわけですね。ところが、いま議会の本会議場で、日野市の教育次長さんが、警察から受けた説明によると、ここに新聞記事になっている事実は警察の説明の中にはっきりあったことだ、こういうふうに明言されているわけなんで、この場合は、行政報告ですから報告をされた方に質問をするのが筋だろうと思いますが、私は、あえてここでお許しいただければ、せっかくのお骨折りを百条委員会の方にはおかけをしたわけで、何か、この記事にもよりますと、議会は、証人が偽証したと認める場合は、告発しなければならない、ということに基づいて、鋭意、何回も開かれた百条委員の皆さんの御苦勞を非常に多とするものです。そういう意味で、議長さんの見解をここで伺っておきたいんですが、ここに書いてあるとおりのことだということで、しかも、規定によって告発しなければならないということで

あるならば、議長の見解として、この問題について、どんなふうに対処されようとしているかをお答えいただければありがたい、こういうふうに思います。

○議長（石坂勝雄君） ただいまの名古屋議員の御質問なんですが、議長としては、特段いまこうしようという考えは持っておりません。ただし、各会派なり、この問題に何かいわゆる議会がどう対処すべきだと、こういうことであるならば、代表者会議等開いてやることに何かならうかと思えます。しかし、現在の時点では、私、いま、名古屋議員が初めてこういう発言をされたということなんで、議長もほかの会派からこの問題に対してどう — 百条委員会は解散しておりますので、どう対処するんだというようなことは、何ていうか、聞かれておりませんので、以上の点だけのみ、各会派から何か出てくれば代表者会議等で御相談をしたい。これ以外に申し上げる段階ではないのではなからうか、こう思います。以上です。名古屋史郎君。

○21番（名古屋史郎君） 私は、百条調査委員会の方々は、いわゆる宣誓をしていた証人を呼んで、力いっぱい御努力をされたと思うんです。しかしながら、警察の見解では偽証、証拠偽造だというふうにはっきりと言っているわけです。また、教育次長も憶するところなく、そういう説明があったと、こう言っているわけですから、大変な血税がどこへ、どう行ったか証拠不十分でわからない面がたくさんあるという、こういう時点を見ていて、大変な御苦勞をされた段階で、あの場合はあの範囲しか、私は、百条委員会というのはできなかったと思うんですね。で、問題は宣誓をしている方がはっきりと偽証だ、証拠偽造だということがはっきりしているわけですから、もう、いまの段階では、はっきりしているわけですから、議長が言われたように、各派がそれぞれ議長のリーダーシップに従って行動しなければ、何かおかしい感じが私はいたしますので、それらの際は、ぜひリーダーシップを発揮されることを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 次に、簗野行雄君。

○10番（簗野行雄君） まず最初に市長の市幼児教育センターの開所についての説明について質問いたします。

行政報告書の72ページにこのことについて説明が載っております。私は、本来この幼児教育センターの主たる研究目標は、幼・保一元化だと、こういうことを以前から聞いておたし、そうであると思っております。この72ページの説明で、当面の研究重点目標は、次の3項目

であるということで載っておりますが、どうもこれを読んでもどういうことだかよくわからない。まして、3番目の各人の個性化の端緒の研究だというようなことが、果たして幼・保一元化とどういうふうに結びつくのか理解できません。それと — まず、その辺、どういうふうな関連があるのかということ。果たして最初からのこの幼・保一元化という目標はどうなっているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この幼児研究所の幼・保一元化、つまり正確には保育一元化であります。これをねらいとする研究努力であることは、従来御認識をいただいております。そして、多摩平の第一幼稚園、これは保育園が傍らにありますし、そういう意味で、いわゆる小規模な、小規模な寺小屋風なセンター業務の発足ということで開所した、こういう報告をしたわけでありました。

この3歳児、この0歳から3歳までのというふうなことが書いてありますが、つまり、私の聞いておりますところでは、この幼稚園児、保育園児にかかわらず、つまり、同じ子供という、幼児という対象にいたしまして、性格の形成される一つの経過を記録化しよう、こういうことだというふうに伺っております。研究専門家の研究内容でございますから、いま、他の者がかわって御理解のいただける説明はしかねるかもしれませんが、目指すところはそういういわゆる保育一元化ということを目指し、また、幼児が育つ人格形成の過程において、一番この3歳ごろが大切だ。三つ子の魂百までという言葉をよく聞くんですが、そういう意味でのこの記録情報の、情報記録について、その用務の緒が開かれた、このように理解をしておるところでございます。

具体的な詳しいことにつきましては、また機会を見て、その衝に当たってられる方々の説明をする機会をお願いしたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君） 簗野行雄君。

○10番（簗野行雄君） 確かに幼・保一元化というのは、教育面で大きな問題であるということは、私も理解しているわけですが、果たして、このような研究を細々と続けて所期の目的が達成されるかどうか、ということは私は非常に疑問に思っております。経済が低成長時代に入って、国の財政はもちろん、地方自治体の財政の将来の見通しというのも非常に厳しいわけでありまして、各自自治体が、行政の軽量化という目標に向かって、一生懸命努力してい

る現状であります。

日野では、富裕団体と言われておりますけれども、将来の見通しとしては、そんな楽観は許せないと思います。行政の守備範囲ということをよく言われているわけですが、果たして、このようなことが行政の守備範囲に入るのかどうか、根本的に私は疑問に思いますし、ほかにも、このようなことをやるなら、もっとやるべきことが、自治体の本来のやるべきことがいっぱいあるのではないかと、このように考えております。

意見を申し上げて、この質問は終わります。

○議長（石坂勝雄君） 簇野行雄君。

○10番（簇野行雄君） 助役から、都立高校誘致の近況について、ということで報告がありました。去る9月議会でこの区域の市道廃止の議案が出てまいりました。その審議の過程で、昨年4月、新日本エンタープライズから、この土地を買収した時点で、間違っただけで市道部分までも買収してしまった、ということが明らかになったわけでありました。その審議の中で、早急に責任を持って是正措置を講じます、という理事者の約束でありましたけれども、その後の経過はどうなっているか、お伺いしたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） ただいま御質問のごございましたような経過で、9月議会経過を、お約束等もしておるわけでございます。

この問題につきましては、その後、当の日本エンタープライズの方へ電話連絡し、交渉等もしております。それから、境界確定という問題も絡んでまいります。それで、この12月の9日ですか、東京都の方からじかに大里3号線、あるいは大里3ーイ号線、これは買収地の外にあるか中にあるかというふうな境界の確定という問題がございます。それがいまの予定では、東京都の方から9日に参るというふうなことになっておるわけでございます。それらが全部済みましてから、きちっとした御報告を申し上げたい。できますれば、それが経過しました — 建設委員会が12月の12日にあるようでございますので、まず第一段としまして、その結果についての「お墓」と呼ぶ者あり）建設委員会に御報告申し上げたいと思っております。それから、当然お墓も絡んで、小昏さん、それから、平さんですか、のお墓も絡んでまいるわけでございます。それらを、それら皆境界確定と絡んでまいりますので、すっきりした形でまず12月の12日の建設委員会

に御報告し、その後、議会へ御報告申し上げたい、このように存じておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 簇野行雄君。

○10番（簇野行雄君） 9月議会からすでに二月以上経過しているわけでありまして。いまの助役の説明では、新日本エンタープライズと電話連絡を取ったということですが、非常に大事な問題ですし、きちっとしなければならない問題でありますので、責任者は新日本エンタープライズへ電話連絡でなく、直接行ってこういうことは交渉すべきじゃないか、そのことをまずひとつ指摘しておきます。

それから、この是正については、新日本エンタープライズは、電話連絡でも何でもいいんだが、どのような内容を示したのか、このことをお伺いします。たとえば是正に應じます、ということですか、それとも、どういうことなんですか。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 10月2日の私とのやりとりでございますけれども、きちんと公道部分というものが要するに間違っただけで買収地の中に入っているというふうなことがはっきりしますれば、いろいろと国はきちっとした商売をしたつもりでいるけれども、新日本が言うとお大変あくどい商売をしたような形になっていて、商道徳の上からも大変迷惑を受けている、こういうようなことを前段に言っているわけでございますけれども、まともな商売をするというのが私たちの考え方なので、そういう間違っただけで買収 — 公道部分が売られ、あるいは市の方で買い取ったと言うならそれがはっきりするならばはっきりした要するにその部分についての金額、金銭による精算には応じます、こういうふうなことになっておるわけでございます。

それで、その部分のはっきりした面積の確定ということで、境界確定等が絡んでまいります。それで、用地課の方で東京都の確定課、私も確定課には行っております。早く12月議会 — きょう、もうはっきりした御報告ができるようにと思ひまして11月中に来ていただくように、というふうな考え方で交渉したわけでございます。このぐらいのことでございますと、9月の議会でも、東京都の権限ある人が、日野市に参らないで承認する、というふうな方法をとるのが多いようでございますけれども、今度の場合にはぜひ日野にじかに来て境界確定してほしい、というふうな要請をしているわけでございます。それに従ひまして、11月中にぜひ来て、派遣されるように、というふうにご課長には再三お願いしたわけでございますけれども、12月に

なりました。9日に来るようでございます。9日に来るということになっております。それを終わりましたから、きちんとした境界確定を踏まえたもので、御報告申し上げたいと思いますので、多少御猶予願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） 手元に9月議会のときの資料がないので、詳しいことは申し上げられませんが、誤買収の公道については、私はすでに査定済みの土地だと、たしかそうだと記憶しております。いまさら都と立ち会いで査定しなければ面積が出ない土地ではないんじゃないか、そうだと思うんです。

いま一点、是正は是正として誤買収というはっきりした行政的なミスがあったわけです。また、これは公金の不当支出にもつながるわけです。そのときに、聞きましたところ誤買収などということは日野市においても余り前例のないことだというようなことも聞きました。大きな行政的なミスであるわけです。責任者なりについての処分なり処置はどうしたか、やってあるのか、ないのか、ひとつ質問します。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 大里3号線につきましては、おっしゃるとおり、すでに東京都の境界の確定ということはされておるわけでございます。ただ、これに絡めまして、要するに全体の地積というものが要するに境界確定と絡めまして、さっき御指摘もございましたお墓等もやはり全体の地積に絡むわけでございますのでその確定をもって全体的な要するにエンタープライズからの土地の買収についてのきちっとした結論を出す、こういう考え方でございます。

それから、買収についてのミスの責任ということについては、まだ処理はされておられません。

○議長（石坂勝雄君） 旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） どうも繰り返し申し上げるようですが、もう大分前の問題ですよ。それについてはっきりミスがあったということも間違いのないわけです。その処分をいまだもってしていないということは非常におかしいと私は指摘しておきます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか、旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） 続いて、ちょっとこれは収入役になりますが、お聞きしたいんですが、2の昭和58年度一般会計款別歳入執行状況ですね、その市税について執行率が

5.2.6%となっております。昨年の同時点の同じ行政報告書を見ますと、この執行率が5.6.7%、約、ことしは4.1%低下しているわけです。続いて25ページの市税の調定及び収入状況の市民税の収入率も4%、これは25ページですが、低下しております。この辺はどうなっているのか、原因はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 収入役。

○収入役（加藤一郎君） ただいまの数字で昨年との比較で4.1%市税が低下しているということですが、これにつきましても事実でございます、この内容につきましては詳細は市民部長の方からお答えいただければと思うんですけど、特に法人市民税が、これが今回の補正予算の中にも減額で計上してございますけれど、法人市民税が落ち込んでおります。額で最近の状況で見ますと約7億程度減額になっている、こういう状況が続いておりますのでこういうふうな昨年と比較しまして減額になっているということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） 現在は中間的な数字ですから何とも申し上げられませんが、この4%の落ち込みというのは、非常に大きい幅なんです。これが決算時にこのような数字が出るということは、大きな市の財政に影響が出るわけでありまして。非常に経済状況が、いま言ったように、答弁にあったように厳しいということもありましょけれど、収納についてはいま一層の努力をお願いしたいということを指摘して、この質問は終わります。

○議長（石坂勝雄君） 次に、古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） まず、お聞きしたいのは下水道が63年に稼働するようにしたい。あと5年なんです、4年ちょっと。具体的には市長はどのような指示を部長に与えたのか。まず、この点をお聞きしたい。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えいたします。

下水道事業の推進には何といっても流域下水道、浅川処理場の稼働が前提であり、その稼働させる工事をするためには、用地の確保が前提となってくる。こういうことで鋭意目標のために努力をされております。きょう御報告したのは、特に3大企業の――大じゃありませんが、三つの企業の行方がほぼ見通しがついたということと、それから、その他の民地の地主さ

んの、何割りといいましたか—— 割り込み作業が進んでおりますのでこれを確認をしてもらっていいよ単価の提示もあって買収工事に入る、こういうところまで進んだというかなり大きな前段の用地取得の進捗状況である、ということを強調して御理解をいただきたいわけでありませう。

そこで、私も先般、下水道、多摩下水道本部の所長にも会いまして、そうして、強くお願いをするとともに将来の稼働目標、63年には見通せるという感触を言葉の中でいただいた、こういうこととでございます。したがって、その目標が立てば、これは公共下水道の範囲は市が施行する直接の事柄でありますから、一定の事業決定、そして、年次計画に基づく計画が立ち得る、こういうことまで進捗して、ようやく見通しが年次を示すこともあわせ具体化する状況にあります、ということをお報告をしたつもりであります。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） あのね、いま言ってる、その東京都の鈴木知事が非常な努力をしているということはわかった、よく、日野市のために。そうすると、日野市長は何をするのかということになれば、63年までに市の全域の污水管をつくり上げることですよ。そういうことでしょ。処理場は東京都知事鈴木俊一が夢中でつくっているわけです。日野市長森田市長は日野市民、東京都のその熱意にこたえなきゃいけませんよ。63年までにつくり上げますという感触得たら、わかりましたと。それならば、日野市の全域の公共下水道を63年までにつくります。こういうふうにするのが、やはり知事の温かい心に対するあり方ではないかと思う。私たちは、東京都知事がやったことの報告を、ここで聞いたってしょうがないんです。いまの報告は、東京都知事のやっている仕事の御報告。あなたの仕事の報告を、計画をはっきり聞かなきゃいけない。そうしなけりゃ、部長だって仕事できないんだよ。結城部長なんか仕事がなく困ってる。（笑声）ないんだよ、実際、どうしていいかわからないんだな。4年ですぜ、あと、稼働までに。それならその稼働される能力に応ずる污水がその処理場に入らなけりゃいけない。そうでしょ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そのことをだな、いいんだよ、部長は何も聞いてねえんだから、まだ、これから指示しようと思ってますというんです。だから、私どもはやっぱ東京都知事の報告を聞いてるんじゃないんですから、その点をしっかりしてもらいたい。

第2点、私どもは今度はちょっと聞きたいのは、北条さんのことを聞くと大変失礼ですけれ

ども、その前に聞きたいんですが、生野前企画財政部長は、社会福祉協議会の事務局長に就任するために福祉部の主幹になられた、こういうちまたのうわさを聞いております。このことは事実ですか。退職後ですよ。社会福祉協議会事務局長の就任のために福祉部主幹になられた。市民がみんな言っているんですよ。ただ、この事務局長というのは会長任命なんです、市長任命じゃないですよ。会長は花輪先生です。そここのところの連絡が取れているのかどうか。ちょっと先ほど福祉部主幹にいきましたという御報告があったようですから、どういう、花輪先生とどういう、会長とどういう約束になっているんですか、そここのところをはっきり……。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 下水道の進捗状況についての報告は、要するに前段が整いつつある。それに合わせて市が直営する公共下水道もそれに合わせて計画をつくる。つまり、年次計画が立てられるように具体性ができてきた、ということをお話ししておるんでありまして、いまのような、いま受け取られたように、質問されたそのこととは全く違うわけでありませう。これから年次計画も示していく、こういうことが可能になった、と申し上げているわけでありませう。

それから、生野前企画財政部長を福祉部の参与に任命をした。これは本人の健康上の理由によるものであります。そして、別のこの日野市社会福祉協議会、これの会長から、事務局長は特に行政との密接な関係も必要なので、できれば市のしかるべき職員から出向させてほしい、こういう要請もあり、私もまたそのように考えております。しかし、生野君は健康状況の理由もありますし、福祉行政一般、あるいは保険行政のことについても、これまで能力もあるわけでありませうから、調査研究をさせよう、こういう任務を授けております。したがって、生野が日社協の事務局長に出向するということは、うわさには出たかもしれませんが、実質そのような見通しにはなっておりませう。別に局長は職員から出向させよう、このように考えております。

それから、これから定年制もしかれますし、市職員の行政能力を定年後もできれば活用のできる、そういう仕組みは一般的には欲しい、というふうに考えております。このように、それがつまり市の職員を、いわゆる市の職員を今後の事業に合わせてふやすことができませんから、事業の委託のできる形の人材なり、それから組織なりを具体的に進めていこう、こういう考え方は持っております。日社協の場合もその一環でありますから、たとえば老人憩いの家を日社

協に、考え方でありますが、一段階委託をして、そうして、高齢者事業団の人材を送っていただく、というふうな仕組みになれば事業としてこの日野市内のいろいろな行事が日野市民によってできるだけ運営をされる、こういった努力もしたい、こういう考え方は持っております。いまの御指摘のことは、つまり町のうわさとおっしゃいますが、そのとおりではございませんということをお答えをいたしておきます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 市長から、いま、できれば市の職員を送り込みたい、こういう御返事があった。で、いまの事務局長はもちろくびにするわけですね。（笑声）そうじゃなきゃ入れない。

続いて聞きます。それならば高齢者事業団の事務局長の、本田さんという方もずいぶん長くやってられる。もうお年で、「局長じゃないです」と呼ぶ者あり）局長じゃないんですか。しかし、なかなか森久保君が、あれがいるからかなわねえやとよく言ってますが、（笑声）実際そうです、本田さんという方。長くもうボスみたいな、わかっている、長いですね、間違いなく長いようです。始まって以来いるようですから、行く職員はかなわないですよ、これ。大じゅうとと小じゅうとが一緒にいるところへ行くようなんです。で、いまの事務局長は前日野市議会議長でおられます。非常にりっぱな方です。この方をくび切ってやるということに市長は決めているわけですね。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が能動的にそのようなルールを敷くということではないわけでありまして、それぞれ、いま言われるように、御本人の立場からしかるべき方を後がまに置いて交代をしたいというお考えは伺っております。そういう意味での全般的ならみであります。高齢者事業団の場合も、そのような申し出も受けております。なるべく市内の人材、あるいは職員の人材を活用することを考えたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 人の会の、社会福祉協議会の会長さんが人事権を持っているわけですから、こういう点はやはりよく花輪先生の御意見及び御指導を賜ってやってもらいたい。（「要請があるんだから」と呼ぶ者あり）だから相談してやってもらいたい。

その次にお聞きしたいんだけど、先ほどの流域下水道、鈴木俊一知事のやっている仕事に

合わせて、日野市もやりたい。だから、スタート切れるようになった、というなれば、あと4年で日野の汚水が入れます。その計画をいつまでにつくるんですか。いま、事業計画、実施計画全くできてない、年次計画。何か夢のような調査費ばかり組んでる。われわれは絵を見るためにお金、税金を払っているんじゃないんです。だから、ここで、いつ聞く気でいらっしゃるか、ちょっとお願いします、つくる気であるか……。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一々お答えをするまでもないと思いますが、日野市の流域下水道は、3処理場に依存することによって構成をされております。きょう、お話ししたのは、浅川処理場の問題であります。（「その問題でいいですよ」と呼ぶ者あり）浅川処理場の、しかも63年の稼働という見通しについては、1次処理、2次処理というふうな範囲だと思えますので、それとにかか機能に適合する形の汚水の流入範囲を、汚水の流入する、また、その範囲を決めていく、ということが年次計画の根拠になります。近いところから遠きに及ぶというのは当然であります。また、流域幹線、流域下水道幹線であります既定の計画もありますから、これらがどんどん進捗していけば、受け入れる範囲もますます広がる、こういった順序であります。また、細かい具体的なことは、いずれ委員会等の機会を見て、資料によって御理解をいただく機会があろうと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 部長さん、何か言いたそうですが、部長さんも答えにくいでしょう、何にも聞いてないでしょうから、恐らく。

それで、それから次に聞きたいんですが、私は、行政視察に北海道へ行ったんです。斜里町に行ったんです。そうしたら、日野市の緑地担当の石井さんとかいう係長がおられるんですか、石井さんが随行されて、都市計画審議会委員の北条先生とともに来られたと、いうお話を承った。もちろん、これは北海道への係長さんの、緑地の係長さんの御出張は、当然市長の命令で行かれたに違いありません。先ほど、市川さんとお話の中に、全くそういう話が出てないんですが、あるいは全く偶然に北条先生と日野緑地係長石井係長さんが偶然に一致したのか、同じ日に着いちゃったのか、これは、私もよくわからない。しかし、普通の場合は、古谷太郎議員が行くのでさえ一職員もついておりません。（笑声）係長さんがついていくとなると、これは、恐らく市長、あるいは議長さんでしょう。だから偶然一致したということは考えられなく

はないんですが、この事実があったのかどうか。どうして一致しちゃったのか。相手方の市役所は勘違いしてますぞ。（「町役場」と呼ぶ者あり）町役場ね。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 物を疑うにもほどがあるかもしれません。（「そうなんですよ、びっくりしたんです」と呼ぶ者あり）斜里町と言われると、多分、知床半島、いわゆる（「じゃがいもの産地」と呼ぶ者あり）ナショナルトラスト運動の発祥地である。斜里町の町長がいろいろ苦勞されて、一つの私案を発想しておられる。私が指示したわけじゃありませんが、多分、自然を守る会の北条理事長も注目していたんだろうと思います。で、聞くところによりますと、石井には係長個人として、出張命令によって出張させました。それから、自然を守る会の1人であるかどうかよく知りませんが、北条さんも自費で調査に行かれた。東京都の自然保護部長佐久間さんも都の出張においておいでになった。つまり、それぞれ関心のある職員や、それから民間人が、その同じ目的のために調査にそれぞれの職務区分において出向いた、ということでありますから、何一つ不信はない、こう思っております。あなたが行かれて同じときであったかどうか知りませんが、人が物を調査する際にそういう組み合わせはどこでもあることではないか、こう思います。石井は、ちゃんと調査報告も出してあります。おわかりでしょうか。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 市長ね、口を開くのに慎んでもらいたい。（「お互いさまです」と呼ぶ者あり）われわれはね、市民を代表して聞いてんです、個人で聞いてんじゃない。（「私も市民から負託されて……」と呼ぶ者あり）そうです。あなたという言葉、使っちゃいけない。先日、市長は、私は非常にこれはいけないことを言ったなと思った。都立高校誘致のために日野市議会議長を帯同してという、速記録に書いてある。そんな言葉、助役や職員を連れていく、一緒に行く場合には帯同も結構でしょう。議長さんは、あなたに帯同される身柄じゃないんです。そういうことで、いままでの議会はそれでよかったことか知りませんが、やっぱり、きちんとすることはしてほしい。

それで、いいですよ。たまたま御一緒になられた、これは結構です。（「たまたまじゃない、打ち合わせて行ったんです」と呼ぶ者あり）だから誘い合わせて行かれた。（「誘い合わせてというよりも、打ち合わせて行ったんです」と呼ぶ者あり）打ち合わせて。はい、打ち合わせ

て行かれた。それでいいんですが、やはり非常にそういう点でやはり職員の行動の中でも、今後いろいろな問題——一応お聞きしておきます。

それで、次に監査請求出されたというお話があった。市川議員からあったんですが、理事長が出したわけです。そうすると、副理事長の萱島先生とこの件で打ち合わせたことは全くありませんか。結局、取り下げの主因になったのは私の聞いたところによりますと、副理事長の萱島先生と市長さんとの打ち合わせの結果である、というふうに仄聞しておりますが、萱島先生とこの件について、どういう形でお会いしたか、あるいは電話で打ち合わせたかよくわかりませんけれども、そういうことは全くありませんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えいたします。

この自然を守る会の代表者という、会長という立場で監査請求は出されておったと思います。そして、会の代表がそういう行為を行うからには、内部の役員間でも十分協議されて、会の名前において行動ができる、このようなことは物事の当然だろうと思います。したがって、顧問でありますか、萱島先生にはそういう内部協議が持たれた経過がありますか、ということは問い合わせをいたしました。そうすると、内部でそのことを議題として討議したということは最近はない、しかし、何か運動する際には、理事長一任という形で一応の申し合わせもあるので、そういう立場においてやるとすればやっただけであろう、こういうことであります。それ以上のことはないんですが、その際に、萱島さんにもお尋ねがあって、その程度のことは聞いたと思っております。

私の疑問は、いわゆる自然を守る運動としての緑の消滅といいますか、そういうことについて発言をなさるのは結構だと思います。大いに、当然だというふうにも思いますけど、何か用地の買い方に不審があるというようなことは、だれかがそのような説明をするなり、しなければ、いわゆる自然を守るという運動とはちょっと直接縁がないように思うわけでありまして、言うなれば、時の政治的な話題でもあるわけでありまして。その政治的な運動に、自然を守るという、緑を守るという純粹のこの運動団体が発言をすれば、少々おかしいという感じはいたしました。しかし、先ほども言いましたとおり、監査請求は、市民に許される大きい権限でもありますから、それ以上のことに対応することはもちろんあるはずありません。そういう、いまの御質問は、それでよろしいわけですか。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 前段は監査請求を出されたときに萱島理事長 ― 副理事長ですか、副会長ですか、先生のところへ市長さんからそういうお電話があったというふうに私も聞いております。

で、今度、取り下げのときに、市長さんとお話し合いなり電話なりの話し合いがなかったかどうか。それが新聞記事になったんですよ、具体的には。だそうです。何かがあるって、話し合いが円満にまとまったからって書いてあるんですね、朝日新聞の記事は。だから、じゃ、どなたか緑を、自然を守る会の方のどなたかと、― 助役さんは全くわからないという回答をしている、新聞の方へ。だから朝日新聞の記事によれば市長さんと副会長、委員長の北条さんとお会いするというのは、ちょっとこれはむずかしいでしょう、あれを話し合うということは、監査請求者ですから。だから、副理事長の萱島先生とお話をしたことはないですか、取り下げの前の日か、その前の日。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が取り下げを働きかけたなんていうことは、まずないということはすでにお話をしましたとおりです。

それから、萱島さんが多少そういうことで、会の立場を配慮されたと思うんですが、そこで、北条さんをそれこそ帯同されまして、本人の意思によって取り下げようという考えがある。これまでのこの自然を守る会に対する行政の立場、あるいはナショナルトラスト0.1平米運動に対する行政の理解、このことに変化はないでしょうかと言われますから、もちろん変化のあらうはずがありません。市の行政の大きな眼目といたします、そのまた一役を買う緑を守る運動というものは、どの団体にせよ十分尊重していきたい。お話をしたのはこれだけであります。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私の聞いたこともそのとおりでした。取り下げの前の日にお2人で、市長さんと話し合った。で、いわゆる緑、緑地のトラスト運動、その他の問題について円満解決した、こんなようなお話でございました。それはそれでいいです、市長さんのおっしゃるとおりですから……。

そこで、ちょっと次に聞きたいんですが、高等学校の用地。あれ、用地、西側と東側、西側が広くて東側が狭い、墓地のある方は狭いですね。その間に清水 遜さんの山がある。そうで

すね。あるでしょう。この山を買取しなければまず学校はできないことは明白なんです。この緑を失うということが大変なことだと思いますが、この買取はどうしました。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 清水 遜さんの御子息でございます修身さんとの間に交渉を持ちまして、ことしの4月でしょうか、地積としましては1,325平米でございます。1,325平米を清水 遜さんの御子息でございます修身さんから、4月に入ったかと思えますけれども、買取させていただきました。（「幾ら」と呼ぶ者あり）平米3万7,000円でございます。平米3万7,000円で買取したわけでございます。4月でございます、4月に入ってからでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） もうちょっと奥まで、もっと南の方まで買わないとまずいんじゃないの、学校つくるには。あの山を崩して穴を埋めるわけでしょ。そうでしょ。独歩さんが掘った大きな穴を埋めるのに、山を、東側の山を崩すわけでしょ。で、崩した跡へ学校をつくるのと違うんですか。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 計画しておりますのは清水 遜さんの、いまさっき申し上げました学校の全体的な敷地からまいりますと左側になるわけでございますけれども、東側ですか、になるわけでございますけれども、この所と、それに続くあの山手の方は、砂利穴から見ますと、やはり相当高い、すでに荒らされてはおりますけれども、相当高い所でございます。これをやはり平らにしまして、あの砂利穴を埋める、そして、全体的にそう大きな高低差がない敷地にしていく、ということなんですけれども、まだ4メートルぐらいの高低差は出るようでございます。特別教室と普通教室の高低差が1メートルしかございませんけれども、運動場ですか、とは4メートルぐらい差が出るようでございます。そういうような形で遜さんのところと、それから、さっき報告の中では取りつけ部分という形で表現して御報告申し上げてございますけれども、平 駒吉さんと、それから歳治さん、合計しますと5,000平米ほどでございます。買取する大きな地点としては、この清水さんと両平さんの2カ所を買取させていただいた、これが大きな地積でございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) 待ってください。清水 遜さんの場合、山を、山の1,325平方メートルを買ったわけですね、4月に。そうでしょ。それで、いま、5,000平方メートルというのはもう買ったの、あとの残りの4,000 — 三千幾らか。これは、私の聞いたところじゃまだ売ってないような話だけど、違うの。

○議長(石坂勝雄君) 助役。(「どこを買ったの、どこだかわからない」と呼ぶ者あり)

○助役(赤松行雄君) 両平さんから買収の契約はもう済んでございます。歳治さんと駒吉さんから。

○議長(石坂勝雄君) 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) あのね、私が聞いた範囲じゃ、東京都は3,000坪欲しいんだ、あとですね。こういう話だったですね。3,000坪というのは9,000平方メートル、9,000平方メートルじゃない、1万平方メートルか。まあ、都の要望する半分はようやく見通しがついた。平 駒吉さんや平 — よく知らないが、歳治さんというのか、あそこの家。これは契約がつかった。修身さんところは4月に買った、そういうことですね。これからまた大変だと思うけれども、やはり詳しく説明した方がいいですよ。特に、もう4月に買ったものなんかね、いままで初めて、きっと議員さん知ったのは — そうでしょう。私は、この間、遺産相続のことで話をちょっと聞いたら、遺産相続じゃないや、税金の納税だ、相続税のこと聞いたら、いや、ここは売ります、こういうことだ。ですから、もう少し親切に議員に教えてください。何だか、われわれがほかからですね、巷間のうわさで、ちまたのうわさで聞いて入ってきて聞くと、そうだと。これじゃあ、恥かくです、こっちもね。

で、次にちょっと先ほど名古屋議員から言われたことなんです。(「うわさなんか聞かなければいい」と呼ぶ者あり) いや、家来て言うからしょうがない。それから、次にちょっと聞きたい。私も一般質問はできるだけ自粛をしたいと思う。先ほど名古屋君が聞いておいてくれたからいいんですが、これは、警察の、警察というのは、これは、日野警察署の発表であるかどうか知りませんが、不明金の捜査概要、書いてありますね。で、この印刷物、次長さん、11月10日の報告10時からということで使途不明金の総額は4,208万5,911円となっているわけです。内訳がずっと出ているんだ、六つ。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、1の全く、全然わからないというのが1,819万

円ですね。これは出てます、1で出ている。その次に出ているのが、これは大変なんです。

1,240万円。これは初めて出てきたお金なんです。いわゆる市の税金をもって、他の原因者の負担すべき金額を救済したお金が1,240万円である。こう書いてあるわけです。市税をもって、たとえば土地会社です、土地会社の遺跡調査の費用を税金で補った。そういう説明なんです、これ。土地会社だけじゃありません。住宅公団もあるかもしれません。あるいは電力会社もあるかもしれませんが、いずれにしても、他の原因者の費用不足を補った金は1,240万円だ。こんなめちゃくちゃなことされちゃ困るんです。困るというよりめちゃくちゃなんです、これ。使途不明の方がもっと明快でいい。明らかになった調査現場で調査費用が不足し、他の原因者の調査費用で補った金額は1,240万円。こんなばかなことがあるわけがない。してはいけない、とんでもないことなんです。不公平きわまりない。特定の人に税金で援助、援助する。まあ、原因者の預かり金が500万、これは残った金に違いない。これは返したという話です。調査会年報印刷代400万、こいつは私もよくわからないんですが、どんな、具体的には、まず、この調査会の印刷物をちょっと見せてもらいたいんですが、これ、手元になきゃ、どんなものを印刷して配付したのか。それから、研修旅費121万。これは理解できなくもない。

で、6番で、横領したお金が128万。これは大変なことなんです。これは一般質問でお聞きしようと思っている。そこで、2の他の原因者の負担すべき費用、税金で補っている1,240万円はどこの会社、どこの原因者の金を負担したのか、税金で。それを会長である、元会長に聞きたい。こういう報告は初めて受けた。大変なことなんです、これ。あるいは警視庁の捜査が間違っているのかどうか。ちょっと御説明を願いたい。それから、いまの後の印刷物、そいつもちょっと教えてくれ。どんなものを印刷して、どういう……。

○議長(石坂勝雄君) 答弁。(「教育次長だ」「あの、関係ないんだよ」と呼ぶ者あり) 市長。

○市長(森田喜美男君) 元会長と言われますから、御不満な答えをするわけですが、そういうことを、つまり統括をする立場ではあったかもしれませんが、一つ一つの事業について報告じゃなくて、お答えをするだけの知識、資料もありませんので、後で担当者の方に、なるべく調べて資料をもって報告させるようにいたしたいと思います。

○議長(石坂勝雄君) 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) こういうふうな警視庁の発表があるからには、あるいは日野警察署の発表があるからには、警察と具体的に弁護士なり、だれかが打ち合わせて、内容も聞くこともできるわけです。だから、日野市の方に、あるいは、どこへ来るか知らんけど、日野市の方に内容が来ているのかどうか。教育長、どうなんです、来てますか、この内容が。警視庁の捜査のこの、この金額は出てるんですがね。たとえば、どこへ流用したかというのも、これ、足し算して1,240万出たんだらうと思うんですけども、その点わかりますか。

○議長(石坂勝雄君) 教育次長。

○教育次長(小山哲夫君) 答えをいたします。

まず、第1点目の1,240万円のいわゆる調査会の費用がある調査現場で不足をして、他の調査会のいわゆる費用から補てんした額ということでございますけれども、これは、原因者からいただいたお金でございますけれども、これは具体的に警視庁捜査2課、日野警察署の方といたしましても、これはあくまでもその警察署の中で捜査した結果が、そういった形の中で出てきているということで、さらに、これにつきましては地検八王子支部の方に対しましてさらに書類送検の段階で、これから捜査をするということになりますので、この内訳につきましてのつまびらかな説明はなかったわけでございます。一応、1,240万円につきましては、あくまでもこれは原因者からいただきましたいわゆる調査費用が、これは、原因者と申しますのは、具体的には個人との関係はございませんけれども、主として東京都の住宅局であるとか、あるいは住宅供給公社であるとか、そういった公共団体の発掘が多かったわけでございますけれども、そういったお金を預かった中で、たまたまある調査区においてはお金が余って、ある調査区においてはお金が不足した。そういった中で、余ったお金の方から不足した分に操作、経理上の操作をいたしまして、補てんをしたというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、400万円の年報でございますけれども、これにつきましては、日野市の遺跡調査会の方で、調査が終わりますと、いわゆる年報というものをつくりまして、関係者の方にお配りするわけでございますけれども、この年報につきまして、たまたま調査団の方からこの年報が不足するので、ぜひひとつ増版をしてもらいたい、ふやしてもらいたい、こういうふうな依頼が当時の柳下前事務局長のところにございまして、その要求に応じて年報の増刷をした、その印刷代が400万円かかった、こういうふうに御理解賜りたいと思います。そういうことでございます。

○議長(石坂勝雄君) 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) とにかく税金が3,708万円どっか行っちゃったことは間違いないんです、これ。これは、この金額の、もし、これに誤りがあるんなら、どこが、警視庁の捜査のどこが誤っているかを指摘願えればいいんですが、これは正しいですね、発表は。

○議長(石坂勝雄君) 教育次長。

○教育次長(小山哲夫君) それから、ちょっと私は先ほどの御質問にお答えできなかったんでございますけれども、これにつきましての報告でございますけれども、警視庁の方からこちらの方に、書類でもって報告があったわけではございません。これは、私どもの方で直接日野警察署の方へ出かまして、警察署の方にお伺いした額がこういう額ということでございます。以上でございます。(「同じだな」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君) 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) この、いま1,240万の内訳というのはちょっといまずぐは出ない、いまのお話ですと。しかし、次長は非常にかばっているようですが、原因者の預かり金が残ったのは500万円も貯金してあるんですから、不足したのは税金で補った。会社なんかの宅地開発は、やはり会社の負担ですから、日野市が負担するというわけじゃないんで、原因者ですから、公共、その点はよく心得ておいてもらいたい。これを追及しててもいいんですけども、余りあれですからちょっとお聞きしたんです。

この次に市長に聞きたいんですが、これだけの金、税金がどっか行っちゃった。これを、柳下君には、かわいそうに2,000万以上返せと部下にあなたは訴えている、部下を。私は、128万円が柳下君は税金として日野市へ返す必要のある金に違いありません。だから、128万円返せば柳下君は恐らく不起訴になるだろうと思います。それで、今後やりませんということならば、まあ恐らく人間の情のある検事ならば、起訴はしないだろうと思う。返さなければどうか知りませんが、128万1,000円を日野市に返せば。情けがあります。しかし、市民にとっては3,700万円余返していただかなければならないのであります。それに対して、市長はどのような措置を遺跡調査会にするつもりであるか。いままで柳下職員、課長さんだけを責めてた。かわいそうに。しかし、警察は正しい調査を発表された。確かに柳下君は128万円ピンはねした、というふうに私どもは理解せざるを得ない。しかし、この金額は行方不明になった金のたった3%、3.5%、あと96.5%という3,500万以上の税金を遺跡調査会から

日野市に返してもらわなければならないわけです。市長は、どのように今後措置をする決意であるかをお尋ねしたい。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いま、御質問に対して明確な判断をお答えすることは私ではできません。ただ、公金の計理というものはその公金を扱う者がまず一段階全責任を持つ。それを事の理由のいかんにかかわらずないがしろにするということはやっぱり公務員として許されないやり方であったと言わざるを得ないと思っております。過去いろいろと質問をいただきました際にも、責任のそれぞれの段階があるはずでありますからそれに応じた責任のとり方をすべきである、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これは、提案したときにお聞きする方がいいのかもしれませんが、これは保留、いまでなくていいんですが、この保険税の大幅な値上げを提案してきております。これは、提案したときにお聞きすることができますか、議長さん。— じゃ、これは後に回します。

で、一応、いまのお聞きしたい点を一応この程度にとどめておきます。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 都立高校の誘致の近況で、助役から先ほど簡単な御報告を受けたわけですが、ただいまの古谷議員の質問の中で、多少触れられておりましたので質問いたしますが、都立高校の用地が当初に買っただけでは不足である、追加買収をしなければならないということで、交渉に入っていたというところで、先ほど助役が、古谷議員が質問をされなかったよけいな分まで買っているんだ、買ったんだというふうなお答えがあったと思うんですね。それで、追加買収について、多分1週間ほど前か、あるいは二、三日前か知りませんが、最終的な契約をされたのは一体どのくらいの面積の土地で、何人の地主さんから、一体幾ら、総額幾らでお買いになった、あるいは契約をされたのか、ということ、まず伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 先ほど御報告申し上げました程度でございまして、4月に入りましてから、清水さんから1,300平米買った。それから、その後、最近でございましてけれど

も、大体、日野市の南平に都立高校が有望視、確實視されてきたというやはり段階でございまして、いろいろと御批判をいただくこととなりますので、それに応じて地主交渉等を進めてまいったわけでございますので、清水さんは4月でございましてけれども、それ以外の方といたしまして、5名いらっしゃいます。この方から、最近売買契約を結んでいただいた、というものでございまして、細かい平米数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4,000平米、清水さんを入れますと、清水さんが1,300でございまして全部合計しますと5,437平米でございまして、清水さんを入れて6名の方で、清水さんを入れて6名の方で5,437平米でございまして、それだけ周辺を買い足しましたということでございます。（「幾ら」と呼ぶ者あり）

値段については、そろばん入れてみないとわからないんですけれども、後刻ということよろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 私は、その値段を一番知りたいわけです。で、先ほど古谷議員の質問に対するお答えの中で、ことしの4月にお買いになったところは平米3万7,000円だとおっしゃられました。昨年の、当初16億8,000万円でお買いになった用地が、単価が平米2万5,500円であったわけですが、ところが、ちょっと聞いたところによりますと、つい最近お買いになった5名、約4,000平米ですか、この部分の単価が、いま申し上げた2つの単価と比べるとかなり大幅に高いように伺っているわけです。いま、ここで計算をしなければわからないというような答えでしたけれども、ぜひ、ここで大体平均の平米単価といえますか、これが幾らであるかということ、ぜひ出していただきたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お願いでございますが、いま、高校の誘致を実現するために必要な周辺面積の追加買収をいたしてまいりました。それは学校の建物、グラウンド、その他施設等の地形をとるために、また、今後も進入道路の買収もやることになるわけでありまして、これらは、進入道路のことは別といたしまして、いずれ都に提供する際には、また調った価格をもって都でも当然価格設定をされるものであります。私どもも、また適正な価格設定をいたします。したがって、開発公社の用地買収、投入しております経費の相殺は、いずれまたその時点で適正に行うべきものであります。本会議場で報告することを、何ら特別視するもの

ではありませんけど、いまの用地買収は、それぞれ、つまり都にかわって買収をしているものでありまして、いずれ精算されるものであります。その中に不当であるとか、不正であるとかいうものがあれば、もちろん正されるべきでありますけど、そういう範囲で物事をお考えいただきまして、御判断を賜りたい、このことを特にお願いをする次第でございます。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 要するに本会議の場では、この数字は出したくないということでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 高校誘致を目標として、用地設定をやっておるわけでございます。交渉事もこれからまだ道路の拡幅等にも伴ってまいります。したがって、そのあたりは信用していただかないと、また、信用していただいていることだと思っておりますので、ある程度はお任せいただくというふうに御理解をいただきたいと思っております。そしてまた特に求められますならば、委員会等におきまして、資料をもってきちんとした御報告は、一向支障があるものではございません。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 理事者側でお答えしにくいということであれば私が聞いた範囲で申し上げるだけはしておきたいというふうに思います。

繰り返しますが、当初、昨年4月が2万5,500円、平米単価。ことしの4月が3万7,000円。で、つい最近のが多分平米7万幾らになっているはずであります。大幅に違ってきます。それだけは私の方から申し上げておきます。

さらに、今回、買収になった土地も市長がいろいろ事情があるんだということで、余り言ってくれるなというふうなことだろうと思うんですが、それは十分私もわかっております。しかし、市街化調整区域内の土地であります。それを、こういう大幅に金額の違う、値段の違う単価で買うというのは、どんな事情があるにせよ、私はおかしいと言わざるを得ないというふうに思うんです。

で、今回の、じゃ、買収についても不動産鑑定士の評価といえますか、それをちゃんと受けているかどうか、これだけはぜひお答えをいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 市長が細かい具体的な値段申し上げられないというようなことについては、申し上げられないということじゃなくて、大局的なことだろうと思います。

確かにエンターから買いましたのは2万5,500円、それから、清水修身さん、これは、さっき申し上げましたように3万7,000円でございます。これにつきましては、エンターから買いました深い山すそを引く土地と違っていて、そのまま多少崩して造成をしなきゃならん、こんもりした山でございます。これについても、不動産鑑定士と相談し、交渉を進めてきておるものでございます。それから、平米ですね、25万、坪25万になる、あと5名からのことしのつい最近の先月の買収でございますけれども、これにつきましてもやはり不動産鑑定士ときちんと相談してございます。

それから3万7,000円と、約3万7,000円の倍近い値段になるわけでございますけれども、これに対する物の考え方でございますけれども、この場所は、要するにすでに平らになっているという造成費を要するにマイナスした価格、あるいは造成費がかからないという考え方の上に立っての値段でございます。

それから、市街化調整区域と全く隣接しているというふうな、同じ市街化調整区域であれば、どんな山奥でも同じ値段だ、というものじゃございません。市街化区域と要するに隣接している、という要素等も加えて、要するに不動産鑑定士からもらった範囲内での交渉でございます。そういうことで、公表するのに何ら要するに手控えるものではございませんので、そのように御承知願いたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） それならば初めから素直にお答えになればいいと思うんですね。いま、助役が言われたことはちゃんと理屈になりますよ、これは。それが合っているかどうかは別にして。（笑声）こういう事情だからこれだけの金額で買ったんです、と言えるでしょう。市長は初め何で言わなかったんですか。非常に不満です。

で、私は、さらに一応資料としてもしあれば要求をしたいと思っております。その不動産鑑定士等のもし鑑定した書類があればいただきたい、コピーでいいですからいただきたい。

それから、現時点でこの買収をされたその高校用地ですね、当初に、実は私どもこういう地図をいただいておられますけれども、こういった形の地図に示して、今回これを買った、それで合計でいまこれだけあるんだというような書類になって、地図として出していただければあり

がたいと思います。

一応、以上で質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 何点か質問をいたします。

日野市は、市長の大変な肝いりで、先般、平和都市宣言というのをいたしました。市長は、平和の問題について大変強い関心をお持ちのようでありますので、それに関連をして、一つだけまずお伺いをします。

今年度のノーベル平和賞の受賞者に、ポーランドの自主管理労組の指導者ワレサ氏が決定をいたしました。まず、このポーランドの労働者の自由のために闘った指導者の受賞について、市長はどのようにお考えか、御意見をお聞かせいただきたい。

○議長（石坂勝雄君） 答弁、市長。

○市長（森田喜美男君） 問われることでありますから、できるだけ真心でお答えしなければならぬと思っております。

いわゆる、ポーランドの自主管理労組「連帯」という組織のワレサ議長が、ノーベル平和賞を受賞された。わが国でも、佐藤栄作元総理は平和賞を受けておられます。平和ということは、これは共通する人類の願いでありますから、要するにいろいろな立場、評価があると思っております。あなたの、あなたと言っちゃいけないかもしれないんですが、古賀議員が私を試されます。そういう質問内容には、つまりソ連に立ち向かう人民運動が（「邪推だよ」と呼ぶ者あり）評価されるということはどういうことか、ということだと思っております。ソ連も、平和の問題については、もちろん一定の見解を持っているんであります。したがって、われわれが、その的確な論評はしがたいかもしれませんが、平和のために闘うというのは、どの立場、位置にかかわらず必要なことでもあるし、評価されることである、このように思います。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 市長は、いまワレサ氏の受賞について、評価されることであるというふうにおっしゃったんですが、ところが、そのいま市長もおっしゃったソ連は、このノーベル平和賞を受賞したワレサ氏に対して、このようなことを言っております。これは政府の機関紙イズベスチャーに記載されたものですが、金に目がくらんで祖国の敵である帝国主義に身を売った最も低級な商売人。こういうふうにはソ連はワレサ氏に雑言を投げかけているわけ

なんです。このソ連の評価については、市長はどのようにお考えになりますか。（「必要なことをやりなさい」「むずかしいな」「平和の問題は大切だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 歴史がいずれ評価することでありましょうから（「市長の言うとおりで」と呼ぶ者あり）われわれが言っている立場から、よけいな論評もすることもないのではなからうかと思っております。私は、日野市民を中心として（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市民の意思に従って、平和の問題については、広く訴えていく、これが行政の姿勢である、このように理解をしておりますので、また御鞭撻をお願いする次第であります。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 共産主義国家における人権抑圧、また労働組合も非合法化されてしまう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）このような状況というのは、ことに私どもにとっては想像を絶するものがあるわけですが、そういう中での受賞だけに、まことに意義深いものがあると私は考えております。市長のお考え方の一端を伺いましたので、この件については終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に、先ほどから再三質問が出ておりますが、都立高校用地、ここで日野市の市道まで買収をしたということで、先ほど旗野議員からもその後の経過が聞かれたんですが、私は、この大里3号線、長さも幅もきちんともう決まっているわけです。ですから、助役は先ほど電話をして、先方に土地代金の返済の交渉をしたというようなことをおっしゃったんですが、長さ52.8メートル、幅1.2メートル、もうはっきり面積は出るわけですから、きちんと図面を送るなり、また、じかに会って交渉するなりの形のものがあっていいと思うんです。どうしてその電話連絡だけで済ましておられるのか。

また、先ほど、理由として他の用地の境界確定のことを云々とおっしゃったんですが、すでに面積等もはっきり出るわけですから、もう少し積極的な交渉をおやりになってもよかったです、と私は考えます。どうしてそのようにおやりにならないんですか。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 12月の9日、先ほど御報告しましたけれども、間違いなく境界確定課の専門家の派遣をいただけるものと思います。その中で、総体的な地積の要するに過不足というものが出来ているわけでございます。それから、墓地の話が古谷議員から出ておる

わけでございますけれども、墓地につきましても、買収時点で建設委員会で明瞭になったわけ
でございますけれども、公簿で、要するに平 辰雄さん、平 高一さんの墓地については公簿
で買収地から引いておるわけでございますけれども、実際は前々から墓地面についても両平さ
んそれぞれ前々から境界の植木があるわけでございます。そういう実際に即した面でも、やは
り大里3号と同じような問題が多少のプラス、マイナスが出てきているわけでございます。で
すから、地積全体について、要するに境界確定等を経まして、きちっとした中で不足があれば
要するにエンタープライズからその分を補償させる、こういうような考え方でおるわけでご
います。全体を考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 要するに、市道部分を市が買収をしたということは、もうは
っきりしたわけですが、前の議会で、で、その大里3号線の長さ、幅というものはっきりして
いるわけですから、当然このエンタープライズとの交渉の際には、何も不足する書類というの
はあとなんではないか、と思うんです。全体の地積の見直しということは、それは当然、あ
と墓地の問題、まだ境界が未確定の部分もあるようですから、それはもちろん進めなくちゃな
りませんが、エンタープライズとの交渉については、具体的にできるんじゃないんですか。そ
れを電話だけで、どのようにお話になったのかわかりませんが、はっきり市道部分まで市の方
で買収したんだ。ですから、その土地の代金については、エンタープライズの方に返還を求め
るということを、きちんとお伝えになったんですか。それとも、まだ、そのような指摘もされ
ているから、今後よく調べましてまた連絡いたします。その程度のお話なのか、その点、はっ
きりしてください。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） エンターとのやりとりにつきましては、先ほど篠野議員さんの
答弁に答えたとおりでございます。古賀議員のおっしゃるとおり、大里3号線だけの過不足を
論じてそれを決済する。全体で過不足が出たらどうか。やっぱりプラスがあるとすればエンタ
ーから、市がですよ、公にした場合は、やはり要求されるんじゃないか。だから私はやっぱり
全体の過不足の中で議員さん皆さんの御理解を得たい。

それから、市の方で去年の4月に買った時点で、やはりレーザー光線による検証をしている
わけですね。レーザー光線による新しい測量方法で大づかみな地積を検証して、これで間違い

ない。そのときの職員が、要するに古い測量方法で出された地図でございますけれども、市の
方で検証しましたときは、出されたものよりもふえるというふうなある程度の確信を持って
いるわけでございます。これは、ここだけの話にしてもらいたいですけれども、（笑声）で
すから、そういうふうな中で、全体を見ると、部分的な決済したってですよ、全体として要求さ
れればですよ、やはり、それはそれでまた問題が出てくるわけでございます。だから、要する
に12月の9日、境界確定しまして、全部が確定しますと、要するに、そこで多少の問題が、
不足なり、プラスなりマイナスなりが出てくるわけで、それが本当の解決になるわけござ
います。そう考えております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 助役ね、私は、きちんと測量もして、そして間違いなく面積
も確認をして買いました。これは、もう当初からずっと土地開発公社理事長が一貫しておっ
しゃっていることである、また、市長も同じです。ところが、この市道の廃止の議案の過程で、
前の議会で、この市道部分まで市が買ってんだ、ということがわかったわけですね。ところ
が、助役は、いま、お話を聞いておられますと、全体の地積の見直しをするとまた過不足が出る
かもわからない。こういうふうにおっしゃっているんです。その段階で、また精算が伴うよう
なことをおっしゃっているんですが、もう一たん契約をしまして、この土地を市が買った。で、
後でまた面積を検分をして、そこでプラス、マイナスがあれば再度また金銭のやりとりがあり
ます、というようなことを何か契約なさったんですか。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） こちらから、3号線について要求しなさいということになれば、
反面プラスが多少でも出た場合は、また要求されるんじゃないか。こういうことであろうと言
っているわけなんです。そういう道筋のことを私は申し上げておるんですよ。そういう気持
ちはございませんけれども、要するに古賀議員さんのおっしゃる、3号線でマイナスが出たら全
体としてプラスも出たら、じゃ、市の方で反対として、それじゃ、それに応じなきゃならん
だろう。それが道筋でしょうと、そのことを言っているわけでございます。

そういうわけございまして、12月の9日には確定しますし、私たちの方は、前から申し
上げましたように、日野市そのものに損害を及ぼしたくないということで、去年の4月にもレ
ーザー光線の要するに測量等で、測量して検針したところで買っているわけでございますので

何分の御理解をいただきたいと思います。個々の面での行き違いはあったろうかと思いますが、確かに。見落としもございました。ミスもございました。それはもう否定するわけじゃございませんで、この前、陳謝申し上げたとおりでございます。今日でも気持ちは同じでございます。ですけれども、実質面では、要するに12月の9日になりますと、はっきりした数字が出てこようかと思いますが。一番先に建設委員会の方に御報告しましてから、さらに報告いたしますので、その上で御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 最初、実測をしたということで、実測ということですから、公簿じゃありませんので、正しい面積が出ていたはずですね。ところが、また今度いろいろ面積——レーザー光線か何か知りませんが、山の部分を測量するわけですから、そういう近代的な測量器具もあるんでしょから、正確に面積が出るんでしょ。しかし、また、プラスか、マイナスかによってはさらに今度はこちら側が支払う可能性もあるということになるんじゃないんですか、いまの助役のお話ですと。まだ土地開発公社、もし面積の違いや食い違いが出てくれば、エンタープライズから要求されるということもあるというふうに、そういう可能性もあると思っておられるわけですか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ御質問の中で、要するに誤りなきを期せ、という指摘をいただいております。したがって、もうしばらく時間をかりまして、責任ある結末をつけますから、それまでひとつ信用していただきたいと、ということをお願いいたします。開発公社をまた監督する立場でございますから、責任ある処理をいたさせます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 助役は、さきの議会で、今度の12月議会までには企業へ出向きまして、ちゃんと交渉してその代金の返済を求め、こういうふうにおっしゃったんですね、はっきり。ところが、実際はそのことができていない。だから、われわれは、これは市道部分についての指摘でしたから、この面積もはっきりしているんだから、やろうと思えばできるんじゃないか、こういう立場で、いま聞いているわけです。ところが、いま助役のおっしゃっている内容をいろいろ考えますと、まことに不思議な土地の取引をやった、というふうに考えざるを得ないわけです。また測量し直して、もし、こちらが払った分が足らなければそういう

可能性もあるということですね、支払う可能性もあるということ。ただ、こちらが要求するだけじゃなくて、向こうから要求されることもあるということ、いま、助役はおっしゃいました。そんな土地の取引というのがあるのかなと思うんですが、（「あるわけねえじゃねえか」と呼ぶ者あり）不思議だとお考えになりませんか。（「思うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 一たん契約しましたので、私の方でも、たとえプラスが出ましても、それに応じて払う考え方はございません。そういう論理は、エンタープライズの方にも通ずるわけでございますけれども、10月の、さっき報告しました10月の2日に、エンターの方に——その前から電話はしておるわけでございますけれども、電話が通じないで、通じたのは10月の2日でございます。ちょうど社長がいたわけでございますけれども、その中では旗野議員さんに報告したような経過で、公道部分を買ったというふうなミスが失体したというようなことの中で、議会の中でも、私の立場というような話等もした中で、その面積がはっきりすれば、先ほどの国の方では、それに応じる要するにお金を返す、その部分については、お金を返すということについては応じますよ、といういきさつになっておるわけでございます。ですから、基本的には市の方でプラスがあっても、私は返す必要がない、そういう契約はないんだ、こういうことをはっきり言えると思います。（笑声）ただ、エンターの方で返すということは、10月の2日にそういう話がありましたので、話を積み上げていますので、そう申すわけであって、契約の上からは市と同じようにですよ、やはり返す条項はないと思うんですよ、総務契約でございますので。そういうふうな考え方に立っています。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 積極的にエンタープライズと交渉を進めてもらいたいと思います。いつまでに、というようなことも聞きたいんですが、助役のことでしょうから、今後の取り組みを期待しておきたいと思います。

それから、不足をする面積がかなりあるということで、いま、清水さんを除きました5名の地主の方とも交渉して、都立高校が必要な面積を、確保しているところだというようなお話があったわけですね。で、清水さんほか5名の地主の方と最近売買契約を結んだ、というようなお話ですが、それによって、必要な都立高校の面積は確保されるわけですか、なお不足をしているというふうになるのか、その点まずひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう1点、都立高校、当然あの部分に建てるということになりますと、近隣の地元の方に対して、何らかの説明をすべきだと思いますが、地元の近隣の住民の、市民の方に説明会というようなものはおやりになったかどうか、その点をひとつお聞かせをいただきたいと、思います。

それから、三つ目は、この地点は、御存じのように大きな穴があいておりまして、かなり山肌も荒らされているわけですが、防災工事として、当然手当てをしていかなくちゃいけないだろうと思うんです。何億円かかかると、思います。そうすれば、一体この防災工事のお金というのは、都が最終的には負担をしてくれるのか、あくまで市の負担になるのか。本当は、これはもとの地主である鈴木独歩氏が、やらなければならない仕事であったわけですから、それをそのまま買収をしてしまったわけですから、工事が当然必要になってくる。いま、市長は、道路の買収については、都にかかわって市がいま買収をしているんだというふうに、いま、道路の買収についての性格づけをおっしゃいました。では、防災工事についてはどうなのか。その三つについてお答えをいただきたい。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 5名の方から土地を、周辺の土地をお譲りしていただきました。高校用地として十分でございます。

それから、説明会は11月の24日から、昨日も説明会をいたしました。地元説明会ということで、やはりいろいろ独歩時代に多少水が出たり、あるいは泥が庭先に流出した、というようなこと等もございまして、関心がございます。いろいろな面で説明会の中で御意見を拝聴しております。

それから、防災工事というのはどちらかということなんですけれども、東京都に売ります用地は、高校用地として粗造成をしたものを東京都からの指示によって、レベルとか配置とかということで造成しまして、東京都はそれはそれで評価するわけでございます。ですから、本来から言えば防災工事部分の山の傾斜部分は市に残ります。当然その費用は市の方に残るといふふうに考えてよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 日野の自然を守る会の会報によりますと、4億6,000万ほど防災工事がかかるというふうに書いてあります。斜面の方は、市の方に残るから市の負担で

やるんだ、ということなんです、その防災工事の中には、当然あの穴の埋め戻しも入るんじゃないんですか。その費用も市の方で負担をするということになるんですね。

それから、もう一つ地元説明会のことをお答えになりました。11月の24日からやっているということ。で、意見をいろいろ聞かせてもらいました、ということなんです、その地元の意見の態勢どのような御意見が地元では出ているのか、それをひとつ聞かせてください。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 防災工事について、穴を埋める工事費は、防災工事といいますが、あそこ相当荒れておりますので、平らにする整地工事が防災工事であり、整地工事が粗造成工事だろうと思っております。そういうふうなことで、細かいことをおっしゃられても、大きな面については、防災工事の大きな面についてはやはり市のものだろうと思っておりますけれども、整地工事が要するに粗造成であり、それから、穴を埋めるなんていうことについてはやっぱり整地工事に入りますので、どちらかという区分は、私、余り、工事のことについては素人でございますのではっきり区分できないんじゃないか、専門家でもまた同じ整地工事でしょうから、区分するということについては、穴を埋める整地工事については、やっぱり防災工事とはいえないんじゃないか、粗造成に入るんじゃないか、こう思います。

それから、地元といろいろやっております。それから、道路の拡幅の交渉等もやっております。やっぱり、ぬかるみになることを心配でございますし、それから、水がたくさん出ます5月とか6月には大体、排水、要するに遊水池ですか、遊水池の工事は完成してほしい、そういうふうな要するに住民の御意向がございまして、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） いまの助役のお話ですと、大体5億近くかかるであろうと言われている防災工事の費用はどれも市が負担するようなことになりそうです。大変なものを買ったものだと思います。ですから都立高校の用地としては果たして、さかのぼって考えれば、この場所がこれだけのお金を組むんですから買収することが適当であったのかなという気もまいります。ぜひ、できるだけ市の方にこれだけの負担がかかってくるわけですから、用地の確保、もうしてしまった。もう仕方ありません。できるだけ速やかに工事をやっていたいて市の方の負担が少なくなるように考慮していただきたいと思っております。

それから、地元説明会は、水がでる、ぬかるみがどうのこうのというようなことをおっしゃ

ったんですが、地元の皆さんは、都立高校をつくるということに関しては、賛意を示しておられるということでございますが、その辺の配慮をひとつ、いろいろ要望も出ているようですので十分にさせていただきたいと思っております。

市長、何かおっしゃることありませんか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 誤解が残るといけませんので、一言私どもの考え方、これを御理解を願っておきます。

高校用地を用意するという事は、つまり、日野市側で造成まで受け持つということでありまして。したがって、いままでいろいろ用地買収から、今後の防災工事等の投資は必要といたします。しかしながら、それを日野市がまたそっくり持つなんていう考えじゃないわけでありまして。でき上がったものを、適正に評価をしていただいて、そうして、われわれもこれによって利益を上げようなんていう考えはもちろんありませんが、また、われわれのその価格設定も、おのずから許される場所にあります。そういうことで、相互の信頼を十分保ちながら、最終目途であります高校、都立高校を誘致する、こういうことが眼目でございますから、その間のいろいろな御指摘は拝聴はいたしておりますけど、ぜひひとつ誤解のないようお願いをしたいと思います。つまり、市がすっかりまたよけいの部分まで持つ、というようなことは考えておりません。（「了解」と呼ぶ者あり）きちんとした信頼関係の中で、行政同士の大きな事業を完成させるということで、この事業に取り組みますことを十分御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 最後に、遺跡調査会の問題をちょっと聞いておきます。この教育委員会の報告によりますと、いままでも何度も報告をされましたが、柳下さんに請求をしている、要するに柳下さんが正しからざる用途をしたという金額を、2,100万円—2,122万円ということで日野警察署に告訴をしているわけですね。ところが、警察が全力を挙げて捜査をした結果、柳下さんが業務上横領したと突きとめた金額が、128万1,063円。非常な開きがあるわけです。裁判も行われている過程でありますので、その範囲内でお答えいただいて結構なんです。遺跡調査会、要するに日野市の方は2,000万円以上のお金を柳下さんが業務上横領した、というそれなりの証拠を持っているということで、告訴したんだろうと思いま

すが、警察は一生懸命やっても128万。この開きはどのようにお考えになっておりますか。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） お答えいたします。

私どもといたしましては、今回の遺跡事件に関する、いわゆるその用途不明金につきましては、これは日野市の監査委員によります特別監査もございましたし、さらにまたその監査に基づきまして、私ども遺跡調査会の事務局並びに市の特別顧問弁護士等とも、その裏づけを図るべく、あらゆる面から証拠書類を調査いたしましたし、かつ、また、これにまつ関係業者、あるいは参考人等呼びまして、また、実地調査もいたしました中で、最低限2,122万2,224円というお金が、いわゆる柳下前事務局長にお尋ねしてもそれに対する明確なお答えがなかった。また、それに伴ういわゆるその証拠書類等の提出もなかったということで、私どもといたしましては、このお金がいわゆる柳下 章前事務局長が業務上横領した、というふうに断定せざるを得ないということで、告発、告訴をしたわけでございます。

ただ、いまの古賀議員さんからの御指摘にもございましたとおり、これにつきましては、約8カ月間にわたりまして、日野警察署並びに捜査2課の方で精力的に調査したわけでございますけれども、とにかく、この捜査にかかわりますところの、いわゆる証拠書類というものが大部分隠滅といえますか、証拠書類がないということ、また、ありましてそれが改ざんされていたりという状態の中で、非常に捜査に骨を折ったという経緯がございます。先ほど古賀議員さんの方から触れました、128万1,063円というお金につきましても、これは証拠書類によって生み出したものじゃなくして、柳下前事務局長が捜査の過程におきまして自白した額である、ということでございます。これすら本人のあくまでも自白に基づく額でございますので、あるいは、ただいま警察庁の方に対しまして、八王子の地裁の方にさらにまた書類送検をしている中では、また捜査等が現在始まっていると思っておりますけれども、あるいはまた、その結果によっては、またその額がふえるかもしれませんし、そういう可能性も含まれているわけでございます。

そういうことで、われわれの方といたしましては、最大限の努力をいたしまして、それにつきましてはの捜査依頼の結果が、たまたまそういうふうな形であられた、というふうに御理解を賜りたい、こういうふうに思います。したがって、残りの1,800万円につきましても、今回の捜査の結果にもう出てますとおり、いわゆる捜査したけれども、結果が出てこなかったと

いうことで、使途不明金という形になっている、ということをお願いして、お答えいたします。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 1点だけお聞かせを願いたいと思います。遺跡調査の問題につきまして、1点お聞かせ願いたいと思います。

いま、万願寺土地区画整理地域内の遺跡調査が行われております。聞くところによりますと、今年度58年度の予算で、道路の仮道の予算が組まれておりますが、並行してその部分を遺跡調査を行われておるわけでありまして、それに対して、遺跡調査の方がその工事に対して間に合うのか、間に合わないのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） お答えをいたします。

万願寺の区画整理に伴う遺跡発掘調査でございますけれども、当初、私どもといたしましては、万願寺の区画整理の遺跡調査の発掘面積を、約1,000平方メートルということで、その当初計画を立てたわけでございます。ところが、その捜査を進めていく過程、つまり、ことしの4月でございますけれども、いままでも遺跡調査の包蔵地の以外の所の部分から、区画整理に伴います道路工事等の中で、たくさんの遺物が出てきたということで、東京都の方の教育庁の文化課の方の指摘、あるいは指導もございまして、この地域をいわゆる包蔵地という形の中で、教育委員会の方で捜査をしてもらいたい、こういうふうな依頼がございまして、私どもの方といたしましてその周辺を調査したわけでございますけれども、たくさんの遺構とか、あるいは遺跡のいろいろな遺物等が出てまいりました関係上、一部私どもといたしましては、万願寺の区画整理の一部を包蔵地という形の中で、6月の教育委員会の中で決定いたしました。そういたしますと、当初計画立てました1,000平方メートルが、約8,000平方メートルほど広がりがりまして、結果的に本年度の遺跡調査の、いわゆる発掘面積が9,000平方メートルになった、ということがございます。そのために面積がふえた、というのが1点ございます。それから、もう一つは、いま掘っております地域につきましては、いわゆる南蘭沼という所で御存じのとおり沼地でございます。したがって普通の土砂を、土を掘ると比べまして、沼であるために非常に発掘に時間を要するという点がございます。それから、もう一つは現在行っている所は、万願寺の南区と、それから北区というふうに分けておりますけれども、北区の地区

が7カ所いま発掘してありますが、そのうち2カ所が約1メートル50センチか2メートルぐらいの範囲におきまして沼地の約1メートル50センチか2メートルぐらいの深さのところでございますけれども、いわゆる1200年ほど前の古墳時代、あるいは奈良時代だと推定されますところの木製品がそこから出てきたということで非常にこの木製品につきましては、学術的に希少価値があるものである、そういうことで、この2カ所につきまして、若干のなおかつこれからの捜査が必要であるということがございます。それから、南地区につきましては、6カ所のうちの、約3カ所が終わっておりますけれども、残りの3カ所につきましてまだこれから捜査しなきゃならないということがございます。

そこで、この件につきまして、大分万願寺地区につきましての捜査がおくれておりますので、私どもといたしましては、区画整理課、都市整備部の方とも十分に相談しながら、とにかく全精力を挙げてこの地域の発掘調査を速やかに、発掘調査を済ませたいということで、いまいろいろと私どもの方といたしまして、各地区で遺跡調査をしているわけでございますけれども、その遺跡調査も行っている所を一応中止いたしまして、万願寺の方に全精力を投下いたしまして、この発掘調査を速やかにいたしたい、ということでございます。区画整理課の方といたしましては、12月いっぱいまでにぜひやってほしい、というふうな要請があるわけでございますけれども、現在のところ、いまの予定でいきますと、1月—約1カ月間延びますけれども、1月中にはぜひ発掘調査を終えたいという考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 最初の予定だと、12に終わるといふことを私も聞いております。それが、今度1月いっぱいというふうなことで、ですから私は、工事の進行に支障がないかどうか、ということをお願いいたします。これが、工事ができせんと、東京都あるいは国に、補助金を返さなければならない、こういうふうな問題があるようでありますので、それと、いま1点は、いま、この問題について、万願寺の権利者から請願も出されております。慎重にひとつやっていただきたいと思っております。

それと、私ども素人考えで、それは確かに木製のものが出て、それが大変貴重なものか、なにか、わかりませんが、道路の建設をするのに3メートルも4メートルも掘ってですよ、それだけ掘る必要があるのかどうか、ということですよ。私は、この道路を建設するのに、1メートルも恐らく調査をして、いま、私に言わせれば、埋蔵文化財の破壊ではないか、こう

いうふうと思うわけですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）何も道路をつくるのに3メートル、4メートルの下を掘らなくても、そのまましておけば、埋蔵文化財として永久に残るわけがあります。そういうことを私は強く申し上げたいわけでありです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

ぜひ、ひとつ支障のないように進行していただくことを、強く要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですね。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後4時12分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に時間延長をしたいと思えます。お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

この際、議長からお願いいたします。諸般の報告——日程第4からずっときょうの日程に入っていくんですが、付託案件に関しては、特に御質疑をされる人は付託委員会の人が、いけないということではないんですが、付託委員会の人は付託委員会で十分そこで論議をされて、むしろ審査報告のときに、自分の御意見や何かがあるなら、御意見なりを何か意見の場で発表されるように、特に議長からお願いというか、御要望申し上げます。

それから、質問をされる場合には、1問でなくて三つある場合には三つ言って、いわゆる承知できない件に関しては、再度質問するなり3回質問してもよろしくござりますが、最初にあらかじめ3点なら3点質問するようお願いして、御協力していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。（「了解」と呼ぶ者あり）

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。これより請願第58-31号、二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君） 請願第58-31号の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、9月定例議会におきまして、本委員会に付託されたものでございます。件名は、二中校庭に夜間照明施設設置を願うというものでございます。請願者は日野市日野台四丁目の20の1番地、植田政雄さんほか320名でございます。

主なる質疑を申し上げますと、46年に一中、56年に七生中にそれぞれ夜間照明が設置されまして、現在勤労者のスポーツ施設として使われております。現在の2カ所は、日野市の中で南北の中に2カ所あるということで、今後の理事者の答弁によりますと、計画としては東西につくっていききたい。特に軟式野球、ソフトボール、あるいはサッカー等が競技可能校については、随時年次計画をもってつくっていききたい。特に今回の二中については、来年度の予算要求の項目の中に入れるとの答弁でもあり、それらを踏まえて、本委員会は全会一致異議なく採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって請願第58-31号、二中

校庭の夜間照明施設設置に関する請願の件は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

これより議案第91号、昭和58年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君) ただいま上程されました議案第91号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市一般会計補正予算第4号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和58年11月29日付で専決をしたものであります。

本補正は、衆議院議員選挙に伴うもので、補正額は歳入歳出それぞれ2,562万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億2,558万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長(石坂勝雄君) 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長(前田雅夫君) 御説明いたします。

お手元にございます昭和58年度日野市一般会計補正予算第4号というのをごらんいただきたいと思ひます。

まず7ページでございませうけれども、歳入といたしまして2,562万3,000円でございますが、これは今回12月18日に執行されます衆議院選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の費用の都からの委託金でございます。

次のページ、8ページから11ページでございませうけれども、その内訳でございませう。通常の選挙の事務費でございませうので、細かい説明は省略させていただきます。

○議長(石坂勝雄君) これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石坂勝雄君) 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付

託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石坂勝雄君) 御異議ないものと認めます。よって議案第91号、昭和58年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第92号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君) それでは議案第92号について提案の理由を申し上げます。

本議案は職員の退職手当を改定するため、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(石坂勝雄君) 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(伊藤正吉君) それでは支給条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の内容の改正でございますが、内容といたしましては勸奨退職制度の率の引き下げ、2点目といたしまして結婚、出産退職制度の廃止、それから死、傷病退職者の支給率の引き下げ、こういう3点にしばられてございませう。

本文に入りまして、第5条関係でございますが、これにつきましては、59年度に適用される率でございます。58年度に適用される率につきましては、議案書から3枚目を開いていただきますと付則別表第1がございませう。ここに各年間にわたりましての支給率が、割合が記入してございませう。最終のところ勤続期間が38年以上で退職した者に対して支給する退職手当の額は38年として計算した額とする、これが頭打ちでございませうが、これが58年度につきましては月数で申し上げますと98.95カ月、それからまた本文に戻っていただくわけでご

ございますが、本文の2枚目でございますけれども、2枚目の2項といたしまして、ここでは勤続期間が36年の頭打ちで89カ月、こういうことに改正する案でございます。それから60年度以降につきましては定年制の絡みがございますので、またこれから組合とも協議して決めていきたい、こういう形で今回は見送り、こういうことにしたわけでございます。

それから議案書の2枚目でございますが、7条を削る、こういうことでございます。7条は結婚、または出産による退職の特例でございます。これにつきましては、1枚めくっていただきますと、ここに付則の3項でございますが、ここに経過措置といたしまして60年の3月までは改正前の支給条例による、従前の例による、こういうことで経過措置をとったわけでございます。

それから、死傷病の点につきましてはその次の第8条を次のように改める、こういうことで支給率の引き下げでございます。これもやはり付則の方で58年度につきましては100分の40、それから、この本文につきましては100分の30、こういうことで年次的に引き下げていく、こういう内容でございます。それ以外のものにつきましては、条例の改正に伴います適用条文の内容の修正でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） ちょっと、よくわからない点があるのでお聞きしたいんですが、まず第1点は、助役会の決定に従って改正案をつくりたいということをお先般助役、市長——もちろん市長会も入るんでしょうけれども、言われた。そこで各市の提案は、大体98カ月というのが多いんで日野市の場合もそうなっている。九十八点何カ月かになっているようであります。それはそれでいいんです。それは、その点は助役会の方はどうなったのか。58年度、59年度、60年度、どういうふうな大体申し合わせになっているのか。それで、その申し合わせとこの条例との一致する点、また違う点、これを助役の方から説明してもらいたい。

次に第2点ですが、これは新聞ですからよくわかりませんが、ことしの勧奨退職者の募集は、59年1月以降に行うんだ、受け付ける。こういうふうに書いてある。この新聞の報道は事実であるかどうか。恐らく事実だろうと思っておりますけれども、この2点をまずよく、まずじゃないな、これが大変大事なことだと思うのでお答え願いたい。

第3点として、これは出てないんですけども、私どもが常識的に考えて、退職手当というのは、年金との関連で考慮するのが正当と見ている。老後生活の保障という考え方がある、私

自身には。しからば、給与の金額です、が年金に絡んでくるわけです。共済年金の金額は最終の給料の金額になるわけだ、半分とか7割とかびたっと決まっているわけです。そこで、退職金と給料の38年の最終的な金額だ、との考慮をあわせ考えなければ、私の考えである老後保障という立場からいえば、退職金条例だけを提案してきたのはちょっと一方的過ぎるんじゃないかろうかというふうに考えるんですが、そういう点の検討がなされて出しているのかどうか、この3点。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 御指名でございますので、私の方からお答え申し上げたいと思います。

まず第1点でございますけれども、助役会の方はガイドラインとして示してございます。そのガイドラインと申しますのは、5年後の昭和63年の3月で、35年勤続というふうな頭打ちで75カ月にしていきたいと思います、こういうガイドラインでございます。各市これに頭をそろえようということで、それぞれ努力しているわけでございます。

で、日野市は、6月の議会でも御答弁申し上げました、東京都と同じ3年目で80カ月にしようという考え方は、この12月に定年制という年齢の問題もこの12月に御提案申し上げられるという考え方のもとに、そういう計画をしておいたわけでございますけれども、東京都の方で、定年年齢の都議会への上程は3月になるようでございます。そういうふうな労働情勢でございますので、日野市では12月にお約束どおり提案申し上げましたのは、いま申し上げましたように、59年度でもって36年勤続の頭打ちで89カ月、こういうものを提案しているわけでございます。もちろん東京都の全体の助役会のガイドラインに沿いまして、これからもっていくわけでございますけれども、東京都の助役会のガイドラインは、63年の3月で75カ月にする。この75カ月はまだ中途、調整の途中でございます。最終的には、助役会の考え方も、やはり国並みにもっていくんだ、こういう考え方でございます。日野市も、これに沿うて要するに改正をしていく、という考え方でございます。

それから、例年、勧奨の募集は12月やっておったわけでございますけれども、12月は、この12月の定例会で御決定をいただきまして、すぐさま1月に入りましてから募集をしていきたい、よその市の場合には、この勧奨退職を要綱でやっているところがございます。町田などは要綱でやっていますので、議会にかけずに要綱改正をしまして、12月から募集しているよう

でございます。日野市も、従来は12月でやったわけでございますけれども、12月の議決の手続を経てからということになりますので、1月にことしはなるわけでございます。

それから退職手当は、年金とやはり関連したもので考えていくべきだと思います。ただ、117カ月というふうなものから順次引き下げていく、というふうなことでございますので、最終的にはやはり都並み、国並みという、要するに助役会のガイドラインに沿いまして低減させていきますので、最終的には年金と合わせた要するに老後保障的な要するに退職手当支給条例こうなるものでございます。以上でございますけれども……。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） やっとこの議会にこの是正措置が提出されたわけですが、まず、この女子職員に対する結婚、出産退職特例は廃止をするということで、たしかこれは12月の議会にももちろん提出される際に今度の58年度、本年度からそのようにするんだ、というたしか議会での答弁ございました。ところが、何と60年3月まではこのまま続けるんだというところで議会でお答えになったことと違うわけでありまして。その理由をひとつお聞かせをいただきたい。

それからもう一つ、退職金を計算する際のいわゆる特例昇給、特別昇給、それから調整手当、役職加算等、前の議会の私一般質問でもお聞きをいたしました。これは今回どのようになっているのか、それをひとつ教えていただきたいと思っております。

それからもう一つ、これは市長にお聞きをいたしますが、市長は6月の議会の前であったと思っておりますが、5年後には国並み、いわゆる国家公務員並みにもっていきたい、ということをお記者会見でもおっしゃった。ところが、その後かなり後退をしているわけでありまして、今後60年までの計画というのは、是正計画として私どもに示されておりますが、それ以降どのようなお考えをお持ちなのか。国並みに近づけていくのかどうか、国並みを狙うのかどうか、その点をお聞かせをいただきたいと思っております。

以上3点お願いします。

○議長（石坂勝雄君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 1点目のことにつきましてのお答えでございます。これにつきましては、確かに当初の姿勢といたしましてはここで廃止する、こういう形で臨んだわけでございますけれども、出産、特に結婚の場合と出産の場合については、将来の計画もある、

こういうことで選択の余地をやはり定年制の施行まで置くべきではないか、こういうような判断に立ちまして、経過措置として60年3月までこういう制度を置く、こういうことで決着したわけでございます。

それから退職金の特例昇給、調整、役職加算、これらにつきましては、特昇等につきましては、今後の交渉課題でございますけれども、現在のところは調整、役職手当は現行のまま置く、こういうことでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問のありました今回の退職手当の是正についての考え方
— 6月議会に先立って記者会見を行った際に、記者側の質問に答えた形で、5年間で国家公務員並みにするんだ、というふうに報道がされました。しかし、それは、私はこれまで3年間のことは言ったが、5年間のことは言っていない、というふうにまたお答えをしたかと思っております。しかし、考え方といたしましては、今後、一面には経済社会の低成長、あるいはそれぞれ公務員の社会情勢に即応する給与体制ということも伴うというふうに考えられますので、なるべくこのガイドラインに沿う、そういう手当に順応するというのが恐らく正しい態度だろう、このようには思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） この女子特例措置のことなんですが、人数もそう大ぜいはいらっしゃらないんですし、額、金額としても、そう多額なものでもないと思うんですが、だから残したのかですね。議会でははっきり117カ月、突出している、これも是正をしたい、それと女子の特例についても近隣では見られないので、今年度廃止をしたい、ということをはっきりおっしゃったんですね。いま少し、今回今年度で廃止されなかった理由をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほどの特別昇給及び調整手当、役職加算、これは現行のまますべて残すというふうにお答えになったと思うんですが、それで間違いないかどうか、ちょっとはっきり聞き取れなかったものですからお願いいたします。

それからもう一つ、いまの市長のガイドラインに沿うように、ということですが、助役は先ほどガイドラインに沿って75カ月、これにもっていくということをお答えになったんですが、助役会の考え方としては、さらに国並みに近づけていくという一つの方針もあるということ

ございます。市長はそのガイドラインでストップをするのか、ガイドラインの75カ月で事足りると思うのか。さらに国並みの是正措置、いろいろ世論の動向等もございます。そういうものを目指していくのかどうか、さらにお答えをお願いします。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） それでは前段の、市長が答える最後のところだけ残しまして、総務部長に補足しましてお答え申し上げたいと思います。

確かに女子職員につきましては、ことし限りというふうなことで、組合との煮詰めに入ったわけでございますけれども、勧奨退職それ自体が経過措置をとっております。それから激変緩和の措置もとおるわけでございます。いろいろ論議してみますと、やはり女子の部分につきましても、やはり情というわけじゃございませんけれども、同じような経過措置なり、激変緩和措置ということがどうも必要になってくる、あるいはいろいろな期待権というふうな先ほど総務部長が答えたような問題等も出てきたわけでございます。そういうことでございますので、勧奨と同じように定年制の発足する60年の3月までは経過措置とし、それから激変緩和というものをとろうというふうなことに相なったわけでございます。

それから調整手当と役職加算でございますけれども、この提案してございます、2年間に限りましては非常に117という料率が高いものですから、料率を、よその場合ですと1年間に5カ月だとか、あるいは町田でも7カ月、こういうものでございますけれども、日野の場合には、料率の引き下げがやはり非常に高いわけでございます。そういうことで、この調整手当、あるいは役職加算につきましては、第2段の要する削減というか、調整すべき項目というふうな考えておるわけでございます。ですから、このまま同じずっといくんだ、こういう考え方はないわけでございます。名誉昇給については、まだこれはいままでの要綱事項に入ってたものでございますので、組合とはこの問題については、まだ合意といいますか、話し合いはまだしておらないということで、当初はこれもすっぱり切っちゃおうというふうな考え方でおります。いまもその考え方でございますけれども、まだ組合ともう少し詰める必要がある、こういうふうなことが残っております。

で、最後、あと、市長さんの方からガイドライン……。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の3点目ですが、今回提案をいたしております退職手当

の一部是正措置、これは日野市独自に、過去の制定は41年でありますから大変年月もたっております。社会情勢も変化しております。また国民感情、あるいは市民感情も、それぞれの情勢を反映いたしております。そういうことに対しまして、独自に日野市として特に突出部分の是正をまず手がけたい、この考え方で、当初3年と言っておりましたが、とりあえず2年提案をしております。そして3年目には、いわゆる法律に基づく定年制の問題が生じてまいります。それから都の一般職、あるいは単純技労職と申しまししょうか、そういう明らかな決めもまだ明らかにされていません。そういうことで、5年間には当然またいろいろな情勢変化もあるはずであります。とりあえず、今回の提案をしたということでもあります。

それで、考え方の方向といたしまして、これは公務員として、なるべく給与体系、あるいは諸手当等は、一定の基準に應ずる方向に恐らくなるだろうと思っておりますから、それはそのときのまた判断で対処する、こういうふうな考えまして、今回の提案をお願いするわけでもあります。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 市長は、国並みということは絶対に口に出されないわけで、いろいろこれから取り組みの中で退職金というものの考え方いろんな議論があると思っておりますので、それはことさら言いませんが、一つの市民の感情、こういうものをいま市長もおっしゃいました。できるだけ納税者——市民の立場というものを理解していただいて、さらに積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

一般質問で、退職手当等についての質問も出ているようでございますので、私はこれで終わります。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか、なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第93号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第93号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。保険税及び助産費の給付を引き上げるため、この条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは、議案第93号の日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、この条例は昭和53年の4月に改正をいたしまして以来、今日まで5年が経過をいたしておるわけでございます。御承知のように国保を取り巻く情勢変化、あるいは医療費の伸び等で、支出は増加の一途をたどっております。一方、保険税の収入の関係では、伸び率は低く、国保財政は大変厳しいものがございまして、御承知のように、国保事業の運営は、国庫支出金と、それから保険税で賄うのが原則でございまして、被保険者の厚生等を考慮いたしまして、一般財源を繰り入れ、現時点では軽減を図っておるわけでございますけれども、諸般の情勢を考えまして、今回保険税の改正をいたしたく、去る8月の22日に、国保運営協議会に税の値上げを諮問いたしましたわけでございます。一部給付のアップもございまして、諮問をさせていただいたわけでございます。以来、国保運営協議会におきましては、3カ月間の御協議を願ひまして、去る11月の26日の日に、国保運営協議会長より、市長に対しまして答申がなされたわけでございます。今回、この線に沿いまして、保険条例の一部を改正する条例案を提出いたしましたものでございます。

今回の改正の考え方でございますけれども、一般会計からの繰入金につきましては、被保険者1人当たり5,000円を抑えさせていただいたわけでございます。現時点では、おおよそ3万人の被保険者でございますから、年間の一般会計からの繰入金は、1億5,000万円という額を基本に、今回の改正をさせていただいたわけでございます。さらに限度額並びに均等割額、平等割額につきましても、改正をさせていただいたわけでございますが、この額につきまして

は、目標を都下26市の一応平均をとらせていただいたわけでございます。この条例改正によりまして、保険税の収入予定額でございますが、約1億円を予定いたしておるわけでございます。

それでは、改正の内容につきまして、簡単に新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、対照表をお開きいただきたいと思います。

まず第5条の5でございますが、助産費の関係でございます。従来の8万円を10万円にいたしたいということでございます。この10万円の数値につきましても、都下26市の平均をとらせていただいたわけでございます。ほとんどの市が現時点では10万円の給付をいたしておりますので、これにならわしていただいたわけでございます。これが給付の関係でございます。

それから税の関係でございますが、第10条でございます。税の上限でございますが、限度額でございますけれども、現時点では19万円でございます。これを5万円アップいたしまして24万円にいたしたいということでございます。この24万円につきましても、御承知のように地方税法上では28万円の限度額でございますが、24万円の数値は都下26市の平均額をやや下回った数値でございます。

それから13条でございます。これは被保険者の均等割額でございますが、現時点の2,040円を3,240円に改めたい、ということでございます。それから13条の2の平等割額は、3,480円を5,400円に改めたいということでございます。

めぐりまして17条関係は均等割額、平等割額の、いわゆる地方税法上に定めるところの低所得者に対する軽減措置の関係でございます。1につきましては4割軽減、2につきましては6割軽減を、つまり1,224円を1,944円に、2,088円を3,240円、これが4割軽減の部分でございます。816円を1,296円、1,392円を2,160円が6割軽減の部分でございます。

よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私は厚生委員ですからこの案件に直接的に触れることは許されません。そこで間接的に触れたい。（笑声）

市長に聞きたいんですが、いま、あなたは国民に対して、総理と仮定するならば5,000億

円の増税を提案してきたわけであります。約、日野市民に対しては1億円。で、この税金の増税ということは、私は全く反対なんです。なぜかといいますと、国のように、赤字で貯金なんか1円もありません。そういうふうなところでも、減税に全力を尽くしています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市のように、63億円もいろいろな形で貯金をしている、なおかつ、日本で十五、六番目に入る富裕都市でもある。しかも、この税金は、私が、たとえば高等学校の教師ならば、恐らく健康保険、短期保険の掛金は、1万円前後でしょう、しかし若干の不動産を持っているというだけで、24万円になるわけであります。全く収入がなくても、24万円になるんでしょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは不動産所有者の大幅な納税によって、いわゆる力のない——大変失礼ですが、ない方々を救っているという形が、国民保険税の形になっているわけです。しかし、そのために、一部市民の方にも負担していただく。ですから、私が日野市に100万坪の土地を持っていたら、農業高校の先生、あるいは小学校の先生、あるいはまた、ある会社の従業員ならば、24万円も短期共済を、掛金をする必要はないわけであります。こういう増税について、そういう不公平なこの保険税のあり方について、考えたことがありますか。要するに、これは大変不公平な税金のかけ方なんです。これは農村向きの税のかけ方だろうと思うんです。昔の地主からたくさん取って、小さい地主さんの方々を救って、という考え方から出ているものだと思うんですが、それが1点。

第2点、あなたは日野市が非常に富裕であるということ——他の市に比べてですよ。全国の661の市に比べて富裕であるという観点から、市民の負担減をすべきではなかろうか、減税を何らかの形ですべきじゃなかろうか、と考えたことはありませんか。

この二つの点を、ちょっと御質問だけしておきます。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問について見解を申し上げたいと思います。

国民健康保険事業も、市が行います大切な、加盟者市民に対します大きい事業であることは、申すまでもございません。しかし、一方、市全体のこの財政運営という立場から、それぞれの特別会計、あるいは企業会計、一定のバランスのもとに健全な発展を期することが大切だと基本的に考えております。今回、若干の税の値上げを提案しておりますこの国民健康保険事業につきましても、確かに日野市民の約20%に該当する方々の、社会保険制度であります。社会保険は、また施策的な考え方の導入もある部分には必要だ、というふうに考えておりますが、

本来の健全な運営というのは、やっぱり特別会計の独立の範囲でその均衡を保つべき必要がある、と思います。そこで、なるべくこの増税額もよそに見合う、よそに比較して重くない程度で、そうしてまた、実質の負担の区分におきましても、応能の範囲において、このようなことは常に考えておる基本であります。

昨年も、昨年というよりも本年度当初予算の際にも提案をいたしました。議会のまだ御承認がいただけなかった。そこで、今回再度より現実的な内容を込めまして、国保運営協議会にも御了承いただき、そして、また議会にも御理解をいただこう、というものであります。本年度の当初予算におきまして、約3億5,000万円、30億弱の事業に対しまして、3億5,000万円という繰り入れを行っておりますが、このまま推移いたしますと、まだその動向は年々医療費の傾向に伴って、大きくなるものと考えなければなりません。そうして一つの基準を、市民部長も申しておりますとおり、加盟しておられます市民1人頭5,000円程度、一般会計、つまり一般市民の納税によって助成をする。つまり、国保は比較的弱者の方々の保険である、という一つの性質というか、そういう立場がございますので、十分配慮し、その健全な発展を図っていく。これは何ら変わるころではございません。したがって、財政負担、財政バランス、それからお互いの市民の負担の公平ということを十分勘案をし、このような対策をとろうと考えて提案を申し上げます。

日野市は富裕都市だ、というふうに質問者自身も申されておりますが、確かにありがたいことだと思っております。しかし、今後、いま市制20周年の段階から30周年に向かいます過程において、下水道を初めといたしますいろいろの都市整備事業あるいは日野市に残されております国有地の払い下げを受けて、そうして、市民施設をつくる大きなプロジェクト事業、数えてみますと、まことに財政のこの負担はいつとき大変拡大をしまいたします。そういう情勢の中で、それぞれの特別会計、企業会計も、健全な発展を期するために、一定のバランスを保つ。このことは財政運営の責任者として、絶えず考えておくべきことだと思っておりますし、また議会においても、御指摘をいただいているところでもあります。したがって、今回のこの提案は、決してよそに比較をして目立つものではなくて、なるべく下限に沿う程度の考え方でございますし、十分関係の方々にも御理解がいただける、このように思います。

それから健康保険事業は、日常の健康行政、健康管理、これが施策として重要だと思っておりますので、いま市が行っております成人病の検診等も国保の方が多くを占めておる事実もご

ございますし、そのような施策を今後も拡大をするともに、とにかく医療をなるべく必要としない健康的施策の中で健全化を図っていく、という一面もきわめて重要だと思っております。そういう諸般の観点におきまして、今回のこの提案を申し上げております背景、基本的な考え方をお答えをさせていただきました。

○議長（石坂勝雄君） 厚生委員会で十分御審議いただいてもらえないでしょうか。

（「それで、ちょっとお願いします」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） この委員会に、市長に出てもらうように議長に計らってもらいたい。そうしないと、こういう基本的なことは部長ではわかりませんからお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 了解。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第93号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第94号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第94号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野駅の放置自転車対策として進めてまいりました、東第二自転車等駐車場の開設に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは、ただいま上程をいたしました議案第94号につきまして、御説明申し上げます。

議案書1枚めくっていただきますと、改正の別表第1というのが載っております。ただいま市長から御説明がございましたように、日野駅の自転車放置対策の一環といたしまして別表第1の東第二自転車等駐車場、位置は日野本町四丁目5番地の22及び23。付記事項といたしましては、原付自転車駐車可という駐車場を新たに設けるものでございます。

で、この駐車場につきましては、ただいま工事を進めておりまして、今週中に完成を見る予定でございます。なお、この駐車場の面積につきましては、348平米。用地そのものは民地を借用して整備するものでございまして、収容台数は、250台という予定をいたしております。したがって、現在、日野駅周辺に3カ所すでに駐車場が整備されておりまして、この駐車場を4カ所目として設置いたしまして、合わせまして1,841台ほどの収容能力を有することになります。現在、日野駅周辺の西側及び東側を中心といたします放置自転車の数につきましては、1,730台ほどでございますので、この4カ所によりまして十分対応できる、という予定をいたしておるわけでございまして、その適用を今月の15日にいたしまして、放置禁止区域の実施をいたしたい、という予定でございます。なお、放置自転車の設置に対する、実施に対します打ち合わせ等につきましては、すでに12月の5日に相武国道事務所、あるいは日野警察署と十分打ち合わせをいたしまして、15日までに支障のないように現在準備を進めておるわけでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第94号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号であります。補正額は歳入歳出それぞれ3億1,906万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億4,464万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（石坂勝雄君） 歳入、歳出全般及び第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

- 企画財政部長（前田雅夫君） お手元の昭和58年度日野市一般会計補正予算をもとに説明いたします。

まず、大変恐縮でございますけれども、1カ所誤字がございますので御訂正いただきたいと思ひます。予算説明書の41ページでございます。説明欄の下から2行目にゲートポールコート外柵設置とございます。この外柵の柵が柵という字になっておりますので、これを柵という字に御訂正いただきたいと思ひます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

まず11ページでございます。まず、この法人税でございますけれども、6億2,685万円の減でございますけれども、これは法人の減益に伴う減額でございます。

次が15ページでございます。特別土地保有税の減額でございますけれども、課税対象の減による減額でございます。257万6,000円でございます。

次が19ページでございます。生活保護費でございますけれども、1,600万円の増でございますけれども、これは対象世帯の増に伴うものでございます。

次が21ページ、国庫支出金でございますけれども、浄化槽汚泥処理施設新設の減額でございますけれども、これは御承知のように、56年から58年の3カ年で工事をやることになっておりますが、国の補助の関係で、58年度事業を57年度に1年一部前倒しをした関係で、この補助金が減額をされるというものでございます。

次が23ページでございます。都支出金でございますが、地社協運営費というのがござい

ます。32万8,000円でございますが、これは、いわゆる都の決定に伴う増でございます。次の民生委員の活動費であるとか、あるいは協議会、特別強化費がございますけれども、これは民生委員が84人から102人、18名ふえたわけでございます。この経費に伴う補助の増でございます。

次が25ページの土木費都補助金でございます。この最下段の緑化推進事業でございますけれども、1,450万円。これは緑化推進宝くじの収益金が都の補助として市に来るわけでございます。

次が29ページでございます。一般寄付金の100万円でございますけれども、これは株式会社美建工業からの一般の寄付金でございます。

次が31ページでございます。繰入金でございますけれども、公共施設建設基金繰入金ないしは財政調整基金繰入金から2,600万並びに2億4,000万円を繰り入れをするものでございます。

33ページでございますけれども、繰越金でございます。3億4,612万4,000円でございますが、繰入金の決定に伴うものをここに加えたものでございます。

次が35ページでございます。市債でございますが、これは先ほど補助金にも関係するわけでございますけれども、浄化槽汚泥処理施設新設の前倒しに伴う市債の減額でございます。

次が歳出でございますけれども、37ページでございます。議会費の交際費でございますけれども、20万円ですが、三多摩上下水及び道路建設促進協議会がございます。この第2委員会のいわゆる委員長市を日野市が行っておりますので、それに伴う交際費でございます。

次が39ページでございますけれども、6の財産管理費でございますけれども、この役務費と委託料に特殊建築物定期調査報告手数料及び調査の委託料が載っておりますけれども、これは、建築基準法に基づく特殊建築物の建物の、いわゆる検査報告をする義務がございまして、その検査の委託料及び報告手数料でございます。それから次が8の行政施策調査費でございますけれども、コンピューターの導入を現在いま市が準備をしつつございます。この準備といたしまして、すでに条例でございます電子計算組織運営審議会の委員の報酬及び関連の事務費を計上してございます。その次の市民会館費でございますけれども、6,500万円の減額は、骨格的な工事をすでに発注いたしましたので、その計数の整理の結果、減額するものでございます。下のその次の公立文化施設整備期成会負担金でございますけれども、日野市も、いま建設

を始めたものですから、今後この協議会に入りまして、いろいろな活動を進めていきたい、というものの負担金でございます。

次が41ページでございます。これは歳入の中でもございましたけれども、民生委員の増に伴う活動費の支出でございます。

次、43ページでございます。7の遊び場費でございますけれども、財産購入費で第二日野万児童遊園用地取得でございます。これはすでにもう開設してあるんでございますけれども、土地開発基金で取得してございましたものを一般会計で振りかえるものでございます。

次が49ページでございます。農地費の中の15の工事請負費でございますけれども、平山用水頭首工及び水路災害復旧、それから日野農業用水頭首工災害復旧でございますけれども、これは57年、58年の台風の被害によるところの復旧工事でございます。

次が土木費へまいりまして、55ページでございます。道路新設改良費の中の工事請負費でございます。この最初の仮称仲田小学校進入道路新設でございますけれども、これは都市計画道路2・2・10号線の方から仲田小に入る新設道路の工事費でございます。次の三沢中学校前道路新設は校庭拡張に伴う道路の新設でございます。次の旭が丘100号線道路新設につきましては、老人憩いの家の建設に伴う道路の築造費でございます。

それから59ページでございます。土木費の緑化費でございますけれども、公園管理費及び緑化費でございますけれども、この15の工事費950万円、神明上緑地植栽及び500万円の第五小学校生け垣緑化がございまして、これは先ほど歳入の中で申し上げました緑化推進宝くじの収益金の補助をここで支出をする、というものでございます。

次が63ページでございますけれども、消防費の常備消防費でございますけれども、これは基準財政需要額の決定に伴う不足分の追加でございます。335万3,000円でございます。

次が65ページの教育費でございます。4の学校建設費の15、工事請負費の仮称仲田小学校東側道路築造の2,240万の減額でございますけれども、これはさっき土木費の中で申し上げましたように、東からいわゆる土木費の中で工事をやりますので、教育費のこの費用を減額したというものでございます。

一番最後、71ページにつきましては、土木債でございますけれども、繰上償還分といたしまして、1億385万7,000円を計上したというものでございます。

それから、前へ戻りまして5ページの第2表の債務負担行為の補正でございます。これは市

民会館及び仲田小学校の事業がある程度固まりましたもので、それぞれ補正をするものでございます。

それから第3表の地方債の補正でございますけれども、これは歳入歳出の中で申し上げましたとおり、浄化槽汚泥処理施設新設事業の57年度への前倒しが関係する、いわゆる補正でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） 27ページの上段の市有地売り払いというのがあるんですが、南平六丁目9番地の53とあるんですが、これは地目は何であるかということと、それから、41ページの需用費の委嘱状の伝達式というのがありますね。この説明ですね。

それから47ページの22の補償、補てんというところですね、し尿処理施設に伴う物件の補償というんだけど、その物件は何だったか。

それから55ページの私道の整備補助金というのがあるんですが、この場所はどこかというところでね。

それから説明の中で、先ほど特殊建物検査というのがあったんですが、特殊建物というのはどういうのを指すんだか。

それから今度市民会館を建てる、何か組合のようなをつくったというんだけど、それはどういう組織で、どういう範囲になっているか、それですね。それについて説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君） 答弁、総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 27ページの市有地の売り払いの件でございますが、これにつきましては、廃道敷でございます。これは、南平から都道に通じます道を拡幅したわけでございますが、それとの見合いの中で、これだけの廃道敷が出た、こういうことで払い下げるわけでございます。

それから特殊建物の定義でございますけれども、これにつきましては、特殊建物等建築物は集会場、病院、学校、または体育館、そのほかにもたくさんあるわけでございますが、市の関係するところはこの程度だと思っております。終わります。

○議長（石坂勝雄君） 福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） 41ページの需用費、民生委員の委嘱状の伝達式でございますけれども、民生委員は、12月をもちまして改選ということになっております。3年間の

任期ということでございまして、これから3年間委嘱をいたします。明日委嘱式を予定しておりますが、それに要する経費でございます。

○議長（石坂勝雄君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 47ページの22の補償、補てん及び賠償金の物件でございますけれども、これはし尿処理施設の開始に伴って、投入口が変わりました。そういうことで、車両のホースの取り口を変えたという、左を右の方へ変えたという、その物件でございます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか。高橋通夫君。まだあるんじゃないの。

○30番（高橋通夫君） 39ページの公立文化施設整備期成会の、その説明です。

○議長（石坂勝雄君） 答弁、企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 39ページの負担金、補助及び交付金の公立文化施設整備期成会負担金の内容は、ということなんですけれども、これは名前が示すとおり、期成会というのは補助の枠の拡大であるとか、予算の獲得であるとか、そういうものの運動の団体でございます。日野市も、いままで単独では行ってはきたけれども、やはり現在あるこういう期成会の力もあるわけでございますので、その加入の要請もございまして、今回入るといふものでございます。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは、次に私の方から55ページの一番上の段の、私道整備補助金の31万円の場所の御質問がございましたので、お答え申し上げます。

これは南平の五丁目の26の2番地先でございます。で、具体的に申し上げますと、七生中学校の東側の私道でございます。それで面積にいたしまして29.5平米ばかりの大変小さい私道の一部を工事したい、ということで申請がございまして、それに対するいわゆる70%の補助要綱によりますところの補助額を、今回補正でお願いするといふものでございます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか。高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） いま企画財政部長の説明の、ただ日野が加入したっていうんだけど、その範囲は、じゃ三多摩に幾つぐらい入っているか、そういう点ですね。それで、いままでのそうした、入ってた場合、どういう利益とかあったのか、そういうことですね。いま日野市が入っただけで、ほかはどういうところが入っているかという説明が……。

○議長（石坂勝雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 現在、細かい資料持っておりませんので、調べまして後刻御報告申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 一つだけお聞かせをいただきたいと思います。

旭が丘新設道路、老人憩いの家の建設に伴うという説明がいまございましたんですが、老人憩いの家の建設は、いつから始まるのか。先般の議会で、先に延びたということがございまして、一体いつ着工がなされるのか、その点をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは、私の方からただいまの御質問にお答え申し上げます。

一応、工期は59年の6月まででございます。着手につきましては、来年の1月早々に着手をする、という予定になっています。

それから、なお設計につきましては、8月に完了をいたしてございまして、建築確認、あるいは建築上の許可、それらにつきましては、すでに法的な取り計らいをしております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） それでは、来年の1月に着手ということでございましたら、指名委員会等は来年に開かれて、すぐに着工するということでございますか。

○議長（石坂勝雄君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 老人憩いの家の増築の件でございますが、これにつきましては（「新築」と呼ぶ者あり）失礼、新築の件でございますけれども、これにつきましては一応分割発注という考え方でございますので議決金額に満たない、こういうことで事務サイドで処理できる、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君） いいですか。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私、先輩の高橋議員さん、非常に東京都議会でも国会でも高橋先生ほど長い議員生活されている方はおられない。しかも非常によく勉強されている。こういう大先輩の質問に対して、笑う方がおられますが、やはり大先輩の御発言には、特に、大抵はもうしないんです。よくわかんないからしないんじゃないけども、しない。確かに勉強されて

いる先輩に対して、笑うような議場について、大変残念に思います。

で、次に申し上げますが、この57年度の繰越金が10億幾らかになっております。そこで、この57年度、歳入のうちです、この繰越金10億幾らですか、これは。これは決算10億3,940万9,000円。それで基金へ幾ら積み立てたか。はっきり言えば歳入の剰余額は幾らであるかということをも第1点として示してもらいたい。なお、これはもちろん決算が57年度の決算が出たので3億4,612万4,000円の繰り越しが出たということになると私は考えてるわけです。それが第1点。

第2点は基金の、財調基金を2億4,000万繰り入れております。この使途。何に使うんです。

第3点、われわれの非常に待望している2・2・5号線に対してです、買収費の補正がわずか3百数十万円出ております。このような状況で、土地買収が完了するのはいつになるのか。都市計画部長ですが、早く買収しなければ、循環バスを通すとか何とか言っただけ、土地がなければ道路ができない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこで、どういうふうになっているのか。

その3点を質問します。

○議長（石坂勝雄君） 答弁、1点目、企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 勉強不足で、完全なお答えができないのでございますけれども、まず、その剰余金の、10億幾らかの使途ということだろうと思います。（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）いわゆる繰り越しが……（「ちょっともう1回」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 第1点は、第1点に申し上げているのは57年度の決算が終わったわけです。そうですね。それで、繰越金が要するに歳入の残金が出たわけだ。そうでしょう。だから、それを繰り入れたわけだ、さらに追加して。だから繰越金が10億幾らになった。それからもう一つは、歳入の残金の一部は基金に積み立てたと思う、57年度決算で。だから、この基金に積み立てた金額と繰り越した金額が歳入の剰余金という言葉、いけないかもしれないけども、使った金と入った金との差になるわけだ。だからそれが基金には幾ら積み立てて、繰越金は10億幾ら出ているわけです。これを教えてもらいたい、こういうことだ。— できなければ第1点は後でいいです、2点ね。3点だ、部長の方は。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、3点目の2・2・5号線の用地買収、今回予算計上いたしました390万円、これについて御説明申し上げます。

2・2・5号線の用地買収につきましては、本年度から3カ年で用地買収を行う計画でございます。今年度は当初予算に計上いたしました。今年度買収面積は、150平米を予定しております。この金額が予算計上で2,550万円計上してございます。買う段階になりまして、鑑定評価をいたしましたところ、この当初予算に計上した額に不足が生じてきたわけでございます。その額が390万円でございます。単価で申し上げますと、当初計上いたしましたのは平米当たり17万円でございます。で、今回鑑定いたしました額が19万6,000円でございます。この差分だけ足らなくなったので、その差を補正をいたすわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 財政課長。

○財政課長（大崎茂男君） 第1点目の繰越金の使い道でございますけれども、（「それ言っていないよ」と呼ぶ者あり）積み立ての件、（「いいや、言ってください。— いいですか、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 勘違いされてもらっちゃ困るんですが、いいですか、57年に入ったお金、57年に出たお金、そうすると残ったのは繰越金と積立金ですよ。だから基金積み立てが幾らであるか。で、それをいま聞いたわけだ、第1点は、積み立てと繰り越しを足せば残った金です。これは間違いないでしょ。これは一応基金へ積み立てがあるから……。

○議長（石坂勝雄君） 財政課長。

○財政課長（大崎茂男君） 57年で積み立てた金額につきましては、57年のときの決算でお示したとおりでございますが、57年決算で剰余金で10億ばかりの繰越金が出たわけでございますが、これにつきましての御質問と承るわけでございますけれども、その繰越金の使い道につきましては、それぞれの補正の都度お願いしておりまして、（「聞いてないんです、それは。聞いてないですよ。いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私の質問は、非常に簡単に言いますと、積立金は20億くらい

じゃなかろうか、基金の積み立て。残り、また10億繰り越している。だから去年は30億円以上のお金が歳入と歳出では差があるんじゃないか、こう思ったので聞いたんです。違いますか。だから、入ったお金と出たお金の差が幾らあるか。そのお金は積み立てて貯金にしたのと、ここに繰り入れ、繰越金で58年度に繰り越しているのがあるわけですね、基金に積み立てたわけですから、基金総額ですから、積立金がね。— はい、いいです、それは。

じゃ、第2点の方はどうなっている。これこそ使途なんです。2億4,000万はどういうことに使ってるんですかと聞いているんです。

○議長（石坂勝雄君） 財政課長。

○財政課長（大崎茂男君） 財政調整基金の取り崩してございますけれども、これは景気変動に伴うようなときのために積んでおいたわけでございますが、先ほどの説明にありましたように、歳入の市税の収入の中で、歳入欠陥が2億4,000万ほど出ております。この振りかえということで取り崩させていただきました。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 2・2・5号線ですが、それであと来年は何平米買って再来年は何平米、全部で何平米になるんですか。わかんないです。後で資料で下さい。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） ただいま細かい資料、明細を手元に持っておりますので、後ほど資料として提出させていただきます。

○議長（石坂勝雄君） 福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君） いまも議論になっていましたけれども、歳入の中の法人市民税の欠陥につきまして、質問させていただきます。

ちょうど昨年の12月議会に、実はこれと全く同じ補正、正反対の補正の提案がなされました。予算現額28億に対して、6億数千万のプラスの補正があったわけです。そのときに私は、どうして2割以上も法人市民税の見込みが狂うのか、という質問をしたわけです。あわせて、あのときの— 昨年のいまごろの経済状況を見ますと、58年度は大幅な法人市民税の減額が予想されますよ、こういう指摘をしておいたわけですが、不幸にも的中してしまったということなんです。どういってその今年度34億を当初見込んでいるのか。6億差があるということはその間景気変動並びに企業の経理の姿勢、こういうのがあるんでしょうけれど、

ども、いずれにしても毎年、1年前は2割プラス補正、翌年は2割マイナス補正。これはプロのやることじゃないんじゃないかという気がしてしょうがないんで、その辺につきまして34億に見込んだのにどのような苦勞をされたのかということと、いまの中では来年度の歳入の見通しも立てられるんでしょうけれども、今後どんなような対応の仕方をしていくのか、この辺をお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君） 市民部長。

○市民部長（加藤一男君） 大変痛い御質問をいただいたわけでございますが、確かに昨年の12月の時点では、この今回の補正と逆でございました。ところが、本年は減額補正ということで、大変私どもとしても苦慮いたしておるところでなんでございますけれども、実は、58年度の当初予算編成に当たりまして、御承知のように、57年度決算では、法人市民税は約38億の収入がございました。58年度は、しからばどんな見通しだろうかということで、実は昨年のいまごろでございます、予算編成をいたすのは昨年のいまごろでございますが、57年度決算見込み額の大体10%減を実は抑えたわけなんでございます。そうしますと、おおよそ34億になるわけでございますが、本年に入りまして、実はすでに9月決算も終わっておりますから、大まかには58年度の決算見込みは立っております。その時点で、今回補正をさせていただいたわけでございますが、57年度と比較をしますと、73%程度にとどまってしまう。なおかつ当初予算に見込んだ数値よりも、13%も下回ってしまう。約20%下回るということでございましょうか。そういう見込み違いを実はいたしたわけでございますが、私どもといたしましても、担当者といたしましても、実は法人大手を、この前も御説明をさせていただきましたけれども、巡回をいたしまして、事情聴取いたすわけでございますけれども、この前も申し上げましたようになかなか明確な御返事はちょうだいできません、実は。したがって、ある程度経済新聞とか、そういうものを推測で予算計上をいたすわけでございますけれども、残念ながら10%の減ではなくて、さらに大幅な減が生じたというのが現実でございます。この点はなかなか法人の市民税につきましては、いわゆる予算が立てにくうございます。御了解をいただきたいと思っております。

しからば、いま最後の御質問のように、59年度、来年度の予算の見通しはどうかということでございます。

実は、私も先だつてある企業におじゃまをいたしました、その企業の代表の方のおっしゃ

ることでは、59年度は好転をするというようなお話を承りました。大変意を強うして帰ったわけですが、必ずしも、それは1社だけでございますから、あと敎社の大手と称するものをよほど吟味しなければ予算計上できないんじゃないか、とっております。しかしながら、今年の約28億が下回ることはないと見えております。そういうことで、大変不体裁の予算編成、補正でございますけれども、御了承いただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、公債費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第96号、昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第96号につきまして、まず提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第2号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ3,350万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,053万5,000円とするものであります。

次いで98号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号であります。補正額は、

歳入歳出それぞれ678万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,486万円とするものであります。

以上の2議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは議案第96号の国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして説明をさせていただきますと思います。

提案理由にもございましたように、今回の補正は3,350万6,000円、歳入歳出ともでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。この繰入金の関係でございますが、先刻、御審議をいただきました一般会計で減額補正をさせていただきましたが、その数値の4,552万1,000円の減額をいたすものでございます。これは国保事業の、これから御説明をさせていただきます差し引き勘定をいたしましての減額でございます、減額補正でございます。

めぐりまして、8ページ、9ページ、繰越金の補正でございます。7,902万7,000円を追加いたすものでございます。

めぐりまして10ページ、11ページ、18万7,000円でございます。これは備考欄、説明欄にもございますように、診療報酬明細の処理費電算委託料でございます、老人健康保険法施行に伴うプログラム料、その委託料でございます。18万7,000円。

めぐりまして13ページの3,331万9,000円。説明にも書いてございますように、57年度分の療養給付費の国庫負担金の精算に伴いまして、還付をいたす金でございます。3,331万9,000円をいわゆる還付いたすわけでございます。

以上、合わせまして3,350万6,000円の補正をお願いするものでございます。

よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（石坂勝雄君） 98号、水道部長。

○水道部長（永原照雄君） 議案第98号の受託水道事業特別会計補正予算の御説明を申し上げます。

いま市長から御説明ございましたように678万円の減額でございます。

ページ数といたしまして30、31をお開き願いたいと思っております。これは歳入、水道の委託

金でございまして、これの説明いたしましたように678万円の減額でございます。

次に32、33でございます。この中で一番大きい給水費の委託料でございますが、漏水の修理費1,000万円の追加でございます。これは例年大体210件から230件の間の漏水の件数があるわけでございますが、本年は日野増圧ポンプ場に切りかえたためか、非常に多発いたしております。現在ですでに2百十数件を数えております。あと140件程度漏水があるのではなからうかということで、1件当たり大体7万2,000円の140件分の1,000万円の計上でございます。

次に34、35でございます。水道改良費の工事請負費、これは500万円の減でございます。これは入札差金でございます。それから水道建設費委託料、これも100万円の減額でございますが、これも入札の結果の減でございます。同じく工事請負費1,100万円、これも同じく工事入札の差金でございまして、これによって工事を少なくしたとか、そういうことは全くございません。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。
- 6番（古谷太郎君） 昨年も大問題になったんですが、この漏水の問題。工事は日野市の業者がやらない個所は多い。その漏水の修理は、日野市の業者にやらせる。このことで日野の水道業者が、漏水の問題も施工者にやってもらいたいというんで返上しようということで、大きな問題が起きたわけです。そこで、その処置が坂口課長が非常に努力して、それじゃ、来年度から少し考えようということで対策を協議、講じたはずですが、この漏水の問題について、その措置は本年度はどのように対応——昨年度と違っているはずですから、変更したか、この点を説明願いたい。

- 議長（石坂勝雄君） 水道部長。簡単明瞭に。
- 水道部長（永原照雄君） いま御質問ございました点、非常に問題ございまして、本年度は坂口課長が交渉いたしまして、そのとおりにやっております。

来年度の問題だろうと思います。御質問の件。いま、都とも打ち合わせをいたしております。水道工事店20店ございますが、指定工事店20店でございます。これが当番制で、漏水の当番をいたしております。これ等につきましても、昨日の打ち合わせをいたしまして、来年度やはり都の方では八水機工、八王子にあるものでございますが、これを通じてやりたいとい

うことを念願いたしておるようでございますけれども、今後さらに交渉を重ねていきたい、というぐあいに考えております。

- 議長（石坂勝雄君） これも厚生委員会、古谷議員、付託なんですがね。（「それじゃまあいいや」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第96号、昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第3号）議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ133万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,918万4,000円とするものであります。

次いで議案第99号について提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第2号であります。補正予定額は、収益的収入支出それぞれ51万2,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を、2,362万5,000円とするものであります。

以上、2議案の説明をいたしました。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますの

で、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

明細書の20ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、万願寺区画整理事業に対しまして、一般会計から繰り入れるものでございます。額は133万5,000円でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。歳出でございます。同じく万願寺区画整理事業に充てるための経費を一般会計から受けまして歳出したすものでございます。23ページに節がございますが、14の使用料及び賃借料は、これは土地の借り上げでございまして、残土置き場といたしまして使う分を、1月から3月まで借り入れる、借り入れに対します額を、補正いたすものでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

58年度の日野市農業共済特別会計実施計画のうちその一部に計数等の変更が生じたので、補正をお願いするものでございます。

提案内容は農作物、園芸施設共済勘定及び業務勘定にわたります。

それではまず41ページ、42ページをごらんいただきたいと思います。ここでは農作物共済勘定でございます。昭和58年度の農作物無事戻金を交付するための補正であります。財源としては農作物特別積立金と農作物連合会特別交付金によるものでございます。その他は事業実施に伴う計数整理であります。

次に43ページをごらんいただきたいと思います。園芸施設共済勘定でございますが、事業の実施計画に変更はございませんが、共済の客体であります施設本体の再建築価格の引き上げが本年4月に実施されたこと。また58年4月、引受分に新築ハウスが多くあったこと。また今後の引き受けを実施するハウスにも被覆物——ビニールでございますが、の更新が見込まれる

など、当初予算積算時よりも共済金額が高くなるために、園芸施設共済掛金及び保険料等の補正を行うものでございます。

最後に44ページをごらんいただきたいと思います。業務勘定についてですが、まず収入では受取補助金の国都の支出金が交付決定されました。昨年実績よりも16万7,000円の減収となり、また賦課金については、園芸施設勘定の関係からの増額であります。業務引当金戻入は今回の補正上必要額の戻入でございます。次に支出であります。一般管理費のうち普通旅費及び通信運搬費の支出増がございます。そのほか水稲共済事業の事務処理の一部変更によるものも原因をしております。支払事務費賦課金は、園芸施設勘定の変更によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第3号）、議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第100号、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結、議案第101号、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第100号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事の請負契約を締結するので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、2億3,400万円で、桜・建友建設共同企業体が落札いたしました。

次いで議案第101号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事の請負契約を締結するもので、前議案同様、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、2億4,000万円でオルガノ株式会社が入札いたしました。

以上、2議案の契約議案につきまして、請負契約の議案につきまして、詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） それでは議案第100号につきましての内容の御説明を申し上げます。

工事件名は、提案理由にございましたように日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事でございます。

議案書から3枚目に平面図が書いてございます。御参照いただきたいと思います。

配置図でございますが、ナンバー、左手の方からナンバーワン特別教室棟、それからナンバーツーの便所棟、それからナンバースリーの教材室棟、それから、下の方にいきましてプールの東側ですが、ナンバーフォーのプール管理棟、それからナンバーファイブの陶芸小屋、こういう配置の関係でそれぞれ増築、あるいは新築を行うものでございます。

それから工事の内容は、1枚戻っていただきまして工事概要書がございます。特別教室棟につきましては特別教室を3室、準備室等でございます。それから便所棟につきましては1階が金工室、その他は便所。それから教材室棟につきましては教材室。それからプール管理棟につきましては、ここにプリントされているような増改築工事、増築工事ですか。それから陶芸小屋につきましては、1階建ての陶芸小屋をつくる。延べ面積は1,08.563平米でございます。面積表につきましてはそれぞれここに室名ごとに書いてございます。御参照いただきたいと思います。

それでは議案書に戻っていただきまして、契約金額が2億3,400万円でございます。契約の方法は指名競争入札。施工業者の指名につきましては11月1日指名業者選定委員会を開き、

受注機会の増大を図るため、共同企業体方式を採用いたしました。20社を指名いたしまして、十の企業体を任意に組ませまして、11月21日指名競争入札を執行いたしましたところ、別添え入札調書のとおりでございます。桜・建友建設企業体が落札しております。それから工期でございますが、契約の翌日から59年8月15日まで。それから5の契約の相手方でございますが、日野市三沢1242番地、桜・建友建設共同企業体、構成員（代表者）東京都日野市三沢1242番地、桜建設株式会社、代表取締役、伊藤武平、構成員、東京都日野市東豊田三丁目8番地4、株式会社建友代表取締役、一ノ瀬公男。

以上で議案第100号の内容説明を終わらせていただきます。

それから、引き続きまして議案第101号の内容説明でございますが、工事件名といたしましては、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事でございます。この工事は、悪臭防止法及び東京都公害防止条例に基づきまして、既存のし尿処理施設50キロリットルと60キロリットルの臭気を脱臭する工事内容でございます。契約金額といたしましては2億4,000万円。契約の方法、指名競争入札でございます。施工業者の指名につきましては11月9日指名業者選定委員会を開催し、10社を指名いたしました。11月の25日に、競争入札を執行したわけでございます。それで、この工事につきましては、地方自治法施行令第167条の10、あるいは167条の13、それから日野市契約事務規則第15条、これによりまして、最低制限価格制度を設けております。そういうことで、最低制限価格の直近上位の最低価格者でございます。オルガノ株式会社が、落札をしているわけでございます。入札書のとおり、別添えに入札調書がございますけれども、最低制限価格以下の場合には失格、こういうことで、4社が失格してございます。それから工期につきましては、契約日の翌日から59年12月27日まででございます。契約の相手方、東京都文京区本郷五丁目5番16号、オルガノ株式会社、代表取締役、永井邦夫。

以上で議案の内容説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○19番（市川資信君） 2点ばかりちょっとお尋ねいたします。

地元業者、この三中に関しては、大分入っておるんですが、特殊工事ということで、こちらのし尿処理施設の方に関しては、いろいろと業者入っているわけですが、私のお尋ねし

たい1点目は、この失格となられた業者というのは、今後の入札参加資格に対してどう対応するのか。それと、こういう特殊工事だから最低価格を設けたものであるのかどうか。

私は、従来から申し上げているのに、最低価格というものをやはりきちっとあらゆる分野について設けるべきではなからうか、ということをお願いしてきたわけですが。こういった、非常にまれな議案がここへ出てきたんで、私は申し上げるんですけども、まだ、こういった大手の業者というものは、この最低価格においても、ある程度の利潤というものはとれるだろうと思うんですが、中小の零細の納入業者、市役所に。ほとんど採算を無視したような過当競争に陥っておる。しかし、そういったところには、最低の価格というものは設定されてない。非常に大きな矛盾を感じておる。これは私は再三申し上げておるところですけども、その点についての基本的な考え方をお聞かせいただきたいということが1点。

それと、地元業者を今後とも最優先にもっていくのかどうか。育成をする意思が本当にあるのかどうか。

それと、その落札業者が多くは3%とかの値切りをさせられておる。一体その値切りという目的は一体どこから何の根拠をもってしているのかどうか。

そこら辺の詳細説明をいただいて、さらにわからなければ、再質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） ここに、入札調書にございます失格者の取り扱いにつきましては、今後指名停止という処置をとってまいりたい、かように考えております。

それから最低制限価格でございますが、これについては、私の方でちょっと説明不足で申しわけなかったんですが、すべて大きな議決案件工事等につきましては、最低制限価格をどの工事についても設定しております。（「もう一度言って、いまの、何て言った」と呼ぶ者あり）最低制限価格を設定しております。（「どういう場合」と呼ぶ者あり）議決案件、ですから指名委員会が、議決案件というちょっとあれですけども、指名委員会物ですね。ですから、1,000万クラス以上のものについては大抵最低制限価格を設けております。

それから地元業者の育成でございますが、究極的にはよい品物、よい建物をつくっていただく、ということの究極の目標があるわけでございますけれども、それらの中で、やはり地元業者育成については、特段の配慮をしてみたい、かように考えております。

○議長（石坂勝雄君） それから値切りの問題ですか。（「3%」と呼ぶ者あり）3%。

総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 3%というような数字指定の値引きというような御質問でございますけれども、私どもの方では、一応予定価格というものを設定するわけでございますが、幾らかでも設計に対しまして諸経費を節約していただく、こういう意味合いで、予定価格を設定しております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） まず1点目のことについてお聞きしたいんですけども、議決案件、指名委員会物は最低価格を設定している、ということをお聞かせいただきましたが、過去において、こういった事例は余り私にお目にかかってないんですね。で、前にもたしか汚泥処理場施設の――昨年だったでしょうか、件で日本網管か何かが大変安い価格で落札した例がある。余りにも大きな価格の開きがあって、いま、ここにいらっしゃらないけれども、飯山議員が強くその点について仕様の誤りか何かがあったんじゃないか、というような指摘をされておったんですけども、その時点ではなぜこういったものを発令されなかったのか。今回にのみ、どうしてこういったものが当てはまったのかどうか。で、今後に対してはどうなのかどうか。前回のまず弁解からお聞きしたいと思うんですけども……。

○議長（石坂勝雄君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 一応、契約事務規則の15条には、最低制限価格の決定方法、こういうことで予定価格の10分の7の範囲内において、当該工事または製造の予定価格を構成する材料費、用務費、諸経費等の割合、その他の条件を考慮して当該工事または製造ごとに適正に定めなければいけない、こういう規定があるわけです。ですから予定価格を設定いたしまして、またこの条例の中に範囲内に合う、範囲内ですね、最低制限価格を設けるといふこと、ですから、いままでの例におきましては、一応最低制限価格を上回った中で、最低落札者、最低入札者、こういうことで契約しておりますので、こういう事例は今回が初めてだと私は記憶しております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 総務部長、いまの答弁間違いはないですね。今回がこの最低価格で失格する、今後も指名停止するということ、過去においてそういった事例はないということ、じゃ、あんた断言できるわけですね、いまの答弁ですと、私はそう解釈します。私もこ

れからももちろん調査しますけれども、そういったことはない、ということと言えるわけだと思
うんです。それが1点。

それからもう1点の3%の件なんですけれども、私は、この値切り方式というものに対して、
非常に疑問に思うんです。で、その根拠というものは何かと申しますと、いま大手の建設業者
の決算書を、大体いま私、日経、あるいは産経等をとってると、みんな発表になるんですが、
ほとんど利益が10%割ってるわけです。4%とか5%の純益の中で、本当にいま、特に建設
業界の不況の中で、3%を切られるなんていったら、血を切られるような、身を切られるよう
な思いだろうと思うんです。そういったものが、今後とも考慮する必要があるのかどうか。ま
た、やめてく必要があるのかどうか、もっと小さくする必要はあるんじゃないか。あるいは、
もう建設省あたりでも、何かこういった3%の値切り、いや、東京都は、いま0.7ですか、8
だと。それすらもやめようとしている。建設省の指導ではもうこういったものをやめるべきで
はないか、という指導が来てるという中で、一体、日野市は何を根拠にこういった3%も途方
もない金額というものをのせているのかどうか、やめるべきではないか、と私は思うんです。

この2点、もう1回ちょっと担当、総務部長でなかったらほかの、市長でも助役でも言ってく
ださい。

○議長（石坂勝雄君） 答弁、助役。

○助役（赤松行雄君） 最低制限価格でございます。これにつきましては、基本的な物
の考え方は業者間のたたき合いというふうなもの等がその請負で起こり得る可能性だとか、あ
るいは非常に粗悪な製造物というものができ上がるというふうな結果が招来されるというふう
な場合におきまして、やはり一定の製造物の品質を保証していこうというふうな面からの設定
でございます。そういうふうなことで、やはりおっしゃるとおり、ある程度の要するに製造物
の規模とか価格とか、そういう面からある程度一定化する、あるいは基準化する必要があろう
かと思います。今日までにおいて1,000万以上すべてというふうなことではなかったろうか
と思います。やはりある程度の価格、規模について、やはりある一定のそういう保証が必要で
はないだろうか、あるいはおっしゃるとおり、反面においては業者保証というものもあろ
うかと思えますけれども、主体的には製造物の品質保証という面に着目して、こういうふうな
最低制限価格の制度というのが設けられているわけでございます、本来の制度というものに
立脚して考えていきたい、と思っております。

それから、値切りの問題でございます。日野市においても、大体制度として3%というもの
を限定しておるわけじゃございませんけれども、大体ある一定の計数整理というふうな意味合
いで、日野市の場合には、個々の積算において計数整理をしておるわけじゃございません。端
数まで出たものをトータルして、最終的に、個々の積算において端数整理をしておれば、ト
ータルとして3%ぐらいになるわけではないか、と思えますけれども、そういう意味合いでやっ
ておるわけでございます。

それで、県とか、あるいは市の大きい段階では10%というふうな値切り調整をやりまして、
大きく問題になっておるところがあるわけでございます。

それから御主張されているところは、非常に景気が入り込んでいるという面から、値切りと
いうものについても幅が非常に利潤の幅が少なくなって出血的な状態になってきてる、という
ような出張でございます。日野市におきましても、よく、十分わかりますので3%と限定して
いるわけじゃございません。要するに、これをやりませんと設計価格そのものが裸で出てまい
りますので、やはり予定価格としては、多少のやはり数字そのものの修正ということが必要な
わけでございますので、そういう観点に立ちまして、予定価格3%と決まっているわけじゃご
ざいませんで、その点は、やはりいまおっしゃった御意見というものを十分尊重しまして、
その点は生かしていきたい。いままでにも3%というものを固定化して考えてるわけじゃご
ざいませんで、そのように御理解願いたい。そういう観点に立って、御意見を入れていき
たい、こう考えているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 1点目の最低価格というものはすべてではない、総務部長と
意見が食言するわけですけれども、こういった特殊工事に関して取り入れた、採用したとい
うふうな助役のいまの答弁だろうと思うんですが、こういったものも過去にも何件もありまし
たよね、同じような入札が。そういったものには適用しなくて、何で今回これが適用されたの
かどうか、大変私は疑問に思うと同時に、ただいまの3%、これは平均だと、平均で結構です。
日野市にとにかくこういったことをやってる。この三多摩26市を通じて、東京都を通じて近
隣でもこういった方法はもうないという、これほど厳しい取り立てはないというふうに業者は
言っているわけですよ、現実には。建設省でもちゃんと指導の中で、値切りはやめなさいとい
うことを各地方自治体に流しておる、ということも聞く中で、少なくとも入札指名に関する基準

というものを、東京都のものを引例して使っているんだったら、そういったものもひとつ値切り問題についても東京都を見習ったらいかがかと、こうも思うんですよ。

余り業者いじめは、特に私は、大手はまだまだ何だかんだといっても、まだゆとりがあります、はっきり言うけれども、1,000万円以下の零細企業ですよ。日野市へ納めている業者がいまどんなつらい思いして、やりたい人なんていないじゃないですか、地元の業者で。仕方なしにやってる、メンツを保つためにやっていると云うんじゃないですか。いま少しこういった大手に対して、こういった基準を設けるんだらば、少なくとも零細企業に対して、いま少し温かい目を向けるような方法というものを再三言われぬように注意していただきたい、かように思います。

○議長（石坂勝雄君） 高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） この脱臭装置について質問しますが、これを見ると、地上2階で、延べ坪が600平米に満たないんだけど、これは2億4,000万円もするというのはちょっと高過ぎるんじゃないか。

それで、この内容はまだ説明が細かくないんですが、これを見ると、この臭気の発生個所を密閉されてない所を接ぐんだというけれど、これは何か所ぐらいいあるんだか。

そうしたり、発生の強弱によって、この臭気を吸引するというんだけど、この中高濃度とか低濃度の臭気とかいうのがあるけれど、これは、なんですかね、酸とかアルカリ性を亜鉛の2段式洗浄でやるということだけれども、どういう説明だか、もっと細かい説明してもらいたい。

そうしたり、またこの活性炭の吸着で処理するというんだけど、活性炭というのは、どういふのを使うんだか。

それで、活性炭を使うということになると、これはときどき取りかえなければならぬと思うんだけど、これ、だから維持費がどのくらいかかるんだか、そういう点について詳細な説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 面積からしてこの工事費が高いということなんですけれども、一応3枚目ですか、3枚目に脱臭工事の平面図があります。で、この中で一応たとえば60キロ、一番上ですね、丸印になっていますけれども、これが消化槽でございます。それからその下にいきまして投入施設、これは直接パキュームが来てそれでし尿をこの中に投入するわけ

でございます。それからその下に四角な汚泥処理の個所がございます。それからずっと右にいきましても、やはり同じく50キロの施設、これも曝気槽でございます。そういう個所ですね、そういう個所にまず曝気槽、それから沈澱池の場合には、これはふたがしてございません。このところをふたをいたします。そうしまして、いま私が言いました60キロの施設とか、それから投入施設ですね、そういうふうな所がわりあいに臭気の強い所でございます。この資料の中にも脱臭工事の中にも中高濃度臭気280立方メートル、これは1分間ですね、minというのは1分間に処理する能力でございます。1分間280ですね。これを、この強い所をパイプを引きまして、今度新しく脱臭施設をお願いしますそこまでパイプを引きまして、そこで一応処理をいたします。それから、たとえば3次処理の施設ですね、こういう所は比較的に臭いが余り強くございません。そういう所はいま言いましたこの低濃度臭気120ということですね。ここは活性炭の処理方式でございますけれども、そういうふうなその配管で区別をいたしまして、この施設へ持っていきます。そうして薬品洗浄——活性炭ですね。そういうふうなもので処理をする方法でございます。

で、活性炭の場合ですね、これは、この活性炭はヤシ殻の活性炭を使用します。そうして、この維持費でございますけれども、たとえばいろいろの処理方式がございます。日野でこれを採用いたしますのは、八王子等もこの方法でございますけれども、たとえば設備費、それから運転実績というんですか、それから維持管理費、これのものが、たとえば洗浄、それから活性炭、オゾン法、それから直接燃焼法、そういうふうないろいろな処理方式があるんですけども、この方法だと、維持管理費は中でございます。いま言ったオゾン法とか直接燃焼法だと非常に高いものにつきます。そういうふうなもので一応試算をいたしますと、年間、約、処理費用ですか、費用が1,800万円ぐらいいの処理費用がかかるということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） 先ほどの説明の中に、投入口が臭いと言ったんですが、投入する、投入口が臭いと言ったんだけど、昔から臭い物にはふたしろというんだけど、どうしていままでやらなかったんだか。そういう理由についても説明願いたい。いままでどうしてふたをしなかったんだか。

○議長（石坂勝雄君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 先ほど予算の中でも御質問がありましたけれども、一応、施設の改良をここで全面的に行っております。そして、これは先ほど総務部長が言いましたように、東京都の公害防止条例、それから国の悪臭の法律がございます。そういうふうな適用もございまして、一応特にその何ていうんですか、風によっては、大分近隣の住民の方から苦情が来ているのが事実でございます。そういうことで、一応ここで工事がし尿の方だと、完了をある程度いたします。そういうことで、最終的には今度はこの脱臭の施設を完備をする、というところでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） いや、それは、いまのはわかったけど、どうしていままでにやらなかったか、というわけだね。臭いのに働いている人なんかずいぶん困っているし、近所でも非常にそうした迷惑やったんだけど、どうしていままでにやらなかったのか。そこで働いている作業の人も、ずいぶん作業そのものが余りよくないのに、さらに臭かったというんですね。そういうのを部長としてこういうのはやるべきだということは、どうしてやらなかったのか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 確かに処理場ということになりますと、一応そういうふうな不快的なものがございます。それは、確かにいままでやらなかったという御指摘は、重々われわれはこれからの反省材料にしくちなりません。ただ、いま言いましたように、一応3次処理と、それから80キロの施設、そういうふうなものを一応完成いたしました後、今度は最終的な脱臭というふうな一つの段階の中で、一応ここでお願いをするものでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第100号、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結、議案第101号、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第102号、市道路線の一部廃止、議案第103号、市道路線の廃止、議案第104号、市道路線の認定、議案第105号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第102号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は市道路線の一部廃止についてであります。豊田停車場1号線及び窪田4号線の一部を道路法第10条第3項の規定に基づき廃止するものであります。

次いで議案第103号は市道路線の廃止についてであります。本議案は宮子5号線ほか7路線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき廃止をするものであります。

議案第104号は、市道路線の認定についてであります。本議案は、平山21号線ほか18路線を道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定をするものであります。

もう1件、105号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は農業共済無事戻金の交付についてであります。日野市農業共済条例第36条第1項第1号及び第2号の規定に基づく無事戻金の交付で、昭和55年度から昭和57年度の3カ年にわたり、農作物に被害がなかった共済加入者に支払うものであります。

以上担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは私の方からはただいま上程をいたしました議案第102号、103号、104号につきまして逐次御説明を申し上げます。

まず議案102号でございますけれども、これは市道路線の一部廃止でございまして、豊田停車場1号線と窪田4号線とも現況が廃滅しておりますので一部を廃止するものでございます。なお、豊田停車場1号線につきましては、民地の方から譲与申請が出ておるものでございます。それから窪田4号線につきましては、先ほど補正予算の中にもございましたように、三沢中学

校の校庭拡張に伴いまして、新しく道路を新設いたしまして、その新設に伴いまして、京王電鉄とのつけかえ交換を予定いたしておるものでございます。

次に議案第103号でございますけれども、市道路線の廃止でございます。

宮子5号線につきましては、これも先ほど補正をお願いをいたしましたように、仲田小学校の東側の進入路新設計画によりまして、この路線の起点、終点の変更と名称が整理をする関係が含まれております。それから新井2号線につきましては、これもやはり三沢中学校の校庭拡張に伴いまして、その道路新設がございます。で、これも同様に京王帝都電鉄との用地のつけかえ交換を予定いたしまして、道路を整備するためのものでございます。それから八幡8-1号線と日野76号線、四ツ谷下の5号、6号及び四ツ谷の3号、4号は、それぞれこれは宅地開発に伴いましてつけかえ交換をいたしましたものでございまして、新しくそういう道路が104号で出てまいりますけれども、それに伴いまして、この古いやつが廃滅をして供用に供されておられませんので、廃止するものでございます。

次に議案第104号の市道路線の認定でございますけれども、これは平山の21号線から、26号線、柴町の1号線から5号線、それから三沢台の27号、28号線、平山七生台の50、51号線につきましては、議案書に添付してあります案内図に表示されておる所に、宅地開発が行われまして、これに伴いまして新設された道路を、市に帰属するものでございます。それから石田の23号線につきましては、市道の築造に伴いまして、道路ができ上がりましたので、この路線を認定をお願いするものでございます。さらに日野本町2号、3号線につきましても、これも仲田小学校の東側の進入路として、新たに築造いたしまして御認定をいただきたいというものでございます。三沢の10号線につきましても、同様に三沢中学校の校庭拡張に伴いまして、新しく道路を築造いたします。それに伴いまして、新しい路線として御認定をいただきたいというふうなものでございます。以上でございます。

よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第105号、農業共済無事戻金の交付について御説明をいたします。

日野市農業共済条例第36条の規定に基づきまして、上程をいたすものでございます。で、この提案内容につきましては、昭和55年度から昭和57年度にわたりまして、農作物共済加

入者であって、その3カ年被害がなく、過去2年間無事戻金も支払われなかった者で、3年間に納入した共済掛金の2分の1の額を、該当者に無事戻金として交付するものであります。また被害による共済金、無事戻金を支払われた者でも、その額が共済掛金合計額の2分の1に満たない場合は、その2分の1に相当する金額からすでに支払われた合計金額を差し引いて得た金額を限度といたしまして、該当者に無事戻金として交付するものでございます。交付の対象者、交付金額、交付の時期はお手元の議案書のとおりでございます。水・陸稲の交付金額の合計は38万4,285円でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長、議長からちょっと聞きたいんですがね、この102号の程久保494番の34から程久保の683番の1の路線名が豊田停車場1号線、これは間違いではないですか。建設部長。

○建設部長（中村亮助君） 間違いじゃございません。大変飛び散ってるといいますが、豊田停車場の位置ですね。昔の駅は停車場と呼んでおったようですけども、程久保にこういう路線名が場所柄としてあるということで御疑問に思うかもしれませんが、これは間違いございません。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君） この仲田小学校関係が2カ所ばかりありますけれど、これ、道路、何かほかにも関係があるんだけど、この中の、中に水路が通っていたのは、あれはどういうことになっているか。

そうしたり、先日この小学校の現場を見たんですが、この裏の道路が余りにも、こう、ジグザグになってて、交通上危険ではないかと思うけれど、そういう点についてどう思うか。せっかく市でやるので、交通安全ということを考えてやっているかどうか。（「これは問題だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） お答え申し上げます。

まず前段の御質問でございますけれども、仲田小学校に関連いたしまして、確かに桑園跡地に水路がございました。これは西側から東側に抜ける水路がございました。これは2・2・10号線の路線の北側に沿いまして、今後つけかえの整備をしていく予定になっております。

それから2点目の御質問のジグザグ道路という御指摘でございますけれども、議案の104号の一番後ろについてございます市道日野本町2号線ほか1路線の認定議案案内図、これを見ますと、確かにそういう御指摘をいただくわけでございますけれども、やはり仲田小学校の校地そのものの位置づけ、そういうものから、やむを得ずこういうふうな路線になった、線形になってしまった、というものでございまして、交通安全の対策等につきましては、特に今後、今回補正でお願いします日野本町2号線、つまり、仲田小の東門から2・2・10号線に通ずる通学路になるわけでございますので、この辺の交通安全対策につきましては、十分な対策を講じていきたい、というふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第102号、市道路線の一部廃止、議案第103号、市道路線の廃止、議案第104号、市道路線の認定、議案第105号、農業共済無事戻金の交付の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより報告第6号、交通事故（日野市東平山一丁目20番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君） 報告第6号、交通事故（日野市東平山一丁目20番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。

本報告は、日野市東平山一丁目20番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側と損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） それでは専決処分書の御説明を申し上げます。

事故発生の場所でございますが、これは平山住宅の西側の商店街の前でございます。相手方といたしましては日野市東豊田二丁目27番地の1、高垣朝和。賠償額が4万7,940円でございます。

事故の内容でございますが、日野市立中央図書館の職員でございます渡辺正弘運転の乗用車が現場を走行中、後方から来ました車に道を譲りまして、再び走行車線に戻ろうとしたときに、後方確認が不十分であった、こういうことで、後方から運転してきました高垣朝和さんの車と接触したわけでございます。

非常にこの事故につきましては、交通安全の後方確認、こういうことの初心的な心を忘れた、こういうことで、私どもの方も図書館長を呼びまして、厳重にこういうことのないように所属職員に注意するように注意したところでございます。まことに申しわけないと思います。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第6号、交通事故（日野市東平山一丁目20番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

請願の上程に入ります。

請願第58-32号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-32号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第58-33号、医療保険制度改革案反対に関する請願、請願第58-34号、健康保険改正に関する請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本2件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-33号、請願第58-34号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の

規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第58-35号、日野市立八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に係る請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-35号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

請願第58-36号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-36号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第58-37号、遺跡調査に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-37号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

請願第58-38号、1級河川程久保川上流部分の河川改修について請願、請願第58-39号、日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本2件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付されております印刷物のとおりです。

請願第58-38号、請願第58-39号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議案第106号、

日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 追加提案をお願いしました議案第106号について。提案の理由を申し上げます。

本議案は、個人の住民税にかかわる地方税法の臨時特例に関する法律の施行に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきますと思います。

御承知のとおり、第100臨時国会の去る11月28日でございますけれども、所得税並びに個人の住民税にかかわる地方税法の臨時特例に関する法律が可決に相りました。翌29日に施行令並びに規則が公布されまして、施行と相なりまして、都より準則に接しまして、市税条例の一部を改正する条例をここに提案する次第でございます。

今回の改正内容でございますが、ただいま提案理由にもございましたように、個人の住民税にかかわる負担の軽減を図るための処置でございまして、昭和59年度の個人住民税に限りまして、配偶者控除、扶養控除並びに基礎控除のそれぞれ7,000円を加算したことがございます。つまり現行の22万円に7,000円が加わりまして22万7,000円と相なるわけでございます。

条文の内容を説明させていただきますが、19条関係でございます。ここに非常に細かく文言が掲げてございますけれども、第32条の2、その中欄の同条第1項及び第3項から第9項までという文言を一番右欄に掲げる文言に読みかえるものでございます。つまり、ただいま申し上げましたように22万円を22万7,000円にするということなんでございます。それから第2項、第5項、第9項も同様のものがございます。

それから、めぐりまして付則第8条第2項の関係でございますけれども、これは肉用牛の関

係でございます。この条文中にもいわゆる所得控除の欄がございます。つまり22万7,000円に読みかえるという改正でございます。一番下段はみなし法人の関係でございます。これも同様22万円を22万7,000円に改めるものでございます。

よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま追加上程をいただきました議案第107号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、仮称日野市立仲田小学校体育館新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

入札の結果、1億1,900万円で増倉建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） それでは内容につきまして御説明申し上げます。

1の工事件名でございます。（仮）日野市立仲田小学校体育館の新築工事でございます。別添えに配置図、あるいは工事概要書が添付してございます。3枚目でございますが、この位置に体育館をつくっていく、こういうことで西北の方になろうかと思っております。それから構造でございますけれども、鉄骨造の平家建て、一部2階建てでございます。建築面積は801.83平米。その内容の主なものといたしましては、体育室が540平米でございます。その他管理諸室をつくるものでございます。契約金額といたしましては1億1,900万円でございます。それから契約の方法でございますが、指名競争入札。施工業者の指名に当たりましては、11月22日に指名委員会を開催いたしまして、市内業者——失礼しました。8社を指名して、12月5日に競争入札を執行しましたところ、別添えの入札書のとおり増倉建設株式会社が落札しております。工期でございますが、契約の翌日から59年7月31日まで。5として契約の相手方は東京都日野市新町一丁目1番地11、増倉建設株式会社、代表取締役、増倉 勇でございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時59分散会

12月12日 月曜日 (第2日)

昭和 58 年
第 4 回定例会

日野市議会会議録 (第32号)

12月12日 月曜日 (第2日)

出席議員 (29名)

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	篠野行雄君	11番	一ノ瀬隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋博君	15番	飯山茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄保君
26番	秦正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員 (1名)

4番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	前田雅夫君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照雄君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	申田平和君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 田辺雅子君

議事日程

昭和58年12月12日(月)

午前10時開議

(議案上程)

日程第1 議案第108号 日野市一般職の職員の昭和58年度12月期における期末手当の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（石坂勝雄君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 29 名であります。

これより、議案第 108 号、日野市一般職の職員の昭和 58 年度 12 月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました議案第 108 号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第 16 条に定める期末手当 100 分の 210 を、昭和 58 年 12 月期に限り 100 分の 222 とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） それじゃ、内容につきまして御説明申し上げます。

議案第 108 号でございます。これは、特例に関する条例をお願いするわけでございますが、条例上は 100 分の 210 と規定されております。12 月の 12 日——本日ですが、11 時、職員組合と 100 分の 222 で合意いたしました。条例分を 100 分の 12 オーバーいたしますので、特例条例としてお願いするものでございます。

条例化されております勤勉手当 100 分の 60 を加えまして、支給率が 100 分の 282 となります。昨年の支給率より 100 分の 13 下回るわけでございます。平均の支給額は、平均年齢 38.1 歳でございまして、69 万 3,032 円でございます。これは、昨年支給額と比較いたしますと、1 万 9,384 円の減額となっております。

以上でございまして、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について、御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私は、いつも申し上げているんですが、課長、係長、部長さんの責任による応分の支給、これが、この中に含まれておりません。いわゆる管理職手当を加えなさいということでもあります。このような支給の仕方は、応能、いわゆる能力に応ずる賞与と言えないのであります。

私は、なぜ支給しなかった。この前聞きましたので、きょうは聞きません。このような不公平に、しかも、能力に対して、それを無残にも否定しきっているボーナスの支給については反対であります。当然管理職手当は、これに加えて、そうして、2.82カ月を支給するのが正しいと信ずるがゆえであります。

以上です。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第108号、日野市一般職の職員の昭和58年度12月期における期末手当の特例に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

本日の —（「議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 私、不勉強でよくわかりませんので、お聞きするんですが、意見のところでは反対意見が出れば、当然挙手の採決か、賛否を問うべきじゃございませんか。いまは賛成多数だと思うんですが、いまの議事の進め方であれば、全会一致というふうにも判断できると思うんですが。反対意見が出ましたので、その辺ちょっと議長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（石坂勝雄君） 意見ということでございます。質疑の中で、議長としては、い

わゆるこういうことであるから反対だとおっしゃられれば、古賀俊昭議員の言うように採決をしたいと、こういうふうに考えておりましたが、質疑でなくて御意見だから、速記に御意見として、古谷議員の反対だという速記は載るので、おのずからわかると思いますので、しませんでした。（「それは違う」と呼ぶ者あり）

古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） じゃ、いまのは採決の結果、全会一致というふうに議長は御判断なさった。

○議長（石坂勝雄君） いや、そうじゃありません。記録には載ると思います。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） じゃ、何対何でございますか。

○議長（石坂勝雄君） 27対1だと思います。議長は加わりませんから。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） じゃ、いま古谷太郎議員の反対意見に、もし賛成をする人がいまして、採決が行われれば、それに同調しようとする人がいた場合、その人の賛否の意見というのは、どのような形で採決の中に生かされるわけですか。

○議長（石坂勝雄君） 「ほかに御意見はありませんか」ということを私は申し上げたつもりです。それに御意見があれば、やはりそれはそのときに議長は判断したとすると、こういうことです。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 「ほかに御意見」というのは、その意見と全く同じであれば別に言わないわけですから、同じだと思えば、ほかの意見にはならない —

○議長（石坂勝雄君） 議長の方は、そういうふうな理解をしたと、こういうことです。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） こういうやり方は、どうかと思うんですが —（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これは、議長さんの解釈が違うんじゃないかと思う。意見のときに、反対とか賛成の意見を申し述べるんです。質問のときに、反対の立場で質問しますという必要も別になし、賛成の立場で質問しますという理由もないと思う。ですから、反対意見が出る、あるいは賛成意見が出た場合には、私は、議事進行上採決するのが議会としての

あり方ではなかろうかと思うので、事務局長にこの点をお聞きしたい。

○事務局長（田倉高光君） それでは、お答えをいたします。

ただいまの採決の方法につきましては、簡易採決という形で議長の方で諮ったわけでございます。採決の方法としては、いろいろ手法があるわけでございます。ただいま申し上げましたような手法であるわけでございますが、それで、その中で「御意見は」という問い方をいたしておりますけれども、最後におきます「御意見は」ということは、この案に対して賛成ですか、反対ですかという意思表示を求めたということでありまして、おのずから、その意見の中で反対ということに相なったわけでございます。その場合には、本来的には挙手、あるいは起立という採決の手法が正しいかと思えますけれども、従来 of 慣例っていいですか、問題によりまして簡易採決をさせていただいているというのが現状でございます。したがって、御意見の中で反対と意思表示をされたものは、採決に加わった結果の中で反対の意思を表示をされたところ、こういうことの判断でございます。よろしゅうございますか。

○議長（石坂勝雄君） 本日の日程は、すべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 1 2 分散会

12月16日 金曜日 (第3日)

昭和58年
第4回定例会

日野市議会会議録 (第33号)

12月16日 金曜日(第3日)

出席議員(29名)

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	旗野行雄君	11番	一ノ瀬隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋博君	15番	飯山茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄保君
26番	秦正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員(1名)

4番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	前田雅夫君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照雄君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根雪峰
 速記者 浜田文子君

議事日程

昭和58年12月16日(金)

午前10時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

日程第1 議案第92号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定
 について
 日程第2 議案第100号 日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負

契約の締結について

日程第3 議案第107号 (仮)日野市立仲田小学校校体育館新築工事請負契約の締結について
 日程第4 議案第101号 日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結について
 日程第5 議案第106号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
 (総務・文教・厚生・建設委員会)
 日程第6 議案第95号 昭和58年度日野市一般会計補正予算について(第5号)
 (厚生委員会)
 日程第7 議案第93号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第8 議案第96号 昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について
 (第2号)
 日程第9 議案第98号 昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について
 (第1号)
 (建設委員会)
 日程第10 議案第94号 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正
 する条例の制定について
 日程第11 議案第97号 昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について
 (第3号)
 日程第12 議案第99号 昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について
 (第2号)
 日程第13 議案第105号 農業共済無事戻金の交付について
 日程第14 議案第102号 市道路線の一部廃止について
 日程第15 議案第103号 市道路線の廃止について
 日程第16 議案第104号 市道路線の認定について
 (取り下げ) (総務委員会)
 日程第17 請願第58-27号 昭和57年4月21日、(株)新日本エンタープライズより、日

	野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴う土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情 （建設委員会）
日程第 1 8 請願第 5 8-1 7号	1 級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願 （厚生委員会）
（請願審査報告）	
日程第 1 9 請願第 5 7-5 8号	優生保護法「改正」に反対する陳情
日程第 2 0 請願第 5 7-6 3号	優生保護法一部「改正」反対に関する陳情
日程第 2 1 請願第 5 7-6 7号	優生保護法「改正」に反対する請願
日程第 2 2 請願第 5 8- 6号	優生保護法「改正」に反対する請願
日程第 2 3 請願第 5 8-2 0号	優生保護法「改正」に反対する請願
日程第 2 4 請願第 5 8-2 1号	優生保護法改「正」について請願 （建設委員会）
日程第 2 5 請願第 5 8-3 8号	一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願
日程第 2 6 請願第 5 8-3 9号	日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願 （総務委員会）
日程第 2 7 請願第 5 8-1 5号	退職金引下げに関する陳情
日程第 2 8 請願第 5 8-1 8号	公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面实施を求める意見書提出を願う請願
日程第 2 9 請願第 5 8-2 4号	循環バスに関する請願
日程第 3 0 請願第 5 8-2 9号	循環バス市案に反対する請願 （文教委員会）
日程第 3 1 請願第 5 7- 6号	日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
日程第 3 2 請願第 5 7- 7号	遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
日程第 3 3 請願第 5 7-5 6号	図書館の夜間開館に関する陳情

日程第 3 4 請願第 5 7-6 4号	中学校通学区区域変更に関する陳情
日程第 3 5 請願第 5 8-1 2号	日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願う請願
日程第 3 6 請願第 5 8-2 6号	日野市教育委員会の実態調査願うに関する陳情
日程第 3 7 請願第 5 8-3 5号	日野市八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願
日程第 3 8 請願第 5 8-3 7号	遺跡調査に関する請願 （厚生委員会）
日程第 3 9 請願第 5 8-1 9号	合成洗剤使用の規制を求める請願
日程第 4 0 請願第 5 8-2 2号	健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願
日程第 4 1 請願第 5 8-3 0号	社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての請願
日程第 4 2 請願第 5 8-3 3号	医療保険制度改革反対に関する請願
日程第 4 2 請願第 5 8-3 4号	健康保険改正に関する請願 （建設委員会）
日程第 4 4 請願第 5 7-2 7号	水害等対策に関する請願
日程第 4 5 請願第 5 7-3 7号	高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
日程第 4 6 請願第 5 7-3 8号	住宅環境保全に関する請願
日程第 4 7 請願第 5 7-5 1号	高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
日程第 4 8 請願第 5 7-5 5号	高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
日程第 4 9 請願第 5 7-5 9号	土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
日程第 5 0 請願第 5 7-6 0号	1・3・1 バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願
日程第 5 1 請願第 5 7-6 2号	程久保 6 6 2 番地地域山林緑地保存に関する請願
日程第 5 2 請願第 5 8- 5号	高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
日程第 5 3 請願第 5 8-2 5号	ダイクマ出店阻止に関する請願

日程第 5 4	請願第 5 8—2 8 号	市道一部廃止について陳情
日程第 5 5	請願第 5 8—3 2 号	ダイクマ南平店出店促進に関する請願
日程第 5 6	請願第 5 8—3 6 号	ダイクマ南平店出店阻止に関する陳情
(継 続 審 査 議 決)		
日程第 5 7		下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 5 8		農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 5 9		高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 6 0		廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 6 1		市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
(請 願 上 程)		
日程第 6 2	請願第 5 8—4 0 号	雨水排水に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 6 2 まで

午後 1 時 6 分開議

○議長（石坂勝雄君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 2 5 名であります。

審査報告に入ります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）、橋本文子君。

○1 番（橋本文子君） ただいま手元に配付されました本日の日程を見ますと、どこにも一般質問が入っておりません。この 1 2 月の定例会では、7 日 — 初日の日に日程が報告されたはずであります。7 日、8 日、1 2 日、1 6 日と 4 日間の日程が予定されておりました。にもかかわらず、8 日の一般質問の日におよそ 6 名の議員しか出席しないで、本会議が流れてしまいました。この流された一般質問 3 人予定されていたわけですが、一体いつ保障されるのでしょうか。きょうのこの日程を見ますと、当然私はこの日程の一番最初のところに一般質問があつてしかるべきだというふうに考えておりました。ところが、この日程を見てどこにもそれがありません。そもそも一般質問というのは、私たち議員に与えられた当然の権利であります。すなわち議員は、たった 1 人の権利と考えるのではなく、たくさんの市民の要望を、要求を担って一般質問をするわけでありますから、この一般質問を全く日程に入れないというのは、どういう見解なのか。議長のお考えをただしたいと思ひます。

○議長（石坂勝雄君） 議長からお答え申し上げます。

いま、橋本文子議員が申されましたように 1 2 月の 8 日の議会運営委員長報告のとおり一般質問は日程に入っておりました。しかし、代表者等の協議の上、本来ならば未了日程は、議事規則からいけば、いわゆる次回に送るとか、今期内に設けることが当然と思ひますが、代表者会議等の御意見を尊重いたしまして、本定例会では自粛をするということに議長としては、決定いたしたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。橋本文子君。

○1 番（橋本文子君） それでは、その自粛をしろという理由は、一体何なんですか。それを教えてください。

○議長（石坂勝雄君） お答え申し上げます。

各会派の代表から伝達されていると議長は、理解しておるのですが、それで御了承願ひたいと思ひます。橋本文子君。

○1 番（橋本文子君） そもそも議会というのは、たった 3 日でできるなどここにいらっしゃる皆さん 1 人も考えていらっしゃらないと思ひます。問題は、山積しています。教育

の問題にしろ、福祉の問題にしろ、その他市民にとって重要な問題が山積しているはずです。ですから、私たち3人一般質問を出していましたが、まだやりたいという議員も多々あるやに伺っております。それをたった1回の代表者会議で取りやめてしまった。本当ならば一度会派に持ち帰り、会派の意見をもう一度確認した上で、再度十分な代表者会議での審議を経てこのような決定はすべきであります。私は、25市、日野市を除く25市すべての議会事務局に聞いたしてみましたが。このような一般質問を取りやめさせようという市議会は、日野以外はどこにもありませんでした。

再度そこでお尋ねいたします。この取りやめなければいけないたった3日間で議会を終えようとした本来の意図はどこにあるのでしょうか。もう一度その理由をお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君） 特段議長からお答え申し上げるより会派の代表から篤とお聞きになっていただくことの方が適当ではなからうかと思いますが、よろしく願いいたします。橋本文子君。

○1番（橋本文子君） 会派ですべて代表者が私どもの中に問題を待ち込んでくれれば問題は起こらないわけです。私は、すべての報告を聞いたわけではありません。8日の日に一般質問を取りやめようなどという申し合わせがなされたことも私は正式には聞いておりません。理由をもう一度お聞かせ願います。私が代表から本当にきちんと聞いていない限り議長に聞く以外ないではありませんか。よろしく願いします。

○議長（石坂勝雄君） 議長、特段いまこれ以上お答えすることはありません。橋本文子君。

○1番（橋本文子君） 議長がこれ以上答えられないというならば仕方ありません。しかし、この大きな汚点は、日野の市議会史上大変問題を残すと私は考えています。数の暴力で少数を押し切る、そして、その議員の後ろにいる市民の要望をこの市議会が押しつぶしたということを私はいま改めて認識するわけですが、このような大きなしみ、今後一切行われないよう議長に強く要望を申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） これより議案第92号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君） 議案第92号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、総務委員会の審査報告を申し上げます。

主なものは3点にわたります。第1点は、条例第5条の勸奨退職者の場合の退職手当率と、勤続期間に応じ、率を定めておりますが、経過措置におきまして、昭和59年1月1日から、同年3月31日までを第1次段階とし、勤続期間の上限を40年から38年とし、その後条例本文の第5条第1項を1から8までのように率を引き下げ、第2項の勤続期間が36年以上で退職した者に対しては、限度を36年とするものであります。

第2点目には、現行条例の第7条の結婚または出産による退職の特例の廃止でございます。内容は、結婚または出産の日前後3カ月以内で希望退職した女子職員に対し、普通退職の場合の退職手当に対して100分の50を加算して支給しているものであります。経過措置で昭和60年3月31日までの間に退職した者の退職手当は従前の例とするものであります。

第3点目には、現行条例の第8条の傷痕傷病に起因する退職の場合でございます。内容は、病気で職に耐えず退職及び在職中に死亡した職員に対しまして、勤続期間に応じ、普通退職手当率に100分の50に相当する金額以内を加算する制度でございます。昭和59年3月31日までは、100分の40以内とし、期限後は100分の30以内におさめるものでございます。以上の3点にわたります。慎重審議をいたしました。なお、委員の皆さんからは、結婚は組合との合意に基づくものか、あるいは他市との経過措置の比較はどのよういった質疑がなされましたが、全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） ちょっとお聞きしたいんですが、先般の議会で退職条例と給与条例、これを一緒に並行して進めるべきであるということが議会の議決として表明されております。そこで、退職条例が提案されました。これに並行させて提案されなければならないはずの給与条例はいつ提案され、どのようなものを出すつもりであるかということをお審議がございましたでしょうか。

○議長（石坂勝雄君） 総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君） 委員の中からはそのような質疑がございませんでしたので、担当者の方から御説明願いたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 御質問の要点でございますけれども、9月議会におきまして、議員さんの決議の中で、退職制度の改正、それから、給与制度の改正というふうな要するに議員の決議としての決定といたしますか。方向づけといたしますか、われわれに対する方向づけというものが決議されておるわけでございます。それについての御質問かと思えます。今般は助役会で、作成しましたガイドライン、あるいはそれは市長会で認められているわけでございますけれども、その点に沿って、まず第1回として、1次の改正として、御提案申し上げるわけでございます。これに定年制というものを加えましたもので、さらに改正をしていくわけでございます。そういうふうなお答えを申し上げておるわけでございますけれども、給与につきましては、いろいろと是正計画というものをやはり踏まえておるわけでございますし、それから、9月の議会で、市長から情勢に大きな変更があれば、給与制度の改正を考えていくというふうな答弁がなされておるわけでございます。また、地方公務員法の中にも情勢変更に応じて給与制度を改正しなさい、こういうふうな情勢変更の原則等もございまして、今後決議いただきました線に沿いまして、成案を得た上で、議会の方に提案申し上げていきたい、このように考えておるわけでございます。給与制度の急激な改正というものは、非常にむずかしいわけでございます。それぞれの期待点もございまして、生活を踏まえておるわけでございますし、そういう中からは、給与改正すべきそれぞれの要するにベースアップの改正とそういう時期等をとらえながら、ラスパイレスの改正等もやっぴいかなきゃならないでしょうし、それ以外の制度的なものも考えていかなきゃならんというふうに考えておるわけでございます。言ってみれば、退職金については、市役所を長年勤めまして、それでやめるときの要するに給付でございますけれども、給与につきましては、月々のものでございまして、御理解いただけると思いますが、やはり慎重に踏まえ、それから、申し上げますれば、やはり26市とか、あるいは助役会だとか、そういう形の中で、現在大問題でございますので協議をいろいろと進めているところでございますので、そういう線に沿いまして、日野市としても決議の線に沿い、改正を図っていききたい、情勢変更に応じて改正していききたい、このように考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 実際というものの主人公というのは、市長やそれから助役じゃないわけです。われわれ市民が主人公であるわけです。その市民感情からして非常に不自然

な形として、現在の給与条例、そして、退職金の制度の問題がここで浮上してきたわけです。それを受けて6月議会で議決されましたその議決の内容が退職金の制度とともに、退職金の条例とともに給与制度も見直しなさいと速やかに改正を図るようにという議決がなされたわけですが、いま、助役がおっしゃいますところによれば、庁議も進めているということでございますが、具体的に通し号俸制、この給与体系についての検討を本当になさっているんですか、その点をひとつ確認したいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 現在の給与制度でございますけれども、ちょうど経済高度成長の際に、なかなか市職員の中でも、現業職員の採用というものにつきましては、なかなか人手が得られない。普通の事務職につきましては、そうむずかしく求人難というふうなことはございませんでしたけれども、現業職員につきましては、現在の現業職員の要するに市に入りました年齢というもの等も追っていただきますとわかるように要するに高年齢といたしますか、30歳だとか、あるいは35歳という高年齢で入ってきている職員があるわけでございます。これらは高度経済成長の時代になかなか民間に労働者として、雇用されるというふうな面が強うございまして、市の方に現業職員を採用する、そういう要するに困難性があつた時代でございました。そういう中から、やはり給与とのものにつきましては、民間というふうな考え方、均衡というふうなこともございまして、現在のようなおっしゃるならば、通し号俸というふうな形で、表現されておりますけれども、一般職と同じような給与格づけというものが生まれてきておるわけでございます。それから、言いわけではございませんけれども、一般職もあるいは現業職員もやはり同じように自分の息子は大学に入れるんだというふうな時代でございます。それから、同じように要するに生活の中では、自動車も必要だというふうな状況になってきておるわけございまして、今日の通し号俸と言われるような同じような給与体系を給与を支払うという制度ができ上がってきたわけございまして、26市の中でもあらかたの市が同じような給与体系をとっておるわけでございます。通し号俸的な不完全な日野市のものもございまして、不完全通し号俸と言われる日野市もございまして、完全通し号俸のところもございまして、あるいはわたりと称する形で同じような形態のところもあるわけございまして、やはりかつての生活に対する考え方と違ひまして、非常にいろんな食生活にしろ、日常生活にしろ、教育にしろ、あるいはさっき言いました自動車の問題にしろ、非常に生活格差がない時代で

ざいます。そういうふうな時代等も反映して、今日の通し号俸というものが生まれてきておるわけでございますけれども、議会の中の決議というものにつきましても、われわれとしても理解できるものが、十分ございます。そういうふうな観点に立ちまして、さっき申し上げましたのは、情勢変更というふうな市長の方から答弁申し上げております。そういう点に沿いまして、現在の要するに給与制度というものを是正していこうという考え方に立つわけでございます、当面のところの計画としましては、東京都並みのラスに持っていきたい。これが当面の大眼目になっておるわけでございます。東京都のラスといいますのは、110ですか、というふうな水準になっておるわけでございます。日野市の場合には、116.1 というふうなことで、東京都よりも0.061 程度現状では、高目になっているというふうな状況でございます、その点について是正を図っていくというふうなことを考えておるわけでございます。給与制度のあるべき姿につきましては、一つの提案という形じゃなくて、それ以前の要するにわれわれのあるべき姿の研究ということは進めておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 委員会において給与制度の是正を求める決議というものが、退職手当とともにさきの6月議会で議決をされておりますので、議論されかということをご古谷議員の方からいま質問があったわけですが、委員会では、そのような特段の話がなかったというわけでございましたので、いま、私助役にお聞きをしたような次第でございます。第2回の定例会ではっきりと議会の議決として、これは市民の声が反映されたものでございます。その議決できちんと給与制度の是正も求めているわけでございますから、私は当然並行して退職手当の是正とともにこの作業を進めていかなければならないと思うわけでありましたが、いま、助役は先ほど古谷議員に対しては、庁議で進めているというふうなちょっとお答えになったんですね。ところが、いま、私お聞きしますと、是正していく考え方は持っている、議決は理解できるということで、そこに答弁の内容に若干食い違いが出てきているように思います。いわゆる高額退職金の問題について、市民からの批判が集中したということで、とりあえず退職制度に手をつけたということであれば、それはわかるんですが、当然給与体系の見直しということも再三議会でも議論されておりますので、具体的にこの問題については、どのように取り組んでいくのか、議会の議決を受けてどうしていくのかというプログラムが示されなければならないと思うわけでありまして、その答弁の内容先ほどとちょっと違っているようなんですが、一体

いずれが正しいのか、はっきりとお答えをいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 違ったお答えを申し上げておるわけではございませんで、大変にむずかしい問題でございます。むずかしいわれわれ作業にかからなきゃならん問題でもございます。それから、プログラムというふうなことをおっしゃられましたけれども、やはり時間的にもある程度長い期間を必要とするのではないかと。その中で私たちの方のプログラムとして、お答えしたわけでございますけれども、当面検討しておりますのは、ラスバイレスこれを都並みに考えていこうというふえなこと等につきましては、26市全般の問題として前々から助役会の中で検討されてきております。それから、現在も引き続きより現実の問題として、討議していくということになっておるわけでございます。それから、古賀議員さんのおっしゃるより基本的な問題については、プログラムという点から申し上げますと、さっき古谷議員にも申し上げました当面要するにラスの問題とこう申し上げておるわけでございます。プログラムの点からいえば、制度的なものにつきましては、さらに大変でございますので、その次の段階に考えておる、こういうことございまして、取り違えたというよりは、プログラムの順序として、お受け取り願いたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 退職手当制度の是正については、一つの目標というものが3年度にわたって示されているわけでありまして、それと並行して見直しを給与体系についてもしていくということではなくて、退職制度の是正が一応終わってからその後、改めてということなんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 決議の中では、並行して、あるいはその意味合いは一挙にということのようでございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、退職金につきましては、長期に尽力願った方の言ってみれば、一時金でございます。改正しやすい問題もあるわけでございます。ですけれども、給与といいますのは、月々いただくあるいは生活給というふうな既得権もございます。期待権もございます。生活とも直結している、というふうな問題がございますので、それから、給与そのものの制度であるということ等も踏まえて、やはり一挙というわけにはいきませんので、さっきのようなプログラムというふうなお答えになるわけ

でございます。慎重に考えてまいりたいと思っておるわけでございます。

- 議長（石坂勝雄君） 旗野行雄君。
- 10番（旗野行雄君） 公務員の給与については、たしか公務員法24条だと思
いますが、民間準拠、国準拠、それから他の自治体の例を参考にしてやれ、こういう条文があ
るわけでありませうけれども、果たしてこの改正の条例案が他市と比べてどうか、そのような比
較検討はなされましたでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。もし、なかったらひと
つ担当者をお願いしたいと思います。
- 議長（石坂勝雄君） 総務委員長
- 総務委員長（黒川重憲君） 他市との経過措置についての御質疑が一点ございま
した。昭島の例をとらえまして、昭島は3年ということで、経過措置の回答がなされた。それか
ら他市におきましては、要綱と条例でやっておるところは半々ぐらいである。こういった答弁
がございました。なお、詳しくまだあれでしたら、また担当の方から、説明をお願いします。
- 議長（石坂勝雄君） 補足答弁するかな。助役。
- 助役（赤松行雄君） 各市とも改正の第一年次でございます。そういうものでござ
いますので、もともと高い低いがございました。そこから5年計画なら5年計画という全体の助
役会のガイドラインで下げてまいりますので、第一年次でございますので、やはりどうしても
従来の高い、日野は117カ月でございます。月数が非常に高いわけでございます。そういう
面からいきますと、第1年次でございますので、各市並みという平均からいきますと、どうし
ても高目につくわけでございます。昭島などよりはさらにきつく月数の制限をしておるわけ
でございます。それから、退職組合というのが八つございます。8市ございます。ここは、こと
しは手をつけない、こういうふうな状況になっておるわけでございます。日野市としましては、
第一年次でございますので、全部平均に同じように山の高さの頂上がそろろうというわけではな
かろうかと思えます。日野の場合には、どちらかという、高目についているようございま
すけれども、努力はしているつもりでございます。年を追って最終年次では、助役会のガイド
ラインに沿うということでございますので、年度を追えば各市の頭はそろってくる、こういう
傾向のものでございます。日野市としては、努力しているけれども、117が要するに18カ
月初年度は切ったということですよその市では、7カ月程度しか切っておりませんので、強い是
正を職員に求めているというのが状況でございます。

- 議長（石坂勝雄君） 旗野行雄君。
- 10番（旗野行雄君） それでは、いま1点だけお聞きしたいんですけども、確か
に助役の言われたような状況もあると思いますが、他市並みに最終年度といえますか、足並み
をそろえられるのは、日野市においてはいつか、この1点だけお伺いしたいと思います。
- 議長（石坂勝雄君） 助役。
- 助役（赤松行雄君） 6月の議会でも御説明申し上げたわけでございますけれども、
61年の市が考えています先の問題でございますけれども、61年の3月に、35年勤続で都
並みの80カ月に持っていくというのが、いまのところ、市の具体的な成案の中で、組合には
提案した問題でございます。この先につきましては、助役会のガイドラインに沿っていくとい
うことでございます。助役会のガイドラインは、63年の3月に75カ月に持っていくとい
うことで、そのガイドラインの中で、文章として表現しておりますのは、63年の3月に75カ
月に持っていくというのが大都市の市の退職金に対応するところの要するに大都市の退職に対
する考え方の傾向が大体63年の3月で75カ月だ。ですから、東京都の26市の助役会も第
一段階として、これをガイドラインにするんだ、こう言っておるわけございまして、さらに、
その先につきましては、助役会のガイドラインは、文章の中で、これは数字ではございませ
ん。あるいは何年ということではございませぬけれども、その先は国並みに持っていくんだとい
う表現をしているわけでございます。日野市につきましてもまず当面3年後には、都並みに持っ
ていく、その先につきましては、助役会のガイドラインがより具体的になると思えます。それ
に乗って国並みにのぞむ、現行の中での国並みというのは、63カ月ですね。63.525カ月、
これが現在の国並みでございます。日野市も助役会のガイドラインに沿う、こういう考え方を
持っておるわけでございます。
- 議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終
結いたします。
- 委員長報告について御意見があれば承ります。古谷太郎君。
- 6番（古谷太郎君） 先般もちょっとボーナスのときにも申し上げたんですが、この
退職金条例だけを見ると、これでもいいのかなというような気もしないではないんですけども、
しかし、これだけ、給与条例がついていない、改正が、だから、まことに管理職の人々—
係長、課長、部長さん等にとっては、大変都合の悪い退職条例、いわゆるはっきり言いますと、

管理職いじめの提案と言わざるを得ないわけであり。東京都は、—昭和56年に鈴木俊一知事は英断を下しまして、管理職については、それなりの退職金、ボーナスにおいても、管理職手当を全部含めて計算をされております。それ以前は調整金というふうな形で、ボーナスの方に回しておりましたが、ボーナスとか、期末手当、現在はもう管理職手当は、当然のものとして、56年以来賞与、ボーナス、期末手当すべてに含めているわけであり。ですから、その趣旨からいき、給与条例をこれに加算しないと改正が行われたいとするならば、管理職手当を支給金額に加算すべきであります。本俸、調整手当、管理職手当を支給の対象にするのが当然であります。にもかかわらず管理職手当だけは抜いてしまっている、これはまことに私の考えでは不合理である。そういう点で、ぜひ、ひとつ国、東京都の方式に1日も早く切りかえていただきたいと願うわけであり。いま、助役の方からも110といういわゆるラスパイレスに持っていきたいというふうな東京都並みにしたい。ラスパイレスが東京都並みになるということは、決して悪いことじゃないですが、給与制度も退職制度もぜひ東京都に準ずるような形に持って行ってほしいのであります。私は先般申し上げた部長は50万から51万が1等級の最高額にしたらいかがですか。現状において、2等級においては、45万から最高48万程度にしたらいかがですかということをお願いしたはずでありますけれども、しかし、現実に給与条例の改正が提案されておられません。ですから、これだけを見た場合には、やむを得ず管理職手当をこれにプラスすべきである。算定の基礎に置くべきである。このように考えざるを得ないわけであり。よってこの退職手当条例だけでは不本意ながら不賛成であります。賛成いたしかねるわけであり。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 中山基昭君。

○24番（中山基昭君） 委員長報告との関連の中で、市長、あるいは執行側に特に要望と指摘をしておきたいというように思います。これまでも多くの議論がなされてきましたが、退職金が老後の生活設計、あるいは生活の確保に年金や社会保障とともに大変に重要であるということは、論を待たないんじゃないかというふうに思います。しかし、社会や経済の動向、さらには市民納税者からの理解と協力を得るという観点から、去る、6月の定例会等の中で、勸奨制度の見直し、是正を求めるための決議をいたしました。こうした経過からも提案のこの支給条例の改正については、理解を寄せるところでございますが、この議案の提案時にもございましたように60年をめどに定年制の導入が予定をされ、あるいは言われておる、こう

いうふうな前提の中で考えると、定年制が導入された場合、この勸奨制度が、定年退職金制度に置きかえられるような形が望ましいんじゃないかというふうに私は考えるわけです。したがって、単にこの機械的に36年の勤続で頭打ちをするんだということではなく、やはり職務や役職こういうものを含めて言われるところの60年の定年制に対応できる、あるいはそのことを名実ともに諸条件の整備を図る、こういう大事な時期だろうと思います。したがって、その辺の整備、配慮にさらに特段の努力を要請をしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 私の意見を申し上げます。

この条例は、先ほど私、助役との議論でも申し上げましたように、地方公務員法第24条職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない、この地方公務員法に適応するような形に今日の通し号俸制を給与条例の改正をもって適合するような形にしていく、それがなされなければ、この退職手当の条例を改正いたしましても、画竜点睛を欠くわけであり。ですから、市民の常識から大きくかけ離れている現在の給与制度を温存したままで退職金の制度のみをいじくっても徹底したものにはならない。適正化は図られていかないと。ですから、その考え方をいまはっきりと市側から、理事者側から示されておられませんので、まず、その1点をひとつ問題としたいと思います。また、それから、当初議会で、廃止を約束をいたしました女子職員の特例に関する条項、これが今年度でなくなるということでもございましたが、その約束が守られていない。また、市長が当初明らかにしておりました、5年後には国並みを目指して是正を適正化を図っていくという一つの体系づけられた是正に取り組む姿勢が崩れている。あくまで助役会のガイドラインということのみをいま盾にして、この制度を手直ししようとしているわけでございます。よって私も市民の一つの先ほど申し上げましたように常識からして、改正をしていくということを確かに方向はあるわけでございますが、市民の理解を得られるものではないと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御意見ありませんか。市川資信君。

○19番（市川資信君） いま、古谷議員を初め何人かからこの退職条例の改正についての質疑があったわけですが、私も同じような立場から、やはり一番前からこのことについては指摘してまいったんで意見を1、2点申し上げておきたいと思っております。

すなわち、今回の退職条例の改正とともに給与体系の改正が何ら提案されていない。と申し

ますのは、いわゆる通し号俸の諸悪の根源は、いま古賀議員も指摘されたように、地方公務員法の24条のいわゆる職務給、能率給、あるいはその地位にある能力に従って給与体系をとらなければならないという基本を踏みにじて、先ほどの助役の答弁ですと、プログラムと生活給を基本において、確かに24条の中にも生活給ということは、最後の末尾の方に入っております。しかし、基本はあくまでもこの給与制度は、職務給、能率給でなければならないということをトップでうたっているわけです。それらはずしているところに問題点がある。たとえば日野市のただいまの行政のシステムをとってみても、まじめにやっている人も、怠けている人も同じ給与だ、だから、私が毎回申し上げているように、この職員として入ってきて、2年、3年は非常に活気がある、目にも活力がある。しかし、4年、5年たつといつの間にかそれらの環境になじんで活性化、効率化というものが自然に失われておる、ぜひ、ひとつこの地方公務員法24条に照らしたような職務給、能率給の導入によって市の職場の活性化を図られんことを意見として申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君） 挙手多数であります。よって議案第92号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結、議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（男川重憲君） 議案第100号、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結について、総務委員会の審査報告を申し上げます。

契約金額2億3,400万にて、桜・建友建設共同企業体が、昭和59年8月15日までの工期によりまして、落札をしたものでございます。慎重審議の結果、全会一致可決といたしまし

た。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして、仮称日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結につきまして、同じく総務委員会の審査報告を申し上げます。

増倉建設株式会社が、1億1,900万にて昭和59年7月31日までの工期にて落札をしたものでございます。慎重審議の結果、全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第100号、日野市立日野第三中学校増築及びプール管理棟新築工事請負契約の締結、議案第107号、（仮）日野市立仲田小学校体育館新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第101号、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君） 議案第101号、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結について、総務委員会の審査報告を申し上げます。株式会社オルガノが2億4,000万にて落札をいたしましたものでございます。委員会の中で、何点かの質疑がなされました。最低制限価格は、常に設けているのか。あるいは失格業者に対する指名停止の件はどうなっているのか。また、予算金額よりも多い入札をした業者への指名停止等はどうなるのか。こういった質疑を経ました。また、失格業者よりも上限で入札をした業者に対する処置を考えるべきだ。あるいは今後も制限価格はきちんと設けるべきだ、こういう要望意見も出された中で、全会一致可決をしたものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○19番（市川資信君） 委員長にこういった点が質疑されたかどうかを1点だけお尋

ねしたいと思うんですが、委員長、私先般もこの点については御質疑申し上げたんですが、最低入札が今後失格になるというようなことが、先般の議会でも指摘をされておられました。しかし、各自治体においてもそうでございますが、最低入札の下限というものも設けていることも事実でございますし、それは最高限度にも設けているのも事実でございます。このオルガノの落札した2億4,000万の金額と失格になりました共和化学工業は600万安いわけです。それで、わずか600万で失格になる。今後入札の指名も停止になる。それで、では、上限の日立プラント建設が850万オーバーしているわけです。8,500万ですね。それから水道機工業ですか、これはプラス9,000万でしょうか、オーバーしている。一番すぐ下限の600万安いところが失格になって、上限の非常に高い、何千万も高いところは、これは失格になってないんですね。この間の総務部長の答弁ですと、上限価格というものをこれを設定しないで、指名競争入札をされたのかどうか、その点がこの間答弁がなかったものですから、もし、そういった面が質疑されたかどうか。されなかったら、理事者は、どういう考えなのか、お答えいただけたらありがたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君） 先般の本会議上におきまして、ただいま市川議員からの質疑を踏まえまして、委員からも質問があったわけでございます。ただいま3点にわたる質疑、あるいは、2点にわたる要望を踏まえた中での上限、あるいは下限と申しますか、各社に対する措置は指名停止ということではなくて、指名を差し控える、このような言葉が適当ではなからうか、あるいは1,000万以上の物件に対しては、全部最低制限価格を設けている。こういった市側の答弁があったわけでございますが、いま一度総務部長がおいでになりますので、総務部長からはっきりした答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） いま、総務委員長が御報告申し上げたとおりでございます。私どもの方は、一応この工事を施工するに当たりましては、1カ月ないし5カ月ですか、この間かけまして、いろいろ設計価格等も設定いたしまして、それで、いわゆるそれに基づきました建設技術コンサルタントこういう業者に委託いたしまして、最終的な設計金額を出したわけでございます。それによりまして、入札を執行したところでございます。プロセスといたしましては、一応設計金額が設定されます。それに基づきまして、予定価格が設定されるわけ

でございます。それに設計予定価格、あるいは最低制限価格を設けまして、その範囲におきまして、最低制限価格の直近上位の業者について落札をした、こういう実態でございます。なぜ、こういう最低制限価格を設けるかということになりますと、これは、たしか56年度だと思えますが、非常に入札について談合等が、新聞、あるいは報道関係で指摘されている、こういう形の中で、やはりこういう是正、こういうことも考えの中に入れて執行すべきではないか、こういうような判断に基づきまして、それ以来最低制限価格制度を設けているところでございます。それで、委員会の中でも、御指摘をいただいたわけでございますけれども、確かに予算額をオーバーした見積もりも出されております。これらにつきましては、通常の場合にはあり得ないわけでございますが、非常にこの業界につきましても、工事が少ないわけございまして過当競争、こういうものが行われた結果がこういう形になっております。そういうことで私がこの失格者につきましても、指名停止とこういうふうな形で申し上げたわけでございますけれども、やはりこのことにつきましては、指名委員会という別な機関があるわけでございます。その中で、私が軽々に指名停止ということを上上げた点につきましては、おわびして訂正させていただきたいと思っております。そういうことで、これからはこの種の工事ができた場合には、やはり業者の指名に当たりましては、慎重な対応をしまいたい、かように考えております。

○議長（石坂勝雄君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） いま、私が質問した中で、1点答弁が漏れておりますので、もう一度お聞きします。

最高価格の入札に当たって、最低も設けたんでしょから、最高価格の限度額も当然設けるべきだ、また、設けてあったらと思うんですが、その答弁が漏れているということ。それから、私が申し上げた落札者と次の失格者が600万程度のところで失格になった。ところが、最高のところは9,000万も高く入札しているわけです。そのところが失格になっていなくて、わずか600万安いだけで失格になっているというところがおかしいということと、企業努力というような点も過当競争ということは理解できるんですけども、この安くすることは、企業にとって死活問題で大変なことですね。現実にとどように企業努力して同じ仕様のものを安くしようかと努力したところが、残念ながら入札が安過ぎて失格になってしまった。今後指名も停止になる。失格になるというようなことで大変これ憂慮すべきことだと思うので、それは、先ほど訂正されたということですが、いま、指摘した点をもう一度総務部長

の方から、明快にお答えいただきたいと思うんですが。

- 議長（石坂勝雄君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤正吉君） すべて工事につきましては、指名入札制度を採用しているわけでございますけれども、いままでの例でもございますが、一応最高価格というのは決めておりません。そういうことで、一応契約の事務処理はしております。以上でございます。
- 議長（石坂勝雄君） 市川資信君。
- 19番（市川資信君） 総務部長、ちょっとお尋ねしたいんですけどね。最低価格を持っていてですよ、高い方の上限を決めてないなんていうのは、こんなふざけた決め方はありますか。冗談じゃないですよ。どういう理由で最高限度額というものを、これ以上になったら、最低と同じように最高限度額の人も今後指名競争入札は失格、あるいは指名停止というなら理解できるんですよ。なぜ最低を切っておいて、私に言わせれば企業努力ですよ。企業努力をしているところをみずから指名停止を、失格をさせる。9,000万も高いところはそういった処置は何かとられてない。こんな理不尽なことはないんじゃないんですか。私おかしいと思えますよ。これは、どうなんですか。
- 議長（石坂勝雄君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤正吉君） 最高価格の件につきましては、一応委託業者から設計委託をしたコンサルタントから、最終的な設計金額が出てまいります。それに基づきまして、予定価格をつくって入札を執行するわけでございますので、それが予定価格を下回る、こういうことが一つの条件になるわけでございます。契約事務規則でいきますと、予定価格から70%の範囲内で最低制限額を設けなさい、こういうことになっておりますので、その範囲で最低制限額を設けた、こういう事務処理をしたわけでございます。
- 議長（石坂勝雄君） 市川資信君。
- 19番（市川資信君） 何かチンプンカンな答弁で私には、はっきり理解できません。また、何かの機会のときに質問しますが、1点だけ聞いておきます。これは入札前の説明に業者立ち合いのときに、最低入札価格は失格になるということを入札前に業者に申し入れてありますか。
- 議長（石坂勝雄君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤正吉君） 一応入札を執行する場合には、この工事につきましては、

最低制限額を設置してある、こういうことを入札の直前に業者には周知してございます。

- 議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
- 委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第101号、日野市衛生処理場し尿処理施設脱臭工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。これより議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
- 総務委員長の審査報告を求めます。
- 総務委員長（黒川重憲君） 議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について総務委員会の審査報告を申し上げます。
- この改正は、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、22万円を22万7,000円に引き上げるものでございます。委員会にて慎重審議の結果全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。
- 議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。
- 18番（古賀俊昭君） これは、さきの第百国会の減税法案の可決に伴って実施される市税条例の一部改正であります。勤労者、それから、家庭の主婦等が待望しておりました減税を中曽根内閣は、自民党の決定をもって国会で実現をしたわけでありまして、当然いろいろ国内の財政事情大変な中で、これだけの減税を、特に所得税については、1,500億円程度59年度にわたって、1兆円以上の減税を行うわけでありまして、委員会の中で中曽根内閣に対する評価にも話が及んだのではないかと思います。その点についてお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（石坂勝雄君） 総務委員長。
- 総務委員長（黒川重憲君） ただいまの古賀議員の質問にありましてとおり、そのような格式の高い質問はございませんでした。したがって、もし、答弁が特にあれば市長の方か

ら。「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君) 古賀俊昭君。

○18番(古賀俊昭君) 委員長のせっかくのお取り計らいでありますので、市長に最後に一つお聞きをしておきたいと思ひます。国はこれだけ努力をして国民の期待にこたえているわけであります。大幅な減税を実行に移したということであります。日ごろ働く者の味方と言っておりますが、この減税や行革の問題に対して、1カ月以上にわたってサボタージュをした国会における野党の立場というのは、非常に許せないものがあると思ひわけでありますが、市長はこの日野市において、国民健康保険税の大幅な増税を提案してきております。国がこれだけ減税に努力をしているときでありますので、ひとつ市長も見習っていただきたいと思ひわけでありますが、この地方住民税、地方税法の改正に伴う住民税の減税について、市長はどのようにお考えになっているか、お聞きかせをいただきたいと思ひます。

○議長(石坂勝雄君) 市長。

○市長(森田喜美男君) 国の財政事情が過去のいろいろな事情があったことではありましようけれど、大変な公債を発行し、赤字財政が結果として、今日論議をされております。その中で、減税をするということはなかなかむずかしいことではありましようが、しかし、国民のまた、減税を期待する声はきわめて大きいわけであります。なぜならば、何年間も所得減税をやっていたい。そして、物価は一方で上がりますから、実質の取り分は目減りになっている、こういう実感が庶民の間に欺瞞をしておるわけであります。したがって、政府も一応小規模ながら一面には減税ということの最小限のあたりから進められたという実感を持っております。したがって、今後より一層財政の健全な適正化を図って、減税が大幅にされますことを期待をしたいと思っております。

それから、私どもの国民健康保険と同率に比較されることは、少々均衡しないわけでありまして、国民健康保険税は、市の事業の中のまた財政バランスをとらう。そして、公平な負担をお願いをしようというものでありますので、そのように御理解をお願いいたします。

○議長(石坂勝雄君) 古賀俊昭君。

○18番(古賀俊昭君) りっぱなお手本を中曽根総理大臣が示してくれたわけでありますので、ひとつ大いに参考にさせていただきたいと思ひます。終わります。

○議長(石坂勝雄君) ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○8番(馬場弘融君) 委員長にお尋ねをしたいんですけれども、この市税条例の改正案のもととなる法律の改正案ですね。これについてたしか私が知り得るところでは、社会党、あるいは共産党の諸君は、法律案には反対をしたのではないかというふうに伺っているわけです。この市条例の改正案については、その法律改正に伴う市条例の改正でありますから、本来であれば、法律案に反対をした立場にある人は、この市条例の改正案にも反対をするのではないかというふうに私は考えるわけでありますが、先ほど、委員長のお話でありますと、全会一致というふうなことでありましたけれども、再度確認をしたいんですけれども、本当に全会一致で、この条例案は通ったのかどうか。もう一度明快なお答えがいただきたいと思ひます。

○議長(石坂勝雄君) 総務委員長。

○総務委員長(黒川重憲君) いまの御質問のとおり全会一致可決といたしました。

○議長(石坂勝雄君) これをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石坂勝雄君) 御異議ないものと認めます。よって議案第106号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号に入る前に理事者から発言したい旨申し出がありますので、これを許します。企画財政部長。

○企画財政部長(前田雅夫君) 大変恐縮でございますけれども、41ページでございます。目の社会福祉費総務費のうちの需用費21万1,000円で、説明欄の下欄に、委嘱状伝達式他とございます。この委嘱状伝達式他を民生委員協議会会議費と御訂正いただきたいと思ひます。よろしく御願ひいたします。

○議長(石坂勝雄君) これより議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号の件を議題といたします。

本件については、4常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願ひます。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長(黒川重憲君) 昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号につきま

して、歳入歳出の総務関係の委員会の報告を申し上げます。

補正額3億1,906万9,000円でございます。総額261億4,464万9,000円の予算でございます。特に質疑のありましたところは、法人市民税が今回約7億近くの減ということが報告されました。そういった中で、全会一致慎重審議の結果、可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） いま、委員長から説明のございました特に法人市民税関係の大幅な減額補正ですね。この件につきまして、実は、大分前になりますけれども、新聞紙上で日野市内の非常に大きな企業であるファナックという会社が何年か後に、日野市の本社を引き払って富士山のふもとの忍野村ですか、そちらの方に本社を移転をするというふうなことが新聞に報道をされていたわけでありますが、その辺も踏まえて、そういう事態になりますと、かなり大幅な法人市民税収入の減額が予想されるように私は考えるわけですが、それについて、かなり突っ込んだ議論がされたかどうか。されていなければ、理事者側からその辺についても今後の見通し等を具体的に伺いたいというふうに思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君） かなり突っ込んだ質疑はなされたかという御質問でございますが、かなり突っ込んだ質疑でございませぬので、理事者側から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 税の見通しにつきましては、市民部長の方をお願いしたいと思います。

ファナックでございますけれども、御質問ございましたように山梨県の南都留郡忍野村ですか、ここに富士コンプレックスという工場を建設しておるわけでございます。現状の中では190人ばかりの方が向こうの工場の方へ移りまして、NCといたしまして、工作機械等コンピュータを結んだロボットの製造、あるいはFAといたしまして、ファクトリーオートメーション、こういうふうな加工シエル、あるいは組み立てシエルというものの製造をやっておるわけでございます。190人ばかりの方が日野から行っておるわけでございます。先々でございますけれども、先々につきましては、この14日にも産経新聞に出ておるわけでございます。

山梨に全面移転とこういうことでございます。私たちは、11月の17日に市民部長さん、企画財政部長さん、私と工場の計画を詳細にお聞きしたわけでございます。取締役にお聞きしたわけでございますけれども、昭和60年の7月に大体移転が完了する。日野に残りますのは、自動化研究所と営業業務部門というものが残るといふふうなことで、日野に残ります従業員は、500人程度、それから忍野村がロボットが多うございますので、人間は500人程度というふうな半々の状態になる、こういうふうなことでございますので、日野に残りますのは、いま言いました自動化研究所と業務営業部門とこういふふうなものでございます。人数については、いま申したように半分半分、日野から移転していきます理由でございますけれども、加工シエルとか組み立てシエルといたしまして非常に平面を利用しまして、組み立てし、あるいは工作していくというハチの巣みたくにシエル状態になって作業するというのが日野の場合には、非常に敷地が狭もうございますので、それを2階、3階、4階と現状の中では、立体化の中で、組立てなり、加工を組み立てるといふのは、非常に非能率だといふふうなことで大分困っていたようでございます。それでNCの製造というものも3,000台というふうなことで、日野の中では、限界にきたということで、向こうへ移るといふふうな理由を聞いたわけでございますので、会社そのものが大発展をするという過程の中での要するに忍野村への移転というふうなことで、お聞きしてきたわけございまして、60年には移転が完了し、日野には半分残る、こういうふうなことでございます。半分といたしましても、現状が日野に700人でございますので、現状から見れば200人減るといふ程度のものでございます。税制等につきましては、市民部長をお願いしたいと思います。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君） 市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは、この目下御審議いただいております補正予算のことでございまして、特に法人税の関係で今回大幅に減額補正をお願いしまして、先般の本会議におきましても、御説明をさせていただきましたけれども積算に誤りがございまして、減額補正をいたすわけでございます。いまの御質問は、将来のことについての御質問でございます。いま、一つの会社を取り上げて御質問をされまして、その会社のことにつきましては、いま助役の方から申し上げましたとおりでございますが、私どもの方の法人税収入の見通しでございますけれども、58年度は今回補正をいたしました数値で大体決算が見込まれるだろう。59年度はどうだろうかということでございますが、このことにつきましても、先般私の方か

ら御説明をさせていただきまされたけれども、58年度会計よりも好転をすると見ております。ただし57年度の決算には到達はとてできないだろう。大体59年度におきましては、30億台が確保できるのではないかといういまの見通しでございます。いま御質問ございましたように、一会社の全体的に58年度につきましては、会社の方の利益が減少いたしました関係がここにあらわれてくるわけでございますが、そう大幅な減収がないだろうというふうに見通しを立てておりますし、いまの会社のことにつきましては、助役の方から申し上げましたとおりでございますが、59年度の法人税収入については影響ないと思います。60年度につきましては、若干の変化は出てくる。つまり従業員数が500人といま申し上げましたが、200人減ることによりましての法人税の減収があると思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 日野市の財政構造を見ますと、ともかく市民税収入が、たしか今年度68%、一般会計予算の68%だと思います。そういうことで、ともかく特に大手の企業がたくさんの税金を負担してくださるおかげで私ども日野市民というのは潤っているといえますか、非常に助かっているわけですね。ところが、行政の方でそういった多くの税を負担してくださる企業に対して十分な見返りというとおかしいですけれども、扱いをしておかないともっといい条件をもってよその町なり村が、ぜひ私どもの方に本社を移転してください。優遇をしますよというふうな形で、せっかく多くの税収が得られる優良企業が移ってしまう、そういう心配を非常に私はしているわけです。ぜひ、その点について、市長が将来的にいま日野市内の大手の企業の優遇とは言わないまでも、冷遇に近いような状況について、将来についてもそういった形でいくのかどうか、市長の今後のお考えを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内には、優良企業が数多く立地されておまして、日野市の地域社会、あるいは財政構造の上でも一定の役割りを担っていただいております。そして、いま話に出ておりますような大変業績のいい企業がよそに一部移っていかれるということは、残念に思っております。このことにつきまして、市長という立場で毎年大きい企業にも表敬ごあいさつもいたしまして、事情もほぼ聞いております。その際、助役が説明申しましたが、要するに地積が狭いということが、その工場発展に大変支障がある。しかし、日野市で発展をしておる企業でありますから、特に研究部門、営業部門は、この地に根拠を将来とも残したい、

このような情報は聞いておりました。それから、他の企業につきましても、日野市にすでになじんで、また、日野市とともに発展をいたしてまいっておるそれぞれの企業活動でございますから、大いに日野市という名前の名声も発揮していただきたいし、われわれもまたこのふるさとの同じ地域社会で、ぜひよそに移るといふようなことなく、がんばっていただきたいというふうなごあいさつはいたしてまいっております。しかし、企業発展のために地積の広いところを求めて言われるのも他にないわけではありません。これは、また企業戦略という問題もありますので、余り強いことは言えませんが、ぜひできる地域社会のこの集積の利益という形でおこたえはしてまいりたい。このように考えております。将来とも日野市は、一面にはこの自然環境のいい町、また、都市農業の存続できる町、一面にまた、この公害性のない企業発展も大いに地域によく溶け込んでいただいて、市民とともに繁栄、発展をしていただきたい、このように考えております。また、そのような施策を取り組んでいきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） お許しを願いたいと思うんですが、私も総務委員会でこの議論をかなりしたつもりであります。前にも助役にもう一年ぐらい前だと思いますが、こういう話があるので、どうかというふうな話を申し上げたこともあります。いまの答弁の中で、大分細かいことですが、食い違った問題が出てきております。先般の総務委員会では、いま市長の話を聞きますと、本社はこの豊田へ置いておくんだというふうなことでありますけれども、これは、私どもが聞き及ぶところによりますと、本社は山梨の方へ行くんだ、こういうふうな話をこの前の総務委員会でもそういう話が出たわけでありまして、そういう確認をしております。それから、いま一つは、人数ですね、人員が大分総務部長の話と、いまの助役との食い違いがございます。その辺をひとつ正していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 1月の17日お尋ねしたときの記録でございます。60年の7月にそれ以前に製造部門等につきましては、ずっと継続的に移転するわけでございますけれども、60年の7月に自動化研究所と業務営業部門を残しまして、要するに間接部門でございます。それ以前に直接部門が引っ越ししまして、それで60年の7月に管理部門が移転する忍野村に、60年の7月には、本社が忍野村に参ります。それから人数でございますけれども、こ

れはあくまでも会社側の見通しとしまして、現在700人いるんだけれども、忍野村に190人行っている。それから、60年にまいますと、要するに500人内外ということでございますので、企画財政部長との食い違いではございません。あくまでも先々の60年の見通しでございますので、そういうような形で弾力的に受け取っていただきたいと思っております。企画財政部長が450と申し上げましたことも、私が500と申し上げたことも、やはり60年に向けての概略の数字でございます。大体半々になるんじゃないかという説明でございます。そういう面からも、そう大きな税収の落ち込みはなかろうというふうに見ておるわけでございます。そのように弾力的に受け取っていただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 先ほど申し上げましたように私の聞いた範囲内では、総務委員会と本会議との答弁の食い違いがあるなんていうことは、これは絶対に許せない問題だというふうに思うんですよ。これはもうしっかりしていただきたいと思っております。

市民部長にお尋ねしたいんですが、仮に本社が忍野村の方へ行く場合に、税収でどういうふうな違いが出てくるか。

○議長（石坂勝雄君） 市民部長。

○市民部長（加藤一男君） ただいまの御質問は、本社が日野市にあるのと忍野村にあるとの差がどうなのかという御質問でございます。あくまで法人市民税につきましては、従業員割でございますので、法人税そのものには、本社の位置の問題は、そう大差がない、そういうように判断をいたしております。

○議長（石坂勝雄君） なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君） ただいま、議題となりました昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号のうち教育費について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正総額は、1,859万8,000円、減額補正額1,615万5,000円でございます。差し引き244万3,000円の増額補正でございます。まず、減額理由でございますが、

節15の工事請負費2,240万円、本工事費は明年4月仲田小学校の開校予定に伴い、東町、今朝ヶ島方面より仲田小学校に通学する児童の通学通路工事費として、当初予算で学校建設費に工事請負費として計上してまいりましたが、この道路は2・2・10号線より仲田小学校東側通用門を通りさらにこの道路の延長、仲田小学校北側を通り、日野本町2号線に結びつける。日野本町1号線として位置づけるために教育費より全額を減額して、そのかわり本一般会計補正予算書55ページ、56ページの土木費、道路新設改良費4,490万円に組みかえたための減額補正するものでございます。そのほかの主なるものは、新年度の児童用机、いすの修繕並びに購入費等でございます。本委員会は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬隆君） 議案第95号、一般会計補正予算第5号のうち、厚生委員会に付託されました歳出の民生費、衛生費、消防費の審査報告を申し上げます。

民生費は、5,000万弱の新たな支出が盛り込まれていますが、一方に減額補正があり、599万8,000円の補正であります。減額は、国民健康保険会計の繰出金の減額であり、主な歳出は、ゲートボールコート外さく設置、児童遊園用地取得、それに生活保護費の中の医療扶助費の補正であります。衛生費は浄化槽汚泥処理施設新設の昨年度への前たおしのための減額補正一億円を中心とした9,903万円の減額であります。消防費は、9月2日に確定した常備消防委託料の335万3,000円の補正であります。民生費の中の産休代替、病休代替の実情、民生員の増員などについて質疑があり、審議の結果、全会一致可決と決しましたので、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

- 建設委員長（藤林理一郎君） 議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号、歳出のうち建設委員会に付託されました農業費、土木費につきまして、審査報告を申し上げます。

農業費につきましては、2,415万4,000円の補正でありまして、主な内容は、平山農業用水及び日野農業用水の災害復旧のための工事請負費とそれに伴う備品購入費であります。

土木費につきましては、補正総額2億9,648万3,000円であります。歳出の主なものは、仮称仲田小学校進入道路新設外2件の工事請負費9,770万円、また、仮称仲田小学校進入道路用地取得のための公有財産購入費は、1,588.22平方メートルで1億7,092万6,000円でございます。神明上緑地植栽のための工事請負費950万円、第五小学校生けがき緑化のための工事請負費500万円等であります。

本件に対し委員長より学校のへの緑化とともに市の公共施設の緑化推進に努力してほしいとの要望が出されましたが、採決の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。
- 6番（古谷太郎君） これは委員長さんにお聞きするよりは市長だろうと思えますけれども、仲田小学校の北側を通る約600メートルにわたる道路がここででき上がるわけです。その予算がこれに用地買収費等が盛られている。これができるのは、来年の4月1日ということだと私は思います。教育長の説明によれば、学校の開設は59年4月1日であるということでございます。つきましては、ここへ道路を新設する場合にやはり水道、あるいはまた公共下水道、これは枝管になりますが、こういうふうな特に水道などは、並行して工事をすべきではないか、私は思うのであります。新しい道路がたんぼの中にできるわけでありまして、そこで、たとえばそのような場合に、開発公社等で建てかえ工事を公共下水道とか、あるいはまた水道管等を行ったらどうか。道路を舗装して、日野市の水道部の予定では、道路は59年度につくる、ところがそれを60年、1年後にまた掘り返して水道工事を行うんだというふうになっているようであります。これではまことに不経済に税金の二重のむだ使いになるわけです。せっかく土地開発公社という助役というりっぱな理事長がおられる。ここで、その開発公社が工事を行ったらどうか、そして、この工事代金を将来下水道会計なり、水道会計から支払ってもら

う、計算してもらおうということにしたらどうかと思うんですが、市長の考えをお聞きしたい。このような場合が非常に多いんです。

- 議長（石坂勝雄君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 御指摘のとおり、よくいわれる役所仕事と言われるものにこの非能率な面とか、あるいは予算の執行のために年度がダブる、あるいはことしつくったところにまた来年工事を施すというふうなことがしばしばありがちであります。そういうことのないことを指導していかなければなりません、この場合にどのようになっておりますか、もう一遍よく状況を調べまして、いま言われる開発公社で代行できるものであるかどうか。このあたりを調べて対処したい。このように考えております。

- 議長（石坂勝雄君） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第95号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第5号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第93号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

- 厚生委員長（一ノ瀬 隆君） 議案第93号の厚生委員会の審査報告を行います。
- この議案は、日野市国民健康保険条例の一部改正であります。保険税の値上げで均等割を、2,040円から3,240円に、世帯別平等割を3,480円から5,400円にし、合算の限度額を19万円から24万円とする。加えて助産費を8万円から10万円に引き上げるものです。国保運営協議会の答申どおりの提案であります。これらの保険税は、いずれも都下の各

市の平均をやや下回るものであることが説明され、昭和53年の改正以来5年たっていて支出は増加の一途で収入の伸びは鈍い。1人5,000円 一般会計からの繰り入れを基本として改正をしたものであるというものであります。市長にも出席していただき、審議いたしました。実情を理解するための各種資料の要求もあり、さらに慎重審議を要するものとして、全会一致継続審査とするものと決しましたので、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第93号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第96号、昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第98号、昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号の件を一括議題といたしました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬 隆君） 議案第96号は、国民健康保険特別会計補正予算第2号であります。歳入歳出とも3,350万6,000円の補正であります。この歳入は、前年度繰越金が確定補正されて一般会計繰入金を減額補正した残額であります。歳出の大部分が療養給付費国庫負担金返還金であります。57年度の精算に伴う返還であります。審議の結果全会一致可決と決しました。

議案第98号は、受託水道事業特別会計補正予算第1号であります。歳入歳出とも678万円の減額であります。配水管敷設などの工事で差金で減額がされており、他に漏水修理1,000万円などが計上されています。漏水がふえていることが説明されています。差金の出た原因な

どについて質疑があった後、全会一致可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第96号、昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第98号、昭和58年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第94号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君） 議案第94号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について建設委員会の審査報告を申し上げます。

本条例の改正は、東第二自転車等駐車場の開設に伴い第13条関係の別表第1に加えるもので、面積348平方メートル、収容予定台数250台とのことで、この駐車場が完成すると、日野駅周辺の現在の放置自転車台数1,730台に対し1,840台の収容予定能力を持てることとあります。本委員会では審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第94号、日野市自転

車等の駐車秩序の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君） 議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ133万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ8億6,918万4,000円とするもので、歳入につきましては、一般会計からの繰入金であります。歳出の主なものは、万願寺区画整理地内に残土置き場として、1万5,380平方メートルの土地を120万円で借り上げるための補正であります。本委員会では審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第97号、昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第3号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第2号、議案第105号、農業共済無事戻し金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君） 議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第2号、議案第105号、農業共済無事戻し金の交付につきまして、審査報告

を申し上げます。

初めに議案第105号、農業共済無事戻し金の交付について審査報告を申し上げます。本件につきましては、昭和55年から57年度までの3年間に水稻につきましては、205名に37万8,162円を、陸稲につきましては、7名に6,123円を掛金の2分の1を限度にそれぞれ交付するものであります。審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして議案第99号につきまして御報告申し上げます。農作物共済勘定につきましては、収入、支出それぞれ22万8,000円の補正でありまして、主な理由としては、先ほど報告申し上げました無事戻し金の交付のためのものであります。園芸施設共済勘定につきましては、収入、支出それぞれ22万5,000円の補正でありまして、園芸施設の再建築価格の評価額の変更のためのものであります。業務勘定につきましては、収入、支出それぞれ5万9,000円の補正でありまして、国の補助金確定に伴うものであります。本件につきましても審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第99号、昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第2号、議案第105号、農業共済無事戻し金の交付の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第102号、市道路線の一部廃止、議案第103号、市道路線の廃止、議案第104号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君） 議案第102号、市道路線の一部廃止につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

豊田停車場一号線につきましては、現況が廃滅し、公共の用に供されていないため隣接者に有償譲渡するものであります。また窪田4号線は、三沢中学校の校庭拡張に伴い京王帝都電鉄とつけかえ交換するものであります。本委員会では、現地調査を実施し、審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして議案第103号、市道路線の廃止につきまして、審査報告を申し上げます。

宮子5号線は、仲田小学校開設に伴いつけかえを、新井2号線については、前議案と同様に京王電鉄とつけかえ交換を、八幡8のイ号線は、宅地開発によりつけかえ交換を、また、日野76号線外4路線は、四ツ谷の開発行為に伴い新しい道路とつけかえ交換するものであります。本件も前議案と同様、現地調査を実施し、審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第104号につきまして、審査報告を申し上げます。

認定の理由として、平山21号線から平山七生台51号線までの15路線は、開発行為の完了により市に帰属するものです。また、石田23号線は、寄付により新設するものであります。日野本町2号及び3号線は、仮称仲田小学校建設に伴う新設であり、また、三沢10号線は、三沢中の校庭拡張に伴い新設するものであります。本件につきましても前2議案同様現地調査を実施し、審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第102号、市道路線の一部廃止、議案第103号、市道路線の廃止、議案第104号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、よって暫時休憩いたします。

午後3時 7分休憩

午後3時45分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第58-27号、昭和57年4月21日、(株)新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴う土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長の報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君） 請願第58-27号、昭和57年4月21日、(株)新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴う土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情の代表者より取り下げたい旨の申し出がございました。総務委員会で全会一致了承をしたものでございます。よろしく御申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） ただいまの委員長報告のとおり本請願を取り下げること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、請願第58-27号は、取り下げること決定しました。

これより請願第58-17号、一級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長の報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君） 報告をいたします。請願第58-17号、一般河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願の件は、請願代表者であります日野市程久保743番地、日野市程久保用水組合長須崎 晃さんより取り下げ願いが提出され、本委員会では取り下げを承認いたしましたので、以上御報告を申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） ただいま委員長の報告のとおり本請願を取り下げることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、請願第58-17号は、取り下げることにより決定しました。

これより請願第57-58号、優生保護法「改正」に反対する陳情、請願第57-63号、優生保護法一部「改正」反対に関する陳情、請願第57-67号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-6号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-20号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-21号、優生保護法「改正」について請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬 隆君） 数多く出され長時間審議いたしました優生保護法関係の請願・陳情についてようやく厚生委員会で結論が出ましたので、御報告申し上げます。

請願57-67、58-6、58-20、58-21の四つの請願・陳情を同趣旨のものとして、一括して審査してまいりました。所管の生活課より関連した資料が提出され審査に当たりました。医師会より医師を委員会にお呼びして、意見を聞き参考にしました。請願代表者からの意見を聞く機会も設けました。昨年当日野市議会で優生保護法の改正を要望する意見書が決議されましたが、これに沿ってのこの請願の趣旨に反対の意見と、請願の趣旨に賛成し、採択すべきを主張する委員とに分かれました。請願採択を反対する理由の大きなものとして、改正の意見書を採択し、同じ年度中にこれと全く反対の意見書を同じ日野市議会で採択すること

はできないというものがありませんでした。その後この請願に対して、厚生委員会を誹謗、中傷するビラが配布されたことから、審議がスムーズにいかないときがありました。ようやく去る12日の厚生委員会で採決に入りました。この四つの請願を採択することに賛成の意見が少数でありまして、これらの請願は不採択と決しました。

失礼いたしました、最初四つの陳情・請願を重ねて一括して審査してきたことを申し上げましたけれども、最初に申し上げました請願の番号が私間違ったようですので、訂正させていただきます。57-67号と58-6号、それに57-58号、57-63号、その四つを審査してきてそれを先ほど申し上げましたように不採択としたということでもあります。

次に請願58-20、58-21について御報告を申し上げます。

同じ優生保護法についてのものでもあります。同じ反対ではあるが、優生保護法の存在そのものを否定することが強調されておるものでもあります。審議の結果この2件についても採択に賛成する者少数で不採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本6件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○12番（板垣正男君） ただいま委員長が報告いたしましたように本6件の請願・陳情が厚生委員会で不採択ということになったわけでありすが、私は終始一貫採択すべきという意見を主張してまいりました。その理由といたしまして、請願内容にも盛り込まれておりますようにたとえば請願57-67号でございますように経済的理由を優生保護法の条項から削除することによっても妊娠中絶、あるいはやみ堕胎というようなものが減少するものではないというようなことが幾多の事例などもございまして、資料、その他十分そうした論拠があるわけございまして、これらの法律の改正を進めようとする論拠にはとうてい賛成できない、という立場を明らかにしてまいりました。詳しくは委員会でも申し上げたので、繰り返しませんけれど、一つだけ御紹介申し上げますと、この優生保護法の改正に反対するいろんな団体、婦人団体、あるいは個人も含めてでございますが、たくさんあるわけございまして、その一つに日本医師会も反対の態度を表明しております。すでに日本医師会名で厚生大臣に反対を明らかにいたしました意見書も提出するというようなことで、国民各階層この優生保護法の改悪には反対する立場を表明されてきたものでございます。委員会においても詳しく論議を行ってまい

りましたし、かなりの時間も費やして論議を行ってきたわけであり、先ほど委員長の報告では不採択ということになったわけであり、この本会議場におきまして、関係するこの6件の請願・陳情が採択されますよう強く意見を申し上げておきたいと思っております。なお、1件つけ加えておきたいと思っておりますけれども、請願の第58-21号の請願に関するものであります。委員会でも申し上げましたようにこの請願の趣旨は私は、もちろん賛成でございます。先ほど申し上げましたように採択すべきという態度でございます。ただこの内容で、若干私どもの考えと異なる点がございまして、明らかにしておきたいと思うのであります。この中でこういうところがございます、いろいろお書きになった中で、「もうこうなったら、胎児が殺された責任は、国民みんなの責任になるんだ」というふうに述べておられるわけございまして、私の考えは決してこういう考えに立っていないということだとだけを指摘しておきたいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御意見はありませんか。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 私どもは厚生委員会でこの請願、それから陳情に不採択の立場をとりました。人間の体というのは指1本、目の玉一つからして金銭的にあがなえるものではありません。人間の生命というのはそれほど大切なものであります。ですから胎児というのは、母親の付属物ではなくて、一個の独立した生命である、胎児は完全な命であるという立場からこの審議を進めてまいりました。胎児というものが唯一無二の独立した生命である。そのことを私どもは強く主張いたしまして、この請願、それから陳情に不採択という態度をとったものであります。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御意見はありませんか。橋本文子君。

○1番（橋本文子君） 委員会の結論は、私は大変不満であります。なぜならば、経済的な理由を削除するという一点だけをとってみましても、いま賃金は実質的には目減りしております。そして、教育費もかかり、あるいはもろもろの経済的に余裕のない家庭がたくさんあるということも事実であります。子供を2人ぐらい生んだところで、もう生めないと思っいる人がたまたま妊娠してしまったときに、それをおろしてしまったら墮胎罪という罪で今後この改正案が通されてしまったら、問われることになってしまいます。私はそういう意味合いから、ぜひともいま政府がたくらんでいるこの優生保護法改正に関しましては、強く反対の意見を申し上げておきます。そして、この六つの請願・陳情に対しては、多くの皆さんが御賛

同いただけますよう心からお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君） これをもって意見を終結いたします。

これより本6件について採決いたします。本6件に対する委員長報告は不採択であります。本6件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君） 挙手多数であります。よって請願第57-58号、優生保護法「改正」に反対する陳情、請願第57-63号、優生保護法一部「改正」反対に関する陳情、請願第57-67号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-6号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-20号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58-21号、優生保護法改「正」について請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第58-38号、一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願、請願第58-39号、日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君） 請願第58-38号、一級河川程久保川上流部分の河川改修につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願は、12月7日に本委員会に付託されたものでありまして、請願者は、日野市程久保743番地、程久保用水組合長須崎 晃さんより提出されたものであります。本件について理事者側より59年度から61年度までの3カ年事業で改修をしていきたいとの説明がなされ、審査の結果全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして請願第58-39号、日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願につきまして、審査報告を申し上げます。

本請願につきましても12月7日に本委員会に付託されたものでありまして、請願者は、日野市南平二丁目37の8、南平台自治会長松下和良さん外904名の方から提出されたものでご

ございます。本委員会では、現地調査を実施し、理事者側より現在原因究明のため、都立多摩動物園から東京都土木研究所に依頼してあり、まだ結論が出ていないとのことですが、市としても今後東京都及び田園企業に対し改修の要請をしていくとの説明がなされ、審査の結果全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これは委員長さんにお尋ねすることではないかもしれないんですが、理事者に特に聞きたい。理事者の答弁によれば、程久保川の上流部分の河川改修は、59年度から61年度までに行うという回答があった。よって採択をするんだという御報告であります。そこで、東京都の非常な御努力により動物園のところまでは程久保川の改修が終わったわけでありまして。一級河川部分については、あとは準用河川になりますか、用水事業になりますか、この点はどちらの事業としてこの改修を行うのか、第1点。

第2点、3カ年じゃなくてわずかな距離だし、川幅も狭いところですから、2カ年でできないのかどうか。なぜできないのか、これが第2点。

第3点、この河川改修に対する東京都あるいは国の補助申請というか、対策はどのようになっているのか。現在どこまで進行しているのか。この3点を理事者の方から御回答願いたい。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは私の方からお答え申し上げます。

まず第1点の御質問ですが、これもいま御質問の中にございましたように程久保川につきましては、58年度で東京都が改修を終るということをございまして、この終わる地点というのは、都道の北側からさらに暗渠で南側にまたいでおるわけです。その上流が開渠になっておるといふ状況でございまして、これについては200ヘクタール以上でない準用河川の指定を受けられないという基準がございまして、残念ながら準用河川としての改修工事は行われぬ。したがって、普通の用水の工事として、今後改修を行っていく、こういうことで現在検討しておるわけでございます。それで計画といたしましては、上流部分が山間地を流れてくるわけですから、大変狭いということもありますし、それから、蛇行もしております。そういう点で必要な改修箇所につきましては、一応検討を進めておまして、59年度から取り組んでいきたいということで一応3カ年計画を立てたわけでございますけれども、これからの予算措置もございまして、一応御指摘のございました3年計画を2年にするというにつ

きましては、今後さらに検討を進めていきまして、できるだけ短期間のうちに必要な箇所を改修していきたい、こういうふうに思っております。

それから、補助金の関係等につきましては、やはり一般水路の改修でございますので、いまのところ、たとえば都の補助金等の関係等につきましては、申請の検討はいたしておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） よろしいですか。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これは水田用水にほとんどが使われているところですね。ですから、農業用水改修というふうにはならないんですか。

それから、総予算は大体どのくらいですか。来年度予算要求は幾らしている。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） お答え申し上げます。

確かに一部まだ水田がございまして。したがって、灌漑期には灌漑用水路としての機能がございまして、それ以外の時期については、いわゆる排水路としての機能もあるわけですが、私どもの方でいま59年度とりあえず第一年次の59年度の分としての予算要求の額については、ちょっといま手元にございせんけれども、金額的にはちょっといまはっきり申し上げられせんけれども、59年度の改修計画につきましては、約950メートルの部分の改修したいということで、これに見合う予算要求はしてございまして。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 市長に聞きたい、この川はホタルの名所であります。ところがこの川を改修する際に、ホタルの産卵の場所が失われてしまう可能性が出ておるわけでありまして。そこで、ホタルはどこへ卵を産むかはよく市長は御存じのはずであります。それから、ホタルのえさの貝はどのような状態の中で育つかも御存じのはずでありますから、これについて一般の用水や河川の改修のように下や側壁をコンクリートで打つとか石積みにしてしまうとホタルが全滅致します。どのようになさる気であるか市長に自然を守る立場から950メートル、長いものですから、お考えを示していただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） お答え申し上げます。

確かに場所によりましては、むしろ自然の流れのままにおきたいというふうな場所もござい

ます。そういう点でやはり自然の保護という面と、それから、生息しておりますホタルの繁殖を阻害する、こういうふうなことの無いような配慮は当然しておかなくちゃならないと思いますので、細かい点については、そういう点の配慮をもとにしながら、改修の内容等については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって請願第58-38号、一級河川程久保川上流部分の河川改修について請願、請願第58-39号、日野市南平二丁目地先の擁壁改修工事に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第58-15号、退職金引下げに関する陳情、請願第58-18号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面实施を求める意見書提出を願う請願、請願第58-24号、循環バスに関する請願、請願第58-29号、循環バス市案に反対する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本4件について総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第57-6号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第57-7号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する

請願、請願第57-56号、図書館の夜間閉館に関する陳情、請願第57-64号、中学校通学区区域変更に関する陳情、請願第58-12号、日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願、請願、請願第58-26号、日野市教育委員会の実態調査願に関する陳情、請願第58-35号、日野市八ヶ岳大成荘の改築及び施設の充実に係る請願、請願第58-37号、遺跡調査に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本8件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第58-19号、合成洗剤使用の規制を求める請願、請願第58-22号、健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願、請願第58-30号、社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての請願、請願第58-33号、医療保険制度改革反対に関する請願、請願第58-34号、健康保険改正に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本5件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第57-27号、水害等対策に関する請願、請願第57-37号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第57-38号、住宅環境保全に関する請願、請願第57-51号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第57-55号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第57-59号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第57-60号、1・3・1バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願、請願第57-62号、程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第58-5号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第58-25号、ダイクマ出店阻止に関する請願、請願第58-28号、市道一部廃止について陳情、請願第58-32号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願、請願第58-36号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本13件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 私は、継続審査に対することではございませんが、実は、私の手元に一つの文書があるわけでありまして、これを見てまいりますと、高幡不動地区の区画整理反対に対する請願、これを一日も早く採決をしていただくというふうなことの文書でございます。これは建設委員の皆さんに配られた文書であります。その中で、私ども議員としてどうしても遺憾に思う点があるわけでありまして、高幡地区区画整理事業においても、市議会議員という立場を利用して、明らかに、明らかに自己の利益につながるような働きを各方面に働きかけている、こういうふうな文書の中に文面があるわけでありまして、この問題に対しまして、恐らく委員会といたしましても御検討されたと思っておりますが、どういふふうな処置をされたか、その点についてお伺いをいたしておきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君） いま滝瀬議員さんの方から建設委員会にこのような

文書が来ているということを読み上げていただきましたことについて、どのようなことであつたかというお話でございますけれども、これについて委員会では、ある委員の方から委員会の席でこういうような文書が各委員のところまいておるように思いますけれども、この文書が皆さんの手元にまいておるかというような話から、建設委員が7名で構成されております。その中で1名の方がいま病気のために出席しておりませんが、6名の中で全員の6名の方にこの文書がまいておることから、委員会の中でこの文書が非常に議会または委員会に対してちょっと侮辱というような形が文書の中にある。だから、この件について一度休憩をとって、そして傍聴に来ておられました高幡の区画整理地区の反対者の中に代表者が来ておりましたので、そこで休憩を委員会でもとりまして、そして、その代表者の方として建設委員会の6名の方とお話をしたということは事実でございます。その中で、各委員の方から、非常にこの文書の内容に対して不満だと、このようなことを今後なされるようなことがあるならば、この審議に応じないというような話が出まして、そこで相手方の請願の代表者の方がいや本当に考え方が、その代表者が言うのには、私はこの文書に対してはある程度、題というんですか、書き出しまして、それを今度書記の方に回しまして、書記の方で打って何した。だから申しわけないことをいたしました。その席でこれについては、各委員の方からこういうようなことがあるなら、この区画整理の件につきまして、審査行わない、強く要望を皆さんからいたしまして、そこで代表者の方が取り下げます、この文書を、だからこの場でひとつないことにしていただきたい。こういうような陳謝が代表者の方からございました。それによって、この文面全部がないことにしていただくという鈴木さんの言葉が出たものでございます。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第57、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第58、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第59、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第60、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第61、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第58-40号、雨水排水に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第58-40号の常任委員会への付託は、会議規則第112条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第58-40号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和58年第4回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後4時32分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項及び日野市議会会議規則第 70 条の規定により
署名する。

日野市議会議長 石坂勝雄

署名議員 滝瀬敏朗

署名議員 橋本文子

